

〔 資料編 〕

1. 防災関係機関及び関係条例・規程等

1－1 防災関係機関の連絡窓口

1 町

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
紀 宝 町 役 場 本 庁 舎	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地	0735-33-0333	0735-32-3061
紀 宝 町 役 場 分 庁 舎	519-5713	南牟婁郡紀宝町成川656番地	0735-23-3024	0735-22-4669
井 田 支 所	519-5711	南牟婁郡紀宝町井田1415番地2	0735-32-2001	0735-32-0106
相 野 谷 支 所	519-5835	南牟婁郡紀宝町大里1574番地3	0735-34-0001	0735-34-0582

2 指定行政機関

機関名	所 在 地	区 分	連絡窓口	電話番号	F A X 番号
消防庁	100-8974 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	昼 間	震災等応急室	03-5253-7527	03-5253-7537
		夜間・祝日	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553

3 指定地方行政機関

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東海農政局 三重農政事務所	企画調整課	514-0006 津市広明町415-1	059-228-3151 衛星無線 7-845-12	059-225-9694 衛星無線 0-p-7-p-845-19
近畿中国森林管理局 三重森林管理署	総務課	519-0116 亀山市本町 1 丁目7-13	0595-82-0069	0595-82-8792
尾鷲海上保安部		519-3612 尾鷲市林町1-29	0597-25-0118 地上系無線 8-819-**-11	0597-22-0639 地上系無線 8-819
津地方気象台	防災業務課	514-0002 津市島崎町327-2	059-228-6818 地上系無線 8-843-**-11 衛星系無線 7-843-11	059-228-4745 地上系無線 8-843 衛星系無線 0-p-7-p-843-19
尾鷲特別地域気象観測所		尾鷲市南陽町6-34	0597-22-0328	
気象台潮岬観測所		串本町潮岬1597	0735-62-0508	
中部地方整備局 紀勢国道事務所		515-0005 松阪市鎌田町144-6	0598-52-5360	0598-52-5371
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所	調査第一課	646-0003 田辺市中万呂 1 4 2	0739-22-4564	0739-26-0629

4 陸上自衛隊

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊 第33普通科連隊	第3科	514-1118 久居市新町975	059-255-3133 (内235～238) 地上系無線 8-841-**-11 衛星系無線 7-841-11	同左 (切替) 地上系無線 8-841 衛星系無線 0-p-7-p-841-19
陸上自衛隊航空学校	企画課	519-0501 度会郡小俣町明野5593-11	0596-37-0111 地上系無線 8-842-**-11 衛星系無線 7-842-11	同左 (切替) 地上系無線 8-842 衛星系無線 0-p-7-p-842-19

5 教育委員会

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県教育委員会	教育総務室 情報・危機管理グループ	514-8570 津市広明町13	059-224-3301 地上系無線 8-*-8-3301 衛星系無線 7-101-8-3301	059-224-2319 地上系無線 8-099-**-8-2319 衛星系無線 0-p-7-p-101-8-2319

6 警察本部

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県警察本部	警備第二課	514-0006 津市栄町1丁目100番地	059-224-0110 (内5795) 地上系無線 8-147-**-12 衛星系無線 7-147-12	059-224-2111 (内5769) 地上系無線 8-147 衛星系無線 0-p-7-p-147-19
紀宝警察署		南牟婁郡紀宝町鵜殿1709番地2	0735-33-0110 地上系無線 8-837-**-11	地上系無線 8-837
成川交番		南牟婁郡紀宝町成川817	0735-22-6000	
相野谷駐在所		南牟婁郡紀宝町大里1638-1	0735-34-0020	

7 県

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県	防災対策室	514-8570 津市広明町13	059-224-2189 地上系無線 8-*8-2157 衛星系無線 7-101-8-2157	059-224-2199 地上系無線 8-099-**-8-2199 衛星系無線 0-p-7-p-101-8-2199
三重県生活部	生活総務室	〃	059-224-2621 地上系無線 8-*8-2621 衛星系無線 7-101-8-2621	059-224-3069 地上系無線 8-099-**-8-3069 衛星系無線 0-p-7-p-101-8-3069
三重県熊野県民センター	県民防災室	519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6105 地上系無線 8-*28-8-6105 衛星系無線 7-128-8-6105	0597-89-6107 地上系無線 8-099-**-28-6133 衛星系無線 0-p-7-p-128-6133

8 市町及び消防機関

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
熊野市	総務課	519-4392 熊野市井戸町796	0597-89-4111 地上系無線 8-212-**-11 衛星系無線 7-212-11	0597-89-5501 地上系無線 8-212 衛星系無線 0-p-7-p-212-19
御浜町	総務課	519-5292 御浜町阿田和6120-1	05979-3-0505 地上系無線 8-561-**-11 衛星系無線 7-561-11	05979-2-3502 地上系無線 8-561 衛星系無線 0-p-7-p-561-19
熊野市消防署紀宝分署		519-5701 南牟婁郡紀宝町井田2437-1	0735-32-4545	0735-32-4547
熊野市消防本部		519-4325 熊野市有馬1365-1	0597-89-0119 地上系無線 8-815-**-11 衛星系無線 7-815-11	0597-89-4424 地上系無線 8-815 衛星系無線 0-p-7-p-815-19

9 指定公共機関

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
鵜殿郵便局		519-5799 南牟婁郡紀宝町鵜殿1336-2	0735-32-1542	0735-32-1907
紀伊井田郵便局		519-5711 南牟婁郡紀宝町井田1622-2	0735-32-2042	0735-32-1544
御船郵便局		519-5713 南牟婁郡紀宝町成川772-1	0735-22-4214	0735-23-1219
相野谷郵便局		519-5835 南牟婁郡紀宝町大里 1641-1	0735-34-0030	0735-34-0469
西日本電信電話株式会社 三重支店	設備部災害対策室	514-0033 津市丸之内28-38	059-223-9330 衛星系無線 7-873-11 7-873-12	059-227-6140 衛星系無線 0-p-7-p-873-19
日本赤十字社 三重県支部	事業推進課	514-0004 津市栄町 1 丁目891	059-227-4145 地上系無線 8-* -991 衛星系無線 7-101-991	059-227-6245 地上系無線 8-* -992 衛星系無線 0-p-7-p-101-99 2
日本放送協会津放送局	企画総務	514-0036 津市丸之内養正町4-8	059-229-3015 地上系無線 8-861-* -11 衛星系無線 7-861-11	059-229-3029 地上系無線 8-861 衛星系無線 0-p-7-p-861-19
関西電力株式会社 新宮営業所		647-0041 新宮市野田5番63号	0735-22-5211	0735-21-1327

10 指定地方公共機関

機 関 名	防災事務連絡窓口	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重交通㈱	運転保安部運転保安課	514-0032 津市中央 1 番 1 号	(昼間) 059-229-5537 (夜間) 059-228-2079 衛星系無線 7-806-11	059-229-1635 衛星系無線 0-p-7-p-806-19
三重県エルピーガス協会		514-0009 津市羽所町345 第一ビル 3 F	059-227-6238	059-229-4648
三重県医師会	三重県医師会事務局	514-8538 津市桜橋 2 丁目191-4	059-228-3822	059-225-7801
三重テレビ放送株式会社	技術部	514-0063 津市洪見町小谷693-1	059-223-3359 地上系無線 8-862-**-11 衛星系無線 7-862-11	059-223-3367 地上系無線 8-862 衛星系無線 0-p-7-p-862-19
三重エフエム放送株式会社	総務課	514-8505 津市観音寺町焼尾1043-1	059-225-5533 地上系無線 8-863-**-11 衛星系無線 7-863-11	059-227-1890 地上系無線 8-863 衛星系無線 0-p-7-p-863-19

1－2 紀宝町防災会議条例

平成18年 1 月10日

条 例 第 1 4 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、紀宝町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 紀宝町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し、重要な事項について調査審議をすること。
- (3) 紀宝町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充て、その定数は35人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 三重県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 三重県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 紀宝町議会議員のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が必要と認める者
- 6 前項第9号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 三重県の職員
 - (2) 町の職員
 - (3) 関係地方行政機関の職員
 - (4) 関係指定公共機関の職員

(5) 関係指定地方公共機関の職員

(6) 学識を有する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

1－3 紀宝町災害対策本部条例

平成18年 1 月10日

条 例 第 1 5 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき紀宝町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、各部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年 1 月10日から施行する。

1－4 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表

平成12年厚生省告示第144号より
最終改正 平成18年厚生労働省告示第470号

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当たり 30,000円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,342,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり 29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1／3日)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1人 世帯</th><th>2人 世帯</th><th>3人 世帯</th><th>4人 世帯</th><th>5人 世帯</th><th>6人以上1人増すごとに 加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊全焼 流失</td><td>夏</td><td>17,200</td><td>22,100</td><td>32,600</td><td>39,000</td><td>49,500</td><td>7,200</td></tr><tr><td>冬</td><td>28,400</td><td>36,700</td><td>51,200</td><td>60,100</td><td>75,400</td><td>10,300</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600</td><td>7,500</td><td>11,300</td><td>13,700</td><td>17,400</td><td>2,400</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,000</td><td>11,900</td><td>16,800</td><td>19,900</td><td>25,200</td><td>3,300</td></tr></table>		区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増すごとに 加算	全壊全焼 流失	夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200	冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	半壊半焼 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	冬	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300						
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人増すごとに 加算																																						
全壊全焼 流失	夏	17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200																																						
	冬	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300																																						
半壊半焼 床上浸水	夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400																																						
	冬	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300																																						

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり500,000円以内	災害発生の日から1カ月以内	

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給 与	住 宅 の 全 壊 (焼)、流失半壊 (焼)又は床上浸 水により学用品を 喪失又は毀損し、 就学上支障のある 小学校児童、中学 校生徒及び高等学 校等生徒	1 教科書及び教 科書以外の教材 で教育委員会に 届出又はその承 認を受けて使用 している教材、 又は正規の授業 で使用している 教材実費 2 文房具及び通 学用品は、次の 金額以内 小学校児童 1人当たり4,100円 中学校生徒 1人当たり4,400円 高等学校等生徒 1人当たり4,800円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評 価額 2 入進学時の場 合は個々の実情 に応じて支給す る。
埋 葬	災害の際死亡し た者を対象にして 実際に埋葬を実施 する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 199,000円以内 小人 (12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以 前に死亡した者で あっても対象とな る。
死体の搜索	行方不明の状態 にあり、かつ、四 囲の事情によりす でに死亡していると 推定される者	当該地域におけ る通常の実費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件 費は、別途計上 2 災害発生後3 日を経過したもの は一応死亡した 者と推定してい る。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 検案 救護班以外は 慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1 世帯当たり 137,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、 看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によつては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2. 応援に関する資料

2-1 三重県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合（以下「市町等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、三重県全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害とは、次の各号に定める災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害及び事故等により被害が発生した市町等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町等の応援の必要がある災害

(応援隊の編成)

第4条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊（以下、「応援隊」という。）によるものとする。ただし、消防団の応援については、地域実情に応じて行い、その出動については市町の長、消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定の経費負担に関する事項のみ適用するものとする。

(応援要請)

第5条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、第3条第1号の災害が発生した場合、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に知事を通じて応援要請を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する要請があった場合、受援側の長、応援側の長及び代表消防機関の長に対し必要な指導及び連絡調整を行うものとする。
- 3 受援側の長は、第3条第2号の災害が発生した場合、隣接する市町等の長に応援要請を行うことができる。この場合において、隣接市町等の長（以下「隣接応援側の長」という。）がその災害等の発生を覚知し、応援隊を派遣した時は、これを要請に基づく応援とみなす。

(いとまなき場合の応援)

第6条 応援側の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援隊を出動させることができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

- 2 知事又は代表消防機関の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要

請を待たないで、応援側の長に応援隊の出動を要請することができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

(応援要請方法等)

第7条 応援要請方法等、この協定の実施に必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に基づくものとする。

2 前項の計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町等の消防長が協議して定めるものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援側の長は、第5条第1項、第3項又は第6条第2項の規定により応援要請を受けたとき、応援側の市町等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、第5条第1項又は第6条第2項の要請を受け応援隊を派遣する場合、知事及び代表消防機関の長に対し、出動部隊、隊員の氏名、無線の呼び出し名称等必要な事項について報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、受援側の長又はその委任を受けた者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができるものとする。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮を受け活動した場合、その結果について適宜、受援側の長又はその委任を受けた者に報告するものとする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号によるものとする。

(1) 受援側の長が負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費、食料費

イ 当該応援のために特別に必要なとなった修理費

ウ 賞じゅつ金等（当該対象となる者が属する市町等の条例に基づき算出した額とする。）

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側の市町等に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。）

ただし、応援側の市町等の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は応援側の市町等の負担とする。

オ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等資材費

(2) 応援側の長又は隣接応援側の長が負担する経費

ア 旅費、出動手当

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 被災地への移動中及び被災地からの帰還中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

(事務局)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、本協定に関する事務局を三重県に置くものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができるものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定を締結した市町等が、当該市町等の間で締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(代表消防機関)

第14条 この協定に規定する代表消防機関は、四日市市消防本部とする。

2 代表消防機関が、その任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を遂行するものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年3月1日から施行する。

2 この協定の締結に伴い、平成10年7月1日に締結した「三重県内消防相互応援協定」は廃止する。

3 この協定の成立を証するため協定書35通を作成し、県及び協定市町等において各1通を保管する。

2-2 三重県消防広域応援基本計画

(趣旨)

第1条 この計画は、「三重県内消防相互応援協定」(平成10年締結。以下「県内応援協定」という。)第15条に基づき、消防部隊の応援要請及び応援出動を円滑かつ迅速に行うために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この計画における用語は、県内応援協定に定めるほか次の各号に定めるところによる。

- (1) 県内相互応援隊とは、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき応援出動する県内の消防部隊をいい、応援可能隊は、原則として法第24条の4第4項の規定に基づいて登録した緊急消防援助隊三重県隊と同様とし、別表1のとおりとする。
- (2) 代表消防機関とは、四日市市消防本部をいう。また、代表消防機関がその任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を代行する。

(部隊の編成)

第3条 県内相互応援隊の部隊の単位は、県隊(大隊)、部隊(中隊)、隊(小隊)とし、各部隊の長は、県隊長、部隊長(中隊長)、隊長(小隊長)とする。

2 県内相互応援隊は、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊並びに県に設置された航空隊のうち発災市町において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成する。

3 県内相互応援隊の編成は、前2項に定めるほか、次の例によるものとする。

- (1) 県内相互応援隊指揮隊は、原則として代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとし、管内災害対応等のため代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、代行消防機関の指揮隊をもって編成する。
- (2) 大隊の編成は、県単位とし、「県内相互応援隊」と称する。
- (3) 中隊の編成は、応援出動状況に応じて県隊長が消防本部ごと、又は消火、救助、救急等の任務ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部)中隊」、「(〇ブロック)中隊」又は「(消火)部隊」等と呼称するものとする。

各中隊長は、県隊長が指定するものとする。

- (4) 小隊の編成は、各車両又は付加された任務単位とし、「(〇〇)小隊」と呼称する。

- (5) C災害及びB災害に対する部隊編成は、毒劇物等対応隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた部隊により特別に編成するものとする。

(部隊等の任務)

第4条 部隊等の任務は、次によるものとする。

- (1) 県隊長は、県内相互応援隊を統括して発災市町に赴くとともに、指揮者(発災市町の指揮者をいう。以下同じ。)の指揮を受け、発災市町における県内相互応援隊の活動を管理するこ

とを任務とする。

県隊長は、任務を行うために必要な場合に指揮隊を設置するものとする。

- (2) 消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊の任務は、次によるものとする。

ア 消火部隊 主として発災市町における消火活動を行うこと。

イ 救助部隊 主として発災市町における要救助者の検索、救助活動を行うこと。

ウ 救急部隊 主として発災市町における救急活動を行うこと。

エ 後方支援部隊 主として発災市町における県内相互応援隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。

オ 特殊災害部隊 主として発災市町における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。

カ 特殊装備部隊 主として発災市町における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

- (3) 航空隊は、主として発災市町における航空機を用いた消防活動を行うことを任務とする。

(部隊の装備等の基準)

第5条 部隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 指揮隊

ア 指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。

イ 指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を行うための設備等及び車両を備えること。

- (2) 消火部隊

ア 消火部隊を構成する消火隊は、隊員4人以上で編成されるものであること。

イ 消火隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。

ウ 消火隊は、口径65ミリのホースを積載すること。

- (3) 救助部隊

ア 救助部隊を構成する救助隊は、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）第6条に規定する救助隊員の資格を有する隊員4人以上で編成されるものであること。

イ 救助隊は、ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車を備えること。

ウ 救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）別表第1及び別表第2に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材を備えること。

- (4) 救急部隊

ア 救急部隊を構成する救急隊は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第5条第2項に規定する隊員3人以上で編成されるものであること。

イ 救急隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。

ウ 救急隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

(5) 後方支援部隊

ア 後方支援部隊を構成する後方支援隊は、隊員 2 人以上で編成されるものであること。

イ 後方支援隊は、発災市町において、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等が72時間以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

(6) 特殊災害部隊

特殊災害部隊は、毒劇物等対応隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。）及び大規模危険物火災等対応隊から構成されるものであること。

ア 毒劇物等対応隊

(ア) 毒劇物等対応隊は、①一般の毒劇物災害、②毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害（以下「C 災害」という。）、③生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害（以下「B 災害」という。）に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員 4 人以上で編成されるものであること。

(イ) 毒劇物対応隊は、下記(ウ)の資機材を搬送することのできる車両を備えること。

(ロ) 毒劇物対応隊は、一般の毒劇物災害、C 災害及びB 災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

一般の毒劇物災害対応：呼吸保護用器具、防毒マスク、化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

C 災害・B 災害対応：陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器、防毒マスク

イ 大規模危険物火災等対応隊

(ア) 大規模危険物火災等対応隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員 2 人以上で編成されるものであること。

(イ) 大規模危険物火災等対応隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車を備えること。

(ロ) 大規模危険物火災等対応隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(7) 特殊装備部隊

特殊装備部隊は、消防活動二輪隊、はしご車隊及びその他特殊な装備を用いた消防活動を行う消防隊から構成されるものであること。

ア 消防活動二輪隊

(ア) 消防活動二輪隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

(イ) 消防活動二輪隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

イ はしご車両

ウ その他知事が県内相互応援隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

(8) 航空隊

ア 航空隊は、機種に応じて必要とされる操縦士、整備士及び2人以上の救助隊員その他の消防活動を行うために必要な隊員で構成されるものであること。

イ 航空隊は、ヘリコプターを備えること。

ウ 航空隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、テレビ電送システム等のうちその用途に応じて必要なものを備えること。

(情報連絡体制)

第6条 迅速かつ効率的な応援活動を実施するため、県内の消防機関を別表2のとおり4ブロックに分割し、情報連絡体制は原則として別表3のとおりとする。

2 情報連絡等の窓口は、別表4のとおりとする。

(応援要請)

第7条 県内応援協定第5条第1項及び三重県防災ヘリコプター応援協定第4条第1項第2号に規定する応援要請は、別記様式1により速やかに知事を通じて行うものとする。

(出動準備)

第8条 知事は、前条により応援要請の連絡を受けた場合又は県内応援協定第5条の2の応援が必要と認められる場合に発災市町以外の消防機関の長に対し別記様式2により出動可能隊数を報告させるものとする。

2 前項により報告を求められた発災市町以外の消防機関の長は、別記様式3により知事及び代表消防機関の長に報告するものとする。

(部隊の出動)

第9条 前条の報告を受けた知事は、応援市町長等に対して次の事項を明らかにして別記様式4及び付表により速やかに県内相互応援隊の出動を要請するものとする。

(1) 災害発生日時

(2) 災害状況

(3) 必要部隊数・車両・資機材

2 代表消防機関は、集結場所、集結時間を指定し、応援市町等の消防機関及び知事に連絡するものとする。

3 応援要請を受けた応援市町等の消防機関の長及び知事は、速やかに部隊を出動させるものとする。なお、出動部隊は、原則として日用品、被服、寝袋等の個人装備のほか72時間活動可能な食糧、飲料水等を出動時に携行するものとする。

4 部隊を出動させた応援市町等の消防機関の長は、別記様式5により直ちに次の事項を知事及び代表消防機関に報告するものとする。

(1) 出動部隊・隊員の氏名・血液型等

(2) 無線の呼び出し名称等

(3) 集結場所到着予定時刻

(4) その他必要な事項

5 応援要請から県内相互応援隊の出動までの流れは別図のとおりとする。なお、この計画を円

滑に遂行するため、県内において震度 5 弱以上の地震等の自然災害が発生したことを覚知した消防機関は、県内相互応援隊の出動の準備に執りかかること。

(後方支援本部の設置)

第10条 県内相互応援隊を出動させた時は、円滑な後方支援を実施するため、原則として代表消防機関又は代行消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、応援市町等の消防機関との連携調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとする。

(集結場所等)

第11条 集結場所及び出動ルート等については、原則として次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、別表 5 (陸上部隊集結場所) 及び別表 6 (航空隊集結場所) により発災市町に応じて集結場所を決定し、応援市町等の消防機関に連絡するものとする。

(2) 出動ルート

県隊長は、出動ルートを決定し、県及び後方支援本部に報告するものとする。なお、出動途上における状況の変化等によって出動ルートを変更する場合は、県及び後方支援本部にその旨を報告するものとする。

(指揮体制)

第12条 県内相互応援隊は、発災市町において、法第24条の 6 の規定に基づき、指揮者の指揮の下に(航空隊については、法第24条の 7 の規定による。)活動するものとする。(法第24条の 4 に規定する緊急消防援助隊とは指揮命令が異なる。)

2 県内相互応援隊は、発災市町で活動を行う緊急消防援助隊の消防機関と緊密に連携するものとする。

3 県隊長は、指揮者の指揮の下、県内相互応援隊の管理を行うものとする。

4 中隊長は、県隊長の指揮の下、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(現場到着)

第13条 県隊長は、現場到着したときは、すみやかに、人員、車両、資機材等の内容を指揮者に報告し、次の事項について確認するものとする。

(1) 災害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 使用無線系統

(5) 地水利状況

(6) その他活動上必要な事項

(活動報告等)

第14条 県隊長は、災害状況、県内相互応援隊の活動状況及びその他必要な事項について適宜、県に報告するものとする。

2 県は、前項の内容について後方支援本部と密接に連携をとること。

(通信連絡体制)

第15条 通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。

(1) 関係機関間の通信連絡は、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワークその他の無線又は有線回線を使用する。

(2) 県内相互応援隊相互の通信は、県内共通波を使用する。

(活動終了)

第16条 県隊長は、指揮者の引き揚げ指示があった場合には、現場における活動を終了するものとする。この場合、県隊長は次の事項を指揮者に報告するものとする。

(1) 県内相互応援隊の活動概要（場所、時間、隊数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第17条 部隊が帰署（所）した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨を県及び代表消防機関に報告するものとする。

(活動結果報告)

第18条 出動した部隊の所属する消防機関は、県及び代表消防機関に別記様式6により次の事項を報告するものとする。

(1) 消防本部名

(2) 活動隊数及び隊員数

(3) 活動開始日時、活動時間

(4) 活動場所

(5) 活動概要

(6) 使用資機材

(7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況

(8) その他特記事項

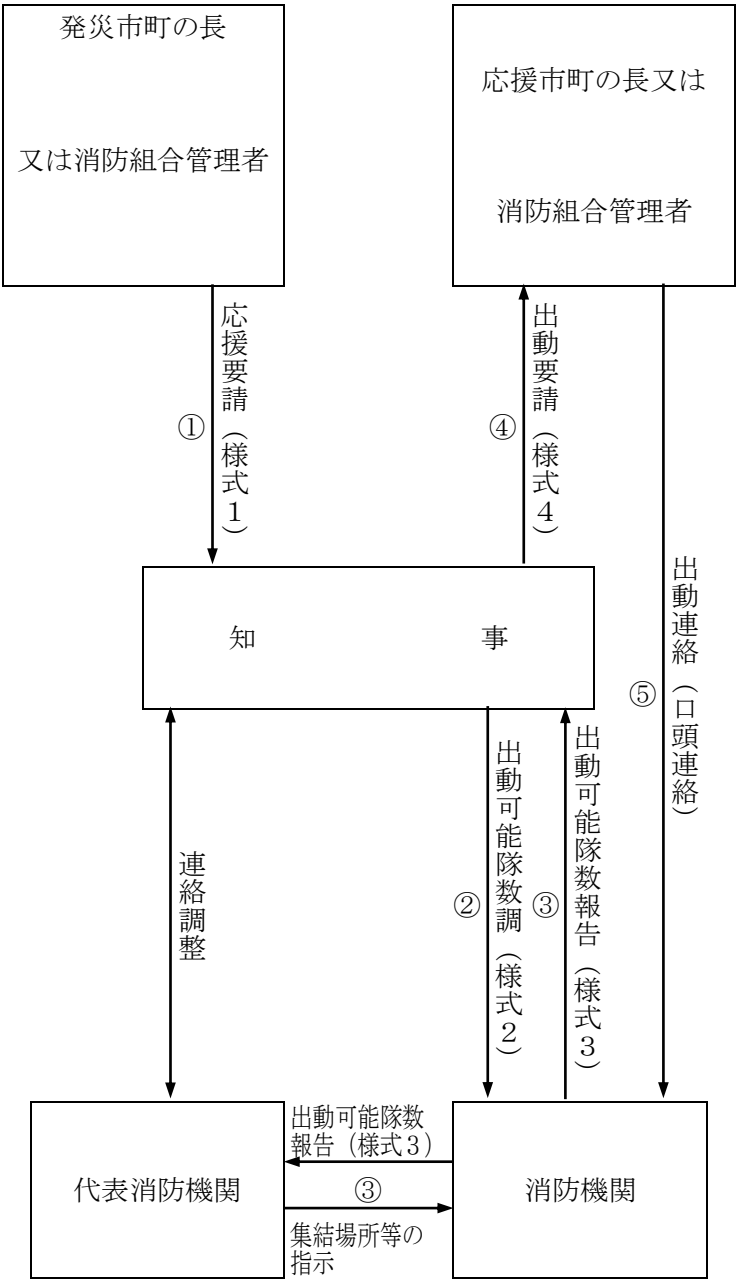
(適用除外)

第19条 この計画は、県内応援協定第5条の3に規定する応援要請（隣接の応援）には適用しない。

附 則

この計画は、平成18年4月1日から施行する。

応援要請から応援出動までの流れ



別記様式 1

県内相互応援隊応援要請連絡

第	報
平成	年 月 日

三重県知事 様

市町長
消防組合管理者

県内相互応援隊の応援要請連絡について

次のとおり県内相互応援隊の応援要請連絡を行います。

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分				
災 害 発 生 場 所					
災 害 の 種 別 ・ 状 況					
人 的 ・ 物 的 被 害 の 状 況					
応 援 要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分				
必 要 応 援 部 隊	部 隊 種 別				
(応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	消 火 部 隊		特 殊 災 害 部 隊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			B 災 害 対 応 隊	
	救 急 部 隊			C 災 害 対 応 隊	
	航 空 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		特 殊 装 備 部 隊	消 防 活 動 二 輪 隊	
				は し ご 車	
				そ の 他 ()	
そ の 他 の 情 報 (必要資機材、装備等)					
連 絡 責 任 者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電話番号・FAX番号
	市町				TEL — — FAX — —

別記様式 2

県内相互応援隊の出動可能隊数の報告の求め

第	報		
平成	年	月	日

市町長 様
消防組合管理者 様

三重県知事

県内相互応援隊の出動準備及び出動可能隊数の報告の求め

____年 ____月 ____日 ____時 ____分頃、 _____において発生した
_____災害について

発災市町長から県内相互応援隊の応援隊の要請がありましたので、
発災市町長から県内相互応援隊の応援隊の要請がありませんが、
災害の規模等に照らして緊急を要するので、貴消防本部の現在出動可能な部隊数を「三重県消
防広域応援基本計画」別記様式 3 にて15分以内に報告願います。
併せて、次の連絡で発災市町への出動要請がなされた場合、迅速に出動できるように準備を
お願いします。

○連絡事項

問い合わせ：三重県防災危機管理部 消防・保安室
電 話 059－224－2108
F A X 059－224－2199

別記様式 3

県内相互応援隊の出動可能隊数の報告

報告日時	年 月 日 時 分
消防本部名	

三重県知事 様
代表消防機関 消防長 様
（代行消防機関）

災害名 _____

部隊名		隊数	人員	車両等
県指揮隊				
消火部隊				
救助部隊				
救急部隊				
後方支援部隊				
特殊災害部隊	毒劇物等対応隊（B・C）			
	大規模危険物火災等対応隊			
特殊装備部隊	消防活動二輪隊			
	はしご車			
	その他特殊な装備隊			
航空隊				
合計				

連絡担当課 _____
連絡責任者 _____
電話番号 防災無線 _____
 N T T _____

別記様式 4

県内相互応援隊緊急連絡

文書番号

平成 年 月 日

市町長 様
消防組合管理者 様

三重県知事

県内相互応援隊の出動について

年 月 日 時 分頃、 において発生した
災害について

発災市町長から県内相互応援隊の応援隊の要請がありましたので、
発災市町長から県内相互応援隊の応援隊の要請がありませんが、
災害の規模等に照らして緊急を要するので、三重県内消防相互応援協定に基づき、付表のとおり県内相互応援隊の出動を要請します。

また、隊員名等について、三重県消防広域応援基本計画の別記様式 5 により速やかに知事及び代表消防機関の長へ回答願います。

なお、集結時間、集結場所にあつては、代表消防機関から別途連絡があります。

1 災害の状況及び出動先

- ① 発生場所 市・町
② 災害の状況

2 その他必要な事項

問い合わせ：三重県防災危機管理部 消防・保安室

電 話 059-224-2108

F A X 059-224-2199

別記様式 4 付表

県内相互応援隊の出動一覧

部 隊 名	出動隊 (○)	消防本部名等	車両	人員
県隊長・指揮隊		四日市市消防本部		5
〃（代行）		津市消防本部		4
<u>消火部隊 21隊</u>		桑名市消防本部	ポンプ車	5
		四日市市消防本部	タンク車	4
		四日市市消防本部	ポンプ車	4
		四日市市消防本部	ポンプ車	4
		鈴鹿市消防本部	ポンプ車	4
		鈴鹿市消防本部	化学車	4
		亀山市消防本部	タンク車	4
		津市消防本部	タンク車	5
		津市消防本部	タンク車	5
		津市消防本部	化学車	5
		伊賀市消防本部	化学車	5
		伊賀南部消防組合消防本部	ポンプ車	5
		松阪地区広域消防組合消防本部	ポンプ車	5
		松阪地区広域消防組合消防本部	ポンプ車	5
		松阪地区広域消防組合消防本部	タンク車	5
		紀勢地区広域消防組合消防本部	タンク車	5
		三重紀北消防組合消防本部	ポンプ車	5
		熊野市消防本部	ポンプ車	5
		伊勢市消防本部	タンク車	5
		鳥羽市消防本部	ポンプ車	4
		志摩広域消防組合消防本部	タンク車	4
<u>救助部隊 5 隊</u>		桑名市消防本部	Ⅱ型	5
		四日市市消防本部	Ⅲ型	4
		伊賀南部消防組合消防本部	Ⅱ型	5
		松阪地区広域消防組合消防本部	Ⅲ型	5
		伊勢市消防本部	Ⅱ型	5
<u>救急部隊 11隊</u>		桑名市消防本部	高規格	3
		四日市市消防本部	高規格	3
		菰野町消防本部	高規格	3
		鈴鹿市消防本部	高規格	3
		津市消防本部	高規格	3
		津市消防本部	高規格	3
		松阪地区広域消防組合消防本部	高規格	3
		伊賀市消防本部	高規格	3
		伊賀南部消防組合消防本部	高規格	3
		紀勢地区広域消防組合消防本部	高規格	3
		志摩広域消防組合消防本部	高規格	3
<u>特殊災害部隊 4 隊</u>		四日市市消防本部 （大規模危険物火災）	3点セット	8
		四日市市消防本部 （毒劇物対応）		（4）
<u>特殊装備部隊 7 隊</u> 梯子車隊5 隊 消防活動二輪隊 2 隊		桑名市消防本部	はしご	5
		桑名市消防本部	屈折はしご	5
		鈴鹿市消防本部	自動 2 輪	2
		鈴鹿市消防本部	はしご	4
		津市消防本部	はしご	5
		松阪地区広域消防組合消防本部	はしご	5
<u>後方支援部隊 5 隊</u>		四日市市消防本部	県災害対策支援車	2
		鈴鹿市消防本部		2
		伊賀市消防本部		2
		志摩広域消防組合消防本部		2
		鳥羽市消防本部		2
<u>航空部隊 1 隊</u>		三重県防災航空隊		6

別記様式 5

三重県知事 様
代表消防機関 消防長 様
(代行消防機関)

消防長

県内相互応援隊に係る派遣隊員等について
派遣隊員等については、下記のとおりです。
記

1 派遣隊員等

隊

	氏名	階級	血液型
隊長			
機関員			
隊員			
隊員			
隊員			
無線呼び出し名称			
無線組み込み周波数		県・全1・全2・全3	
携帯電話番号			

隊

	氏名	階級	血液型
隊長			
機関員			
隊員			
隊員			
隊員			
無線呼び出し名称			
無線組み込み周波数		県・全1・全2・全3	
携帯電話番号			

2 集結場所到着予定時刻

時

分

3 その他必要な事項

事務担当者： 消防本部： 電話番号：

別記様式 6

県内相互応援隊活動報告

1 出動の状況

消防本部名						
災害名						
出動先市町						
出動の要請を受けた年月日		年 月 日				
出動した期間	出動した日時	年 月 日 時 分				
	帰署(所)した日時	年 月 日 時 分				
	期間	日間				
出動の状況	隊の種類		出動隊数	出動車両等		出動隊員数
	指揮隊	隊	指揮車	台	人	
			その他の車両	台		
	消火隊	隊	消防ポンプ自動車	台	人	
			水槽付消防ポンプ自動車	台		
			化学消防ポンプ自動車	台		
			その他の車両	台		
			計	台		
	救助隊	隊	救助工作車Ⅱ型	台	人	
			救助工作車Ⅲ型	台		
			その他の車両	台		
			計	台		
	救急隊	隊	高規格救急車	台	人	
			上記以外の救急車	台		
			計	台		
	後方支援隊	隊	支援車	台	人	
			その他の車両	台		
			計	台		
	航空隊		隊	ヘリコプター	機	人
	特殊災害対応隊	毒劇物等対応隊	隊	特殊車両	台	人
				その他の車両	台	
		大規模危険物火災等対応隊	隊	大型化学車	台	人
				大型高所放水車	台	
泡原液搬送車				台		
計	隊	計	台	人		
特殊装備隊	消防活動二輪隊	隊	自動二輪車	台	人	
	その他の特殊装備隊	隊	はしご自動車	台	人	
			屈折はしご自動車	台		
計	隊	計	台	人		
合計			車両	台	人	
			のべ	台		
			ヘリコプター	機		
			のべ	機		

※ 出動隊員数の「のべ人数」は、出動した隊員ごとに現地で活動した日数をかけて計算すること。

※ 車両等の「のべ台数」等は、現地で使用した車両ごとに使用した日数をかけて計算すること。

2 活動の状況

現地到着日時		年 月 日 時 分
現地を離れた日時		年 月 日 時 分
主な活動内容	活動場所	
	活動概要	
	活動開始日時	
	活動時間	
活動隊数		
活動中の異常の有無		
隊員の負傷の有無		
車両・資機材の損傷		
その他特記事項		

別表 1

県 内 相 互 応 援 隊

平成18年 4 月 1 日現在

部 隊 名	ブロック	消防本部名等	人員
都道府県隊・指揮隊	北勢	四日市市消防本部	5
〃 〃 (代行)	中勢・伊賀	津市消防本部	4
消火部隊 21隊	北勢	桑名市消防本部 (ポンプ)	5
		四日市市消防本部 3 隊 (ポンプ・タンク 2 隊)	12
		鈴鹿市消防本部 2 隊 (ポンプ・化学)	8
		亀山市消防本部 (タンク)	4
	中勢・伊賀	津市消防本部 3 隊 (タンク 2 隊・化学)	15
		伊賀市消防本部 (タンク)	5
		伊賀南部消防組合消防本部 (ポンプ)	5
	松阪・紀勢・東紀州	松阪地区広域消防組合消防本部 3 隊 (ポンプ 2 隊・タンク)	15
		紀勢地区広域消防組合消防本部 (タンク)	5
		三重紀北消防組合消防本部 (ポンプ)	5
		熊野市消防本部 (ポンプ)	5
	伊勢・志摩	伊勢市消防本部 (タンク)	5
		鳥羽市消防本部 (ポンプ)	4
		志摩広域消防組合消防本部 (タンク)	4
	救助部隊 5 隊	北勢	桑名市消防本部 (Ⅱ型)
四日市市消防本部 (Ⅲ型)			4
中勢・伊賀		伊賀南部消防組合消防本部 (Ⅱ型)	5
松阪・紀勢・東紀州		松阪地区広域消防組合消防本部 (Ⅲ型)	5
伊勢・志摩		伊勢市消防本部 (Ⅱ型)	5
救急部隊 11隊	北勢	桑名市消防本部 (高規格)	3
		四日市市消防本部 (高規格)	3
		菰野町消防本部 (高規格)	3
		鈴鹿市消防本部 (高規格)	3
		中勢・伊賀	津市消防本部 2 隊 (高規格)
	伊賀市消防本部 (高規格)		3
	伊賀南部消防組合消防本部 (高規格)		3
	松阪・紀勢・東紀州	松阪地区広域消防組合消防本部 (高規格)	3
		紀勢地区広域消防組合消防本部 (高規格)	3
	伊勢・志摩	志摩広域消防組合消防本部 (高規格)	3
特殊災害部隊 4 隊	北勢	四日市市消防本部 [大規模危険物火災対応] 大型高所放水車・大型化学車・原液搬送車 [毒劇物等対応] 大型化学車隊	8 (4)
特殊装備部隊 7 隊 はしご・屈折はしご 5 隊 消防活動二輪 2 隊	北勢	桑名市消防本部 2 隊 (はしご・屈折はしご)	10
		鈴鹿市消防本部 (消防活動二輪隊 2 隊)	2
		鈴鹿市消防本部 (はしご)	4
	中勢・伊賀	津市消防本部 (はしご)	5
	松阪・紀勢・東紀州	松阪地区広域消防組合消防本部 (はしご)	5
後方支援部隊 5 隊	北勢	四日市市消防本部 (三重県災害支援車運用)	2
		鈴鹿市消防本部	2
	中勢・伊賀	伊賀市消防本部	2
	伊勢・志摩	鳥羽市消防本部	2
志摩広域消防組合消防本部		2	
航空部隊 1 隊		三重県防災航空隊	6

合計 56隊 217名 (1 隊 4 名 重複含む)

別表 1

県 内 相 互 応 援 隊

平成18年 4 月 1 日現在

ブロック	消防本部名等	部隊数等	部 隊 名	人員
北勢 ブロック長 桑名消防	桑名市消防本部	5 隊23名	消火隊 (ポンプ)	5
			救助隊 (Ⅱ型)	5
			救急隊 (高規格)	3
			特殊装備隊 2 隊 (はしご・屈折はしご)	10
	四日市市消防本部	11隊38名 (重複 1 隊 4 名 含む)	県隊長・指揮隊	5
			消火隊 3 隊 (ポンプ・タンク 2 隊)	12
			救助隊 (Ⅲ型)	4
			救急隊 (高規格)	3
			特殊災害隊 [大規模危険物火災対応] 大型高所放水車、大型化学車、原液搬送車 [毒劇物対応] 大型化学車隊	8 4
			後方支援隊 (三重県災害支援車運用)	2
	菰野町消防本部	1 隊 3 名	救急隊 (高規格)	3
	鈴鹿市消防本部	7 隊19名	消火隊 2 隊 (ポンプ・化学)	8
			救急隊 (高規格)	3
			特殊装備隊 (消防活動二輪隊 2 隊)	2
			特殊装備隊 (はしご)	4
			後方支援隊	2
	亀山市消防本部	1 隊 4 名	消火隊 (タンク)	4
中勢・伊賀 ブロック長 津消防	津市消防本部	7 隊30名	県隊長・指揮隊 (代行)	4
			消火隊 3 隊 (タンク 2 隊・化学)	15
			救急隊 2 隊 (高規格)	6
			特殊装備隊 (はしご)	5
	伊賀市消防本部	3 隊10名	消火隊 (タンク)	5
			救急隊 (高規格)	3
			後方支援隊	2
	伊賀南部消防組合 消防本部	3 隊13名	消火隊 (ポンプ)	5
			救助隊 (Ⅱ型)	5
			救急隊 (高規格)	3
松阪・紀勢・ 東紀州 ブロック長 松阪消防	松阪地区広域消防 組合消防本部	6 隊28名	消火隊 3 隊 (ポンプ 2 隊・タンク)	15
			救助隊 (Ⅲ型)	5
			特殊装備隊 (はしご)	5
			救急隊 (高規格)	3
	紀勢地区広域消防 組合消防本部	2 隊 8 名	消火隊 (タンク)	5
			救急隊 (高規格)	3
	三重紀北消防組合 消防本部	1 隊 5 名	消火隊 (ポンプ)	5
	熊野市消防本部	1 隊 5 名	消火隊 (ポンプ)	5
伊勢・志摩 ブロック長 伊勢消防	伊勢市消防本部	2 隊10名	消火隊 (タンク)	5
			救助隊 (Ⅱ型)	5
	鳥羽市消防本部	2 隊 6 名	消火隊 (ポンプ)	4
			後方支援隊	2
	志摩広域消防組合 消防本部	3 隊 9 名	消火隊 (タンク)	4
			救急隊 (高規格)	3
			後方支援隊	2
	三重県防災航空隊	1 隊 6 名	航空隊	6

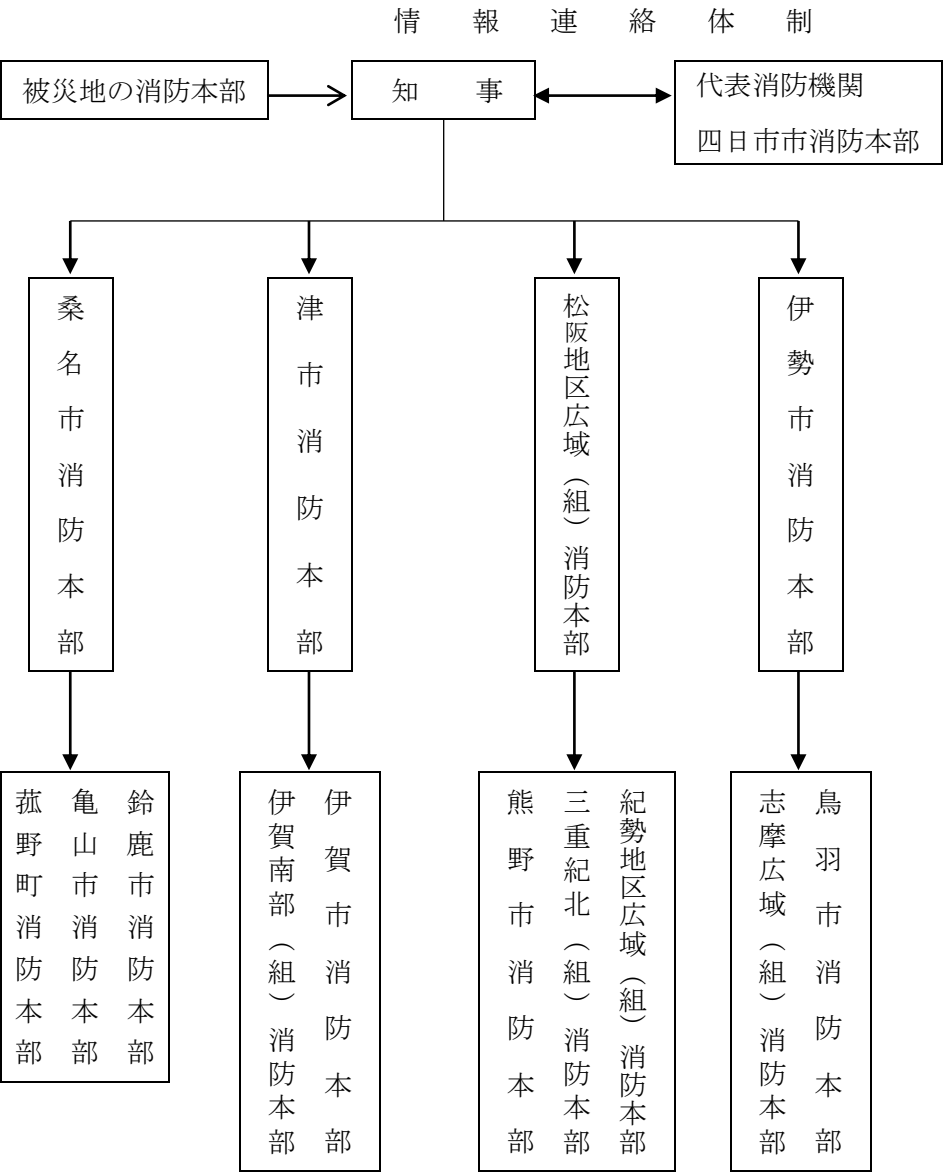
合計 56隊 217名 (1 隊 4 名 重複含む)

別表 2

ブ ロ ッ ク 別 一 覧 表

ブロック名	ブロック長	構成消防本部
北勢	桑名市消防本部	桑名市消防本部 四日市市消防本部 鈴鹿市消防本部 亀山市消防本部 菰野町消防本部
中勢・伊賀	津市消防本部	津市消防本部 伊賀市消防本部 伊賀南部消防組合消防本部
松阪・紀勢・東紀州	松阪地区広域消防組合消防本部	松阪地区広域消防組合消防本部 紀勢地区広域消防組合消防本部 三重紀北消防組合消防本部 熊野市消防本部
伊勢・志摩	伊勢市消防本部	伊勢市消防本部 鳥羽市消防本部 志摩広域消防組合消防本部

別表 3



別表 4

地 上 部 隊 集 結 場 所

管内	主 要 ル ー ト	所 在 地 ・ 名 称	座 標	面 積 (m ²)	駐車可 能台数	管 轄 消 防 本 部
北勢県民局管内	東名阪自動車道	大山田 P A （桑名IC～桑名東IC間）	136° 39′ 46″ 35° 04′ 57″	7, 500	20	桑名市消防本部
	伊勢湾岸道路	長島 P A	136° 44′ 12″ 35° 01′ 45″	20, 000	40	
	国道23号線	長島町駒江 なばなの里	136° 42′ 13″ 35° 04′ 47″	18, 000	30	
	国道 1 号線					
	国道306号線	いなべ市藤原町市場 藤原町民文化センター	136° 29′ 25″ 35° 10′ 20″	30, 000	50	
	国道365号線					
	国道258号線	桑名市上之輪 桑名市北部野球場	136° 40′ 52″ 35° 05′ 06″	10, 000	30	
		木曽三川公園	136° 40′ 19″ 35° 08′ 32″	20, 000	50	
	東名阪自動車道 四日市東IC 県道64号線（上海老茂福線）	四日市市垂坂町垂坂 ソフトボール場	136° 37′ 22″ 34° 59′ 55″	200, 784	250	四日市市消防本部
	国道 1 号線、23号線 県道64号線（上海老茂福線）					
	国道306号線	菰野町潤田4418 菰野町農業環境改善センター（菰野町消防本部南）	136° 30′ 29″ 35° 01′ 40″	2, 000	30	菰野町消防本部
	東名阪自動車道 鈴鹿IC 県道27号線	鈴鹿市稲生町 鈴鹿サーキットランド 鈴鹿サーキット	136° 32′ 37″ 34° 50′ 47″	10, 000	150	鈴鹿市消防本部
名阪国道 亀山IC 国道 1 号線						
名阪国道 亀山IC 国道 1 号線	亀山市野村 2-5-1 西野公園	136° 26′ 20″ 34° 51′ 28″	13, 800	100	亀山市消防本部	
	亀山市川合町1286-49 東野公園多目的グラウンド	136° 28′ 35″ 34° 51′ 40″	6, 000	40		
伊勢自動車道 津IC	津市北河路町19- 1 メッセウイング三重	136° 28′ 52″ 34° 43′ 23″	38, 000	400	津市消防本部	
	伊勢自動車道 久居IC 国道165号線	津市牧町 緑地公園	136° 29′ 11″ 34° 38′ 48″	140, 000	500	津市消防本部
松阪県民局管内	伊勢自動車道 松阪IC 県道59号線	松阪市伊勢寺町551- 3 財団法人 ベルファーム	136° 31′ 37″ 34° 34′ 53″	230, 000	500	松 阪 地 区 広 域 （ 組 ） 消 防 本 部
	国道42号線	松阪市広陽町 松阪中核工業団地	136° 31′ 36″ 34° 31′ 54″	176, 475	100	
	国道23号線	松阪市小津町800 県中央卸売市場	136° 31′ 31″ 34° 36′ 42″	44, 401	100	

管内	主 要 ル ー ト	所 在 地 ・ 名 称	座 標	面 積 (m ²)	駐車可 能台数	管 轄 消 防 本 部
松 坂 県 民 局 管 内	国道42号線	大台町栗生1010 大台町中央公民館	136° 28′ 26″ 34° 24′ 44″	8, 100	50	紀勢地区広域 (組) 消防本部
		大台町佐原754 紀勢広域消防本部	136° 34′ 31″ 34° 23′ 19″	1, 000	15	
伊 賀 県 民 局 管 内	名阪国道 大内IC	伊賀市大内2017 名阪上野ドライブイン	136° 06′ 50″ 34° 44′ 11″	8, 000	150	伊賀市消防本部
	名阪国道 友生IC 県道56号線	伊賀市緑ヶ丘本町 緑ヶ丘中学校グラウンド	136° 08′ 46″ 34° 45′ 21″	5, 000	100	
	名阪国道 守田IC 国道163号線	伊賀市小田町470 上野運動公園競技場	136° 07′ 56″ 34° 46′ 29″	14, 000	100	
		伊賀市上野丸之内107 上野高校第2運動場	136° 07′ 40″ 34° 45′ 59″	15, 000	30	
	名阪国道 下柘植IC 国道163号線	伊賀市愛田 いがまちスポーツセンター	136° 13′ 34″ 34° 48′ 07″	21, 600	150	
	名阪国道 御代IC 県道2号線	伊賀市川東 あけぼの学園グラウンド	136° 12′ 29″ 34° 48′ 24″	18, 000	30	
	名阪国道 中瀬IC 国道163号線	伊賀市平田 せせらぎ運動公園	136° 13′ 00″ 34° 45′ 38″	15, 435	50	
	名阪国道 壬生野IC 県道49号線	伊賀市川合 阿山第1運動公園	136° 10′ 30″ 34° 50′ 44″	53, 000	100	
		伊賀市千貝 阿山中学校グラウンド	136° 10′ 22″ 34° 50′ 00″	31, 000	150	
	国道163号線	伊賀市島ヶ原 島ヶ原運動広場	136° 03′ 34″ 34° 46′ 26″	12, 000	100	伊賀南部 (組) 消防本部
南 勢 志 摩 県 民 局 管 内	名阪国道 上野IC 国道368号線、165号線	名張市夏見 名張市中央公園駐車場 (名張市総合 体育館)	136° 06′ 59″ 34° 37′ 20″	19, 200	380	
	国道23号線	伊勢市西豊浜町 伊勢志摩総合地方卸売市場	136° 41′ 19″ 34° 29′ 39″	3, 800	150	伊勢市消防本部
	伊勢自動車道 伊勢IC 国道23号線	伊勢市楠部町 倉田山公園	136° 44′ 07″ 34° 29′ 14″	3, 000	80	
	伊勢自動車道 玉城IC 県道65号線、13号線	玉城町勝田4876- 1 玉城町福祉センター	136° 37′ 54″ 34° 29′ 01″	1, 800	410	
	国道42号線	鳥羽市大明東町 鳥羽市中央公園陸上競技場	136° 51′ 15″ 34° 27′ 54″	22, 500	50	鳥羽市消防本部
	国道167号線					
	国道42号線 国道167号線	志摩市磯部町恵利原557- 1 磯部ふれあい公園	136° 48′ 38″ 34° 23′ 00″	50, 000	100	志摩広域 (組) 消防本部
	伊勢自動車道 玉城IC 県道伊勢南勢線	南伊勢町伊勢路 南伊勢町総合グラウンド	136° 40′ 00″ 34° 22′ 40″	42, 907	200	

管内	主 要 ル ー ト	所 在 地 ・ 名 称	座 標	面 積 (m ²)	駐車可 能台数	管 轄 消 防 本 部
南勢志摩 県民局管内	国道260号線	南伊勢町槌柄浦 6-4 南島中学校	136° 34' 15" 34° 17' 17"	12,700	50	紀勢地区広域 (組) 消防本部
	国道42号線	大紀町大内山875 大内山海洋センター	136° 21' 34" 34° 17' 20"	1,000	20	
	国道260号線	大紀町錦138-2 錦大明神	136° 24' 19" 34° 13' 00"	5,000	50	
紀北・紀南 県民局管内	国道42号線 国道260号線	紀北町紀伊長島区東長島 道の駅マンボウ 駐車場	136° 21' 38" 34° 11' 45"	2,540	30	三重紀北 (組) 消防本部
	国道42号線	紀北町海山区便ノ山1439 道の駅海山 駐車場	136° 13' 23" 34° 06' 12"	3,000	30	
	国道42号線	尾鷲市南浦中川 尾鷲市立運動場	136° 11' 55" 34° 03' 41"	15,000	160	
	国道42号線 国道169号線 国道311号線	熊野市有馬町4520-325 山崎運動公園駐車場	136° 04' 38" 33° 51' 50"	9,100	200	熊野市消防本部

別表 5

航 空 隊 集 結 場 所

市町村名	名 称	所 在 地	座 標	面 積 (㎡)	離着陸 場 規 模	責 任 者	連 絡 先
四日市市	保々工業団地中央公園	四日市市中野町	136° 33′ 55″ 35° 02′ 13″	13, 068	B	四日市市 スポーツ課 長	昼 059-330-3132 夜 ”
四日市市	県営北勢中央公園 芝生広場	四日市市西村町 1080	136° 33′ 04″ 35° 03′ 43″	3, 600	C	北勢県民局 長	昼 059-352-0667 夜 ”
津市	津市伊勢湾ヘリポ ート	津市出雲鋼管町2 -2	136° 33′ 31″ 34° 40′ 10″	6, 528	C	(株)伊勢湾 ヘリポート	昼 059-235-1665 夜 ”
伊賀市	上野運動公園競技 場	伊賀市小田町317	136° 07′ 54″ 34° 46′ 30″	8, 100	C	教育委員会 スポーツ振 興室	昼 0595-21-4111 夜 ”
伊勢市	朝熊山麓開発事業 地 (サンアリーナ)	伊勢市朝熊町字東 谷3477-1	136° 45′ 52″ 34° 29′ 10″	14, 250	B	伊勢市役所 企画課	昼 0596-21-5511 夜 ”
紀北町	赤羽公園多目的広 場	紀北町紀伊長島区 島原1402-55	136° 18′ 25″ 34° 12′ 37″	8, 400	C	紀北町 危機管理課	昼 05974-7-1111 夜 ”
熊野市	熊野市山崎運動公 園 多目的グラウンド	熊 野 市 有 馬 町 4520-325	136° 04′ 38″ 33° 51′ 50″	12, 000	B	熊野市建設 課	昼 0597-89-4111 夜 ”

(注) 離着陸場規模 A：200m×100m大型ヘリ対応可
B：150m× 70m大型ヘリ対応可
C：B未満

2－3 三重県市町村災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応援措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとし、県は当該市町村が行う応援活動を支援するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設などの応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な医療職、技術職等の職員並びに情報収集及び連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により県に要請し、後に文書（様式1）を速やかに送付するものとする。ただし、県に要請するいとまがないときは、被災市町村は直接応援可能な市町村に要請し、事後速やかに県に報告するものとする。

2 要請を受けた県は、被災市町村の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、応援可能な市町村に応援要請を依頼するものとする。

3 県は被災市町村から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町村に送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手順、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、運送手段、交通情報等

ウ その他必要な事項

4 県は応援市町村との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町村に口頭又は電話等で伝

達し、後日速やかに応援通知書（様式2）を交付するものとする。

（緊急時における自主的活動）

第4条 周辺市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、災害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、県と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員などが応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員などの派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第6条 県および市町村は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催するよう定めるものとする。

（訓練の参加）

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、県及び他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

（県の役割）

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、県と市町村とがすでに締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（補則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この協定は、平成12年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印のうえ、各 1 通を保有するとともに各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成12年 9 月 1 日

記名押印 〔略〕

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事あて

応援要請市町村長

応 援 要 請 書

三重県市町村災害時相互応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

○被害状況

○応援要請、計画書

3 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

応援要請市町村長 あて

三重県知事

応 援 通 知 書

三重県市町村災害時相互応援協定に基づき、平成 年 月 日付け、第 号
により提出された応援要請についての要請を受諾し、下記のとおり応援を行うこととしましたの
で通知します。

記

1 応援市町村名及び応援内容

2 添付書類

○応援要請・計画書

3 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

2-4 三重県水道災害広域応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、渇水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。

3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、渇水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

- 2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めたとき、本部へ応援を要請する。
- 3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。
- 4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。
- 5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに前条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

- 2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。
- 3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

- 2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び復旧用資機材の供出
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

- 3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2及び第3号様式）により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

- 2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携行するものとする。

- 2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。

(2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月21日

記名押印 〔略〕

(別記第 1 号様式)

年 月 日

様

(市町村等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について

このことについて、下記により応援を（要請・報告）いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町村等名 (事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 () 応援職員 (監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日～ 月 日)		
応援場所(集合場所)			
その他要望及び注意事項 応急給水用水の確保(可能、不可) 食糧、宿舎の確保等 ()			

- 2 連絡先 ()
- 3 連絡方法 ()
- 4 応援ルートの指定(案内図を添付すること)

(別記第2号様式)

応 援 物 資 等 調 査 表

1 職員の現況

事項 市町村 等名	職員数	左　の　内　職　種　別　職　員　数								工事事業者		備　考
		事務職員	技　術　職　員				配管技術員	自動車 運転手	その他	業者数	技術職員	
			設計監督	浄水場運転等	水　質	その他						

2 応急給水用具

区分 市町村 等名	給水（タンク）車				給 水 タ ン ク							ドラ ムカ ン	ポ リ 容 器				ポ リ 袋				備考
	トン 1.8	トン 2.0	トン 4.0	トン 8.0	トン 0.3	トン 0.5	トン 1.0	トン 1.5	トン 1.8	トン 2.0	トン 3.0	ℓ 200	ℓ 10	ℓ 18	ℓ 20	ℓ 1	ℓ 2	ℓ 3	ℓ 10		

(別記第3号様式)

応 援 物 資 等 調 査 表

3 備蓄資材一覽表

市町村等名

[illegible]

(備考)

主な備蓄資材について記入して下さい。

記入する品目としては、直管類、曲管類、バルブ類、継輪、その他必要な管材とし、付属品は除くものとする。

2-5 三重県水道災害広域応援協定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県水道災害広域応援協定書（以下「協定書」という。）に基づき県、ブロックの代表市（以下「代表者」という。）、市町及び水道用水供給事業者（以下「市町等」という。）の行う応援活動について、具体的な事項を定め、水道災害対策の迅速かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 協定書第3条に定める大災害とは、震度5弱以上の地震及び県民の生活等に重大な支障を生ずると判断される規模の渇水及び事故等とする。

2 事故等とは、次のものをいう。

- (1) 河川等の水道水源の汚染による水質事故
- (2) 水道施設の水質汚染及び断水事故
- (3) 水道水を原因とする、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）に規定する集団、新感染症等の発生。
- (4) 風水害等

(応援の原則)

第3条 協定書第8条に基づく応援の原則は、次のとおりとする。

(1) 本部

- ① 三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）は、代表者等から応援要請があったときは、他の代表者等を通じ市町等に応援を要請するものとする。
- ② 本部は、代表者等からの応援要請により、他都道府県等からの応援が必要と判断した場合は、三重県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）等を通じ応援するものとする。
- ③ 本部は、県災対本部等を通じて他都道府県等から応援要請があった場合は、代表者を通じ市町等に応援を要請するものとする。

(2) 現地連絡本部

現地連絡本部は、大災害により市町等が壊滅的な被害を受け、代表者及び連絡都市が機能しない場合で、市町等から要請があったとき又は本部長が必要と認めた場合に本部長の指示により、地域機関農林水産商工環境事務所等が主体となり組織し、代表者等の事務を行うものとする。

(3) 代表者

- ① 代表者は、ブロック内の市町等から応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町等の応援で対応が可能と判断した災害の場合は、ブロック内の市町等に応援を要請するものとする。

② 代表者は、ブロック内の市町等から応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町等の応援だけでは対処できず、他のブロックや他都道府県等の応援が必要と判断した場合は、直ちに本部に応援を要請するものとする。

③ 代表者は、本部から他のブロックや他都道府県等への応援要請があった場合は、ブロック内の市町等に応援を要請するものとする。

(4) 市町等

① 市町等は、災害の規模等から自ら対応が可能と判断した場合は、自らが対処するものとする。

② 市町等は、災害の規模等から自らでは対処できないと判断した場合は、直ちに代表者等に応援を要請するものとする。

③ 市町等は、代表者等から他のブロックや他の都道府県等への応援要請があった場合は応援するものとする。

(広域応援体制)

第4条 大災害発生時に、広域的な応援を円滑に行うため、本部の設置と県内を5ブロックに分けた体制を整えるものとする。

2 応援組織は、協定書に定める、別図1のとおりとする。

(本部の組織等)

第5条 本部の組織・構成は、別図2のとおりとする。

2 本部には、本部事務局を置く。

3 事務局は、環境森林部、企業庁、(社)三重県水道協会及び日本水道協会三重県支部の職員で組織するものとする。

4 事務局には、別紙1のとおり、総務班、給水班、復旧班、水質班を置くものとする。

(現地連絡本部の組織等)

第6条 現地連絡本部の組織・構成は、別図3のとおりとする。

2 現地連絡本部には、現地事務局を置く。

3 事務局は、本部職員のほか代表者等の職員で組織するものとする。

4 事務局には、総務班と応援班を置くものとする。

(代表者の組織等)

第7条 水道用水供給事業者を除く市町等は、協定書に定める広域応援組織として、別図1の5つのブロックのいずれかに所属する。

2 ブロックには、代表者とこれを補佐する連絡都市を置くものとする。

3 代表者の組織等の詳細は、各ブロックの水道災害広域応援連絡協議会(以下「協議会」という。)等で定めるものとする。

(本部と他の本部等の関係)

第8条 本部等と他機関等の関係は、別図4とし、具体的には次のとおりとする。

2 県災対本部との関係

- (1) 本部設置後に県災対本部が設置された場合、本部は県災対本部に包括され、環境森林部及び企業庁は三重県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める次の所掌事務を行うものとする。
 - ① 環境森林部（給水班、班長、水質改善室長）
 - ア 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - イ 水道の応急補修に関すること。
 - ウ 飲料水等の供給に関すること。
 - ② 企業庁（水道班、班長、水道事業室長）
 - ア 上水道施設の災害対策に関すること。
- (2) 本部の本部長（環境森林部長）と副本部長（企業庁長）は、県災対本部の本部員として、県災対本部に所属し、同本部の意志決定に参画する。
- (3) 本部は、県災対本部が設置された場合、同本部の事務を行うほか、協定書に定める応援を行うため、本部の事務を行うものとする。
- (4) 企業庁は、別途、三重県企業庁震災対策基本計画に基づき、震災対策本部及び現地震災対策本部を設置するものとする。
- (5) 本部と県災対本部の関係は、別図4のとおりとする。

3 県渇水対策本部との関係

- (1) 本部は、三重県渇水対策本部（以下「県渇水対策本部」という。）が設置された場合、本部長と副本部長は、県渇水対策本部の本部員として、同設置要綱及び運営要領により次の事務を行うほか協定書に定める応援を行うため、本部の事務を行うものとする。
 - ① 渇水情報の収集
 - ② 水確保の調整
 - ③ 応急対策の調整
 - ④ 被害状況の把握
 - ⑤ その他応急対策
 - （市町水道に関すること…水質改善室）
 - （県営水道に関すること…水道事業室）
- (2) 本部は、県渇水対策本部に代わり、県災対本部が設置されたときは、同本部の事務を行うほか、協定書に定める災害応援を行うため、本部の事務を行うものとする。
- (3) 企業庁は、別途、三重県企業庁渇水対策本部設置要綱に基づき、同本部を設置するものとする。

4 県対策本部との関係

- (1) 集団・新感染症等が発生した場合、三重県健康福祉部長及び管内の各保健所長は、三重県感染症予防計画により、県対策本部及び現地対策班を設置する。

- (2) 本部を設置した場合、本部事務局は県対策本部において、水道水について同計画に定める情報収集、原因究明、情報の提供及び広報を行うものとする。
- (3) 事故等により県災対本部が設置された場合、本部は県災対策本部に包括され、防災計画に定める所掌事務を行うほか、協定書に定める応援を行うため、本部の事務を行うものとする。

(市町等と他の組織の関係)

第9条 河川等で水質事故が発生し、水道水質に影響が予想される場合、関係市町等の水道部局は、取水停止等の緊急処置を行うとともに、河川では県土整備部による水質汚濁等に係る事故時の処理要領（以下「処理要領」という。）により、県の管理する二級河川については、地域機関建設事務所、国土交通省の管理する一級河川については、各河川の水質汚濁対策連絡協議会又は水質保全連絡協議会で定める要領により、これらの協議会と連携し、事故処理を行うとともに、応急、復旧対策を講じるものとする。

- 2 水道施設で水質汚染事故が発生した場合は、市町等は施設の管理者として、取水停止等の緊急措置を行うとともに、原因究明や応急、復旧対策を講じるものとする。
- 3 水道水を原因とする感染症が発生した場合、市町等は取水停止等の緊急措置を行うとともに、現地対策班等が設置されたときは、現地対策班等と連携し原因究明を行い、応急、復旧対策を講じるものとする。

(現地連絡本部と県災対本部の地方部及び現地本部との関係)

第10条 地方部及び現地本部との関係

三重県災害対策本部に関する条例により、県災対本部地方災害対策部（以下「地方部」という。）及び同現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）が設置された場合

- ① 現地連絡本部は、地方部と連携を図り情報収集等を行うとともに、協定書に定める応援を行うための事務を行うものとする。
- ② 現地本部が設置された場合、三重県災害対策本部に関する条例施行規則により、当該地方部はこれに包括される。
- ③ 現地本部は、県災対本部の事務の一部を行う組織であり、この場合、現地連絡本部は、現地本部に包括され、同本部の事務を行うほか、協定書に定める応援の事務を行うものとする。

(組織の事務)

第11条 各組織の行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部
 - ① 本部の配備体制及び指揮命令に関すること。
 - ② 現地連絡本部の設置及び現地連絡本部長の指名に関すること。
 - ③ 被害状況等についての連絡調整に関すること。
 - ④ 被災市町等の応急給水及び同資機材の供出の応援に関すること。

- ⑤ 被災市町等の応急復旧及び同資機材の供出の応援に関する事。
 - ⑥ 被災市町等の浄水対策、水質検査の応援に関する事。
 - ⑦ 他都道府県及び国等への応援要請に関する事。
 - ⑧ 他都道府県等の災害の応援に関する事。
 - ⑨ 県災対本部の事務に関する事。
 - ⑩ その他応援対策に関する事。
 - ⑪ 本部事務局の行う事務は、別紙 1 のとおりとする。
- (2) 現地連絡本部
- ① 現地連絡本部の配備体制及び指揮命令に関する事。
 - ② 代表者の行う、次項(3)の事務。
 - ③ 現地連絡本部の事務に関する事。
 - ④ 現地事務局の行う事務は、別紙 2 のとおりとする。
- (3) 代表者
- ① ブロックの配備体制及び指揮命令に関する事。
 - ② ブロックの被災市町等の被害状況の情報収集と伝達に関する事。
 - ③ ブロックの被災市町等の応援要請に関する事。
 - ④ ブロックの被災市町等の応急給水及び同資機材の供出の応援に関する事。
 - ⑤ ブロックの被災市町等の応急復旧及び同資機材の供出の応援に関する事。
 - ⑥ ブロックの被災市町等の浄水対策、水質検査の応援に関する事。
 - ⑦ 他市町等への応援に関する事。
 - ⑧ 代表者の組織の事務に関する事。
 - ⑨ その他応援対策に関する事。
- (組織の設置及び廃止)
- 第12条 各組織の設置及び廃止**
- (1) 本部
- ① 県内に大災害が発生した場合に自動的に設置される。
 - ② 本部長が応援が必要と認めた場合に設置する。
 - ③ 本部が未設置の場合の応援・連絡対応は、三重県水道災害広域対策推進委員（以下「委員会」という。）の設置要綱に定める、庶務（水質改善室）が行うものとする。
 - ④ 県内において、災害応援対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。
- (2) 現地連絡本部
- ① 設置は協定書第 6 条第 1 項による。
 - ② 原則として代表者の市に設置する。
 - ③ 代表者の組織が設置されたとき、または、本部が廃止されたときに廃止する。
- (3) 代表者の組織

- ① 県内に大災害が発生したときに設置する。
- ② 代表者が必要と認めた場合に設置する。
- ③ 代表者の組織は、原則として代表者の市に設置するものとする。
- ④ 本部が廃止されたとき及び災害応援対策がおおむね完了したと、代表者が認めたときに廃止する。

(配備体制)

第13条 大災害発生後の応援活動を迅速かつ円滑に推進するため、県は、別図2・3による本部及び現地連絡本部を、代表者は代表者の組織を設置・配備するものとする。

2 代表者の配備体制等は、各ブロックの協議会等で別途定めるものとする。

(職員の参集等)

第14条 大災害の発生が通常の勤務時間内の場合は、本部、現地連絡本部及び代表者の組織に参集する全職員による即応配備が可能であり、配備体制を迅速に組織するものとする。

2 勤務時間外や休日等において、大災害が発生した場合の各組織の参集は、参集地点に近い参集すべき職員はもとより、その他の参集する事務局職員は、状況の推移に注意し組織の事務局と連絡を取るか又は自らの判断で速やかに組織に参集するものとする。

(職員等への連絡)

第15条 職員等への連絡は、次のとおりとする。

(1) 県災対本部が先に設置された場合

県災対本部総括班	本部総務班	
(防災対策室担当)	(本部事務局担当)	本部長、副本部長、事務局長 各担当者、代表者

(2) 本部を単独で設置する場合

本部総務班	
(本部事務局担当)	本部長、副本部長、事務局長 各担当者、代表者

2 ブロック内の連絡系統等は、各ブロックの協議会等で別途定めるものとする。

3 職員等への参集の連絡は電話等により行うものとする。

(応援等に係る情報収集・連絡体制等)

第16条 災害時で本部設置時の情報収集、連絡は、別紙3及び別図5により、次のとおり行うものとする。

被災都市 代表者(現地連絡本部) 本部 県災対本部 国、他都道府県

2 本部、現地連絡本部、代表者及び市町等は、情報管理責任者を定め、常に最新情報を把握し、これを一元的に管理するものとする。

3 情報連絡は通信施設の被害状況により、ファックス、電話、防災行政無線等の可能な方法により連絡するものとする。

(管理する情報)

第17条 各組織が収集・把握し、管理・連絡する情報は次のとおりとする。

担 当 部 局	情 報 収 集 範 囲	情 報 収 集 内 容
本部	被災市町等	①応援要請状況 ②被害状況 ③給水状況 ④復旧状況 ⑤資機材備蓄状況 ⑥応援体制
現地連絡本部	ブロック内市町	
代表者	〃	
市町	市町内	
本部（企業庁）	用水供給事業	
本部	他都道府県	他都道府県からの応援要請状況

（応援要請）

第18条 応援要請は、別図5により行うものとする。

- 2 応援要請は、原則として協定書に定める応援要請書により、ファックスで行うものとするが、そのいとまのない場合は、他の方法により要請を行い、後に要請書を速やかに、代表者及び本部等に提出するものとする。

（応急対策計画）

第19条 応援は、市町等が独自に災害応急対策計画を作成している場合は、この計画に基づき行うものとし、これにより難しい場合は、代表者または現地連絡本部等が計画の立案を補佐し、速やかに作成するものとする。

- 2 市町等の計画は、次の項目等について考慮し、作成するものとする。

- (1) 水道災害対策本部の設置
- (2) 初動体制
- (3) 動員体制
- (4) 情報連絡体制
- (5) 応急給水体制
- (6) 応急復旧体制
- (7) 給水、復旧の資機材の確保・調達体制
- (8) 緊急医療施設等の給水、復旧体制
- (9) 住民相談の処理体制
- (10) 広報体制

（応急給水）

第20条 応急給水の目標量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|-----------|------|-------------|
| (1) | 地震発生から3日間 | 1人1日 | 3リットル |
| (2) | 〃 4日～7日 | 1人1日 | 3～20リットル |
| (3) | 〃 8日～14日 | 1人1日 | 20～100リットル |
| (4) | 〃 15日～28日 | 1人1日 | 100～250リットル |

- 2 本部は、応援要請に基づく応急給水に当たり、ブロックを超える規模の応援が必要と判断した場合は、住民に公平な給水が行えるよう、市町等の応援体制・規模等をもとに、応援者や給水資機材等の調整を行い、その配分計画を立てたうえ、各代表者又は他都道府県等に応援要請を行うものとする。
- 3 市町等は、断・減水が生じる医療機関、社会福祉施設、在宅病人世帯に対しては、その対象を把握し優先的に応急給水を行うものとする。
- 4 企業庁は、応急給水の応援要請がある場合は、浄水池、調整池等の貯留水を使用し、給水車等への給水を行うものとする。

(給水・復旧資機材の供出等)

第21条 協定書第11条により、本部、代表者及び市町等は県内の応援資機材の内容等を把握しており、資機材の応援要請に基づき、市町等は、これを利用することができるが、市町等は、不足すると思われる資機材については、独自で調達する必要がある、事前に関連業者等に災害時の協力を要請したり、製造業者等と協議を行い必要量等の確保に努めるものとする。

- 2 市町等が相互に資機材を所有する等の協力体制づくりも、ブロック協議会等で検討するものとする。

(応援職員の装備)

第22条 市町等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、応援内容に応じて車両、資機材、作業工具のほか、自らの食料、衣類並びに資金等を持参するものとする。

- 2 応援職員は、応援市町等の名称を示す腕章等を着用するものとする。

(受援市町等の体制)

第23条 応援を受ける被災市町等（以下「受援市町等」という。）は、他機関による応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、平常時から次の事項について、受入体制を確立しておくものとする。

- (1) 応援者が使用する各種図書類、道路図面の整備
- (2) 応援者の基地、宿泊・食事施設等の候補地の確保
- (3) 応援者の応急生活必需品の調達及び配給計画
- (4) 応援資機材等の管理及び蔵出し計画
- (5) 指揮者、誘導者等の配備計画
- (6) 応援市町等の作業及び役割分担計画
- (7) 応援市町等との情報連絡
- (8) 応援期間、経費その他協議を要する事項

(経費の負担等)

第24条 応援に要した経費の負担については、災害対策基本法第92条第1項の「他の地方公共団体の長の応援を受けた、地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要

した費用を負担しなければならない」の規程を原則とし、協定書に定めるほか、具体的な経費の負担は次のとおりとする。

(1) 人件費の負担

応援職員の人件費等のうち、職員の身分に基づき支給される給与及び手当等については、応援市町等の負担とし、応援活動に伴い別途、支給される超過勤務手当等の手当については受援市町等の負担とする。

(2) 燃料費、修理費等の負担

応援に要した車両、機材等の燃料費、修理費及び賃貸料は、受援市町等の負担とする。

(3) 資機材の負担

応急給水、復旧用資機材の費用は、受援市町等の負担とする。

(4) 応援関連経費の負担

応援職員が持参する物品以外の消耗品等や関連経費は、受援市町等の負担とする。

(5) 宿泊等の負担

応援職員の宿泊や食事に係る経費については、受援市町等の負担とし、それを補完する目的で持参する食料や生活用品については、応援職員の負担とする。

(6) 応援職員の負傷等の負担

応援職員の応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における、公務災害補償に要する経費は応援市町等の負担となるが、負傷、疾病の応急的な治療費については、受援市町等の負担とする。

(協議)

第25条 今後、この要領の実施において定めることが必要な事項については、委員会で協議を行い、随時、要領の見直しを行うものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

別紙 1

1 「本部事務局の所掌事務」

[総務班]

庶務……………本部事務及び庶務、統括、要請、連絡調整並びに他の班に属さないこと
情報・広報……………本部、各班及び住民、報道機関等の情報、広報に関すること
調査連絡……………被害状況の調査、集計及び分析、照合、記録に関すること
渉外……………国、他都道府県及びその他団体との連絡調整、応援対応に関すること
資材調整……………応急資機材の調整

[給水班]

給水指揮……………応急給水の統括、調整、応援及び総合指揮に関すること
調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること

[復旧班]

復旧指揮……………応急復旧の統括、調整、応援及び総合指揮に関すること
調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること

[水質班]

浄水指揮……………浄水対策の統括、調整及び総合指揮に関すること
調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること
水質……………原水、応急給水の水質検査、保全及び薬品に関すること

[本部事務局担当]

総務班担当者…水質改善室等
給水班……………水質改善室等、企業庁
復旧班……………水質改善室等、日本水道協会三重県支部
水質班……………水質改善室等、(社) 三重県水道協会

2 本部が未設置時の対応

三重県水道災害広域応援対策推進委員会の庶務の水質改善室が対応する。

別紙 2

1 「現地連絡本部事務局の所掌事務」

[総務班]

庶務……………現地連絡本部事務及び庶務、統括、要請、連絡調整並びに他の班に属さないこと

情報・広報……………現地連絡本部、各班及び住民、報道機関等の情報、広報に関すること

調査連絡……………被害状況の調査、集計及び分析、照合、記録に関すること

渉外……………国、他県及びその他団体との連絡調整、応援対応に関すること

資材調整……………応急資機材の調整

[応援班]

給水

給水指揮……………応急給水の統括、調整、応援及び総合指揮に関すること

調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること

復旧

復旧指揮……………応急復旧の統括、調整、応援及び総合指揮に関すること

調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること

水質

浄水指揮……………浄水対策の統括、調整及び総合指揮に関すること

調査連絡……………被害状況の調査、記録及び部内情報連絡に関すること

水質……………原水、応急給水の水質検査、保全及び薬品に関すること

現地連絡本部事務局担当

総務班担当者…代表者・地域機関農林水産商工環境事務所等、水質改善室等

応援班……………水質改善室等・企業庁・日本水道協会三重県支部・(社)三重県水道協会・代表者等

別紙 3

災害応援時の連絡方法（その1）

内 閣 府 災 害 対 策 本 部	
県庁内 →→→→ 災害対策本部事務局	
中央防災無線電話	8－3－8090－3300
中央防災無線FAX	8－3－8090－3310、3311（必要時のみ設置）

三 重 県 災 害 対 策 本 部	
TEL	059－224－2189（防災対策室）
FAX	059－224－2199（防災対策室）
防 災 ・ 行 政 無 線	
市町 →→→→ 県	
衛星系電話	7－101－8－2189（本部）
衛星系FAX	0－（p）－7－（p）－101－8－2199（本部）

三 重 県 水 道 災 害 対 策 本 部	
TEL	059－224－3145（水質改善室水質・土壌安全G）
FAX	059－229－1016（水質改善室水質・土壌安全G）
防 災 ・ 行 政 無 線	
市町 →→→→ 県	
地上系電話	8－＊－8－3145（水質改善室水質・土壌安全G）
地上系FAX	8－099－＊－8－3024（水質改善室水質・土壌安全G）
衛星系電話	7－101－8－3145（水質改善室）
衛星系FAX	0－（p）－7－101－8－3024（水質改善室）

- * 地上系電話、地上系FAX、衛星系電話、衛星系FAXは、三重県防災・行政無線の電話番号である。
- * 県庁から市町への連絡は地上系電話（8-45-●●●-**-11）、地上系FAX（8-650-(ppp)-●●●-(ppp)-0）、衛星系電話（8-7-●●●-11）、衛星系FAX（8-7-(p)-●●●-19）をダイヤルする。（●●●は各市町局番）
- * (p)の箇所には、ポーズを挿入する。
- * 県の末端機（企業庁の地域機関等）から連絡する場合には、市町からの連絡と同様である。

災害応援時の連絡方法

東紀州ブロック

水道事業者（市町村等）		T E L	F A X	地上系電話	地上系 F A X	衛星系電話	衛星系 F A X	備考
尾鷲市（代表都市） 水道部総務係	通常時	0597-23-8271	0597-23-8276	8-209-**11	8-209	7-209-11	0-(p)-7-(p)-209-19	
	夜間休日	0597-23-8111		市役所守衛室（守衛から水道部長へ連絡方法確保）				
熊野市（連絡都市） 水道課	通常時	0597-89-4111	0597-89-4590	8-212-**11	8-212	7-212-11	0-(p)-7-(p)-212-19	
	夜間休日	0597-89-4111		当直室（当直から水道課長補佐へ連絡方法確保）				
紀北町 水道課	通常時	0597-32-1111	0597-32-2339	8-542-**11	8-542	7-542-11	0-(p)-7-(p)-542-19	
	夜間休日	0597-32-1111	0597-32-2339	守衛室（守衛から水道課長へ連絡方法確保）				
御浜町 生活環境課水道係	通常時	05979-3-0513	05979-2-3502	8-561-**11	8-561	7-561-11	0-(p)-7-(p)-561-19	
	夜間休日	05979-3-0513	05979-2-3502	守衛室（守衛から生活環境課参事(水道担当)へ連絡方法確保）				
紀宝町 水道課	通常時	0735-21-6287	0735-23-0755	8-564-**11	8-564	7-564-11	0-(p)-7-(p)-564-19	
	夜間休日	0735-21-6287	0735-23-0755					

災害応援時の連絡方法

三重県企業庁

水道事業者（市町村等）		TEL	FAX	地上系電話	地上系FAX	衛星系電話	衛星系FAX	備考
企業庁水道事業室	通常時	059-224-2833	059-224-3043	8-**-8-2833	8-099-**-8-3043	7-101-8-2833	0-(p)-7-(p)-101-8-3043	
	夜間休日	059-255-7179		水道事業室 事業経営グループ 副室長 山川 幸文（ヤマカワ ユキフミ）自宅				
北勢水道事務所	通常時	0593-51-1561	0593-51-1566	8-45-181-**-11	8-650-(ppp)-181-(ppp)-0	8-7-181-11	8-7-181-19	
	夜間休日	0593-51-1561	0593-51-1566	北勢水道中央監視室（委託担当職員）				
中勢水道事務所	通常時	059-295-0200	059-295-0210	8-45-182-**-11	8-650-(ppp)-182-(ppp)-0	8-7-182-11	8-7-182-19	
	夜間休日	059-295-0200	059-295-0210	中勢水道中央監視室（交替勤務職員）				
南勢水道事務所	通常時	0598-38-2497	0598-38-2946	8-45-183-**-11	8-650-(ppp)-183-(ppp)-0	8-7-183-11	8-7-183-19	
	夜間休日	0598-38-2497	0598-38-2946	南勢水道中央監視室（委託担当職員）				
志摩水道事務所	通常時	0599-55-0241	0599-55-0199	8-45-184-**-11	8-650-(ppp)-184-(ppp)-0	8-7-184-11	8-7-184-19	
	夜間休日	0599-55-0241	0599-55-0199	志摩水道中央監視室（交替勤務職員）				

三重県環境森林部（三重県水道災害対策本部事務局）

		TEL	FAX	地上系電話	地上系FAX	衛星系電話	衛星系FAX	備考
環境森林部水質改善室 水質・土壌安全グループ	通常時	059-224-3145	059-229-1016	8-**-8-3145	8-099-**-8-3024	7-101-8-3145	0-(p)-7-(p)-101-8-3045	
	夜間休日	059-255-2911		水質改善室 水質土壌安全グループ 副室長 新家淳治（ニイミ ジュンジ）自宅				
	夜間休日	059-229-6521		水質改善室 水質土壌安全グループ 主事 森田 潤（モリタ ジュン）自宅				

（社）三重県水道協会

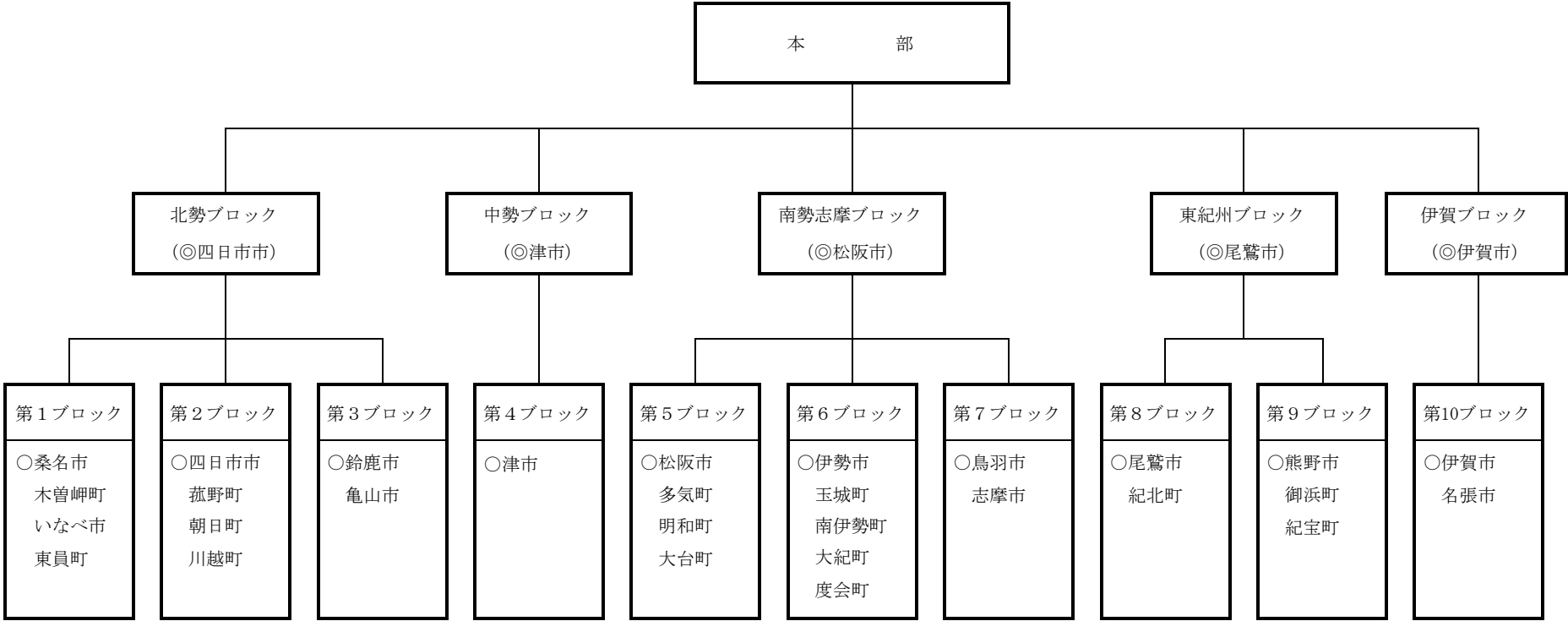
		TEL	FAX	地上系電話	地上系FAX	衛星系電話	衛星系FAX	備考
（社）三重県水道協会	通常時	059-224-6673	059-224-6675					
	夜間休日			事務局連絡先（協会携帯）を電話アナウンス				

日本水道協会三重県支部

		TEL	FAX	地上系電話	地上系FAX	衛星系電話	衛星系FAX	備考
日本水道協会三重県支部 （事務局は津市）	通常時	059-237-5801	059-237-1210					
	夜間休日			事務局は、津市水道局水道総務課				

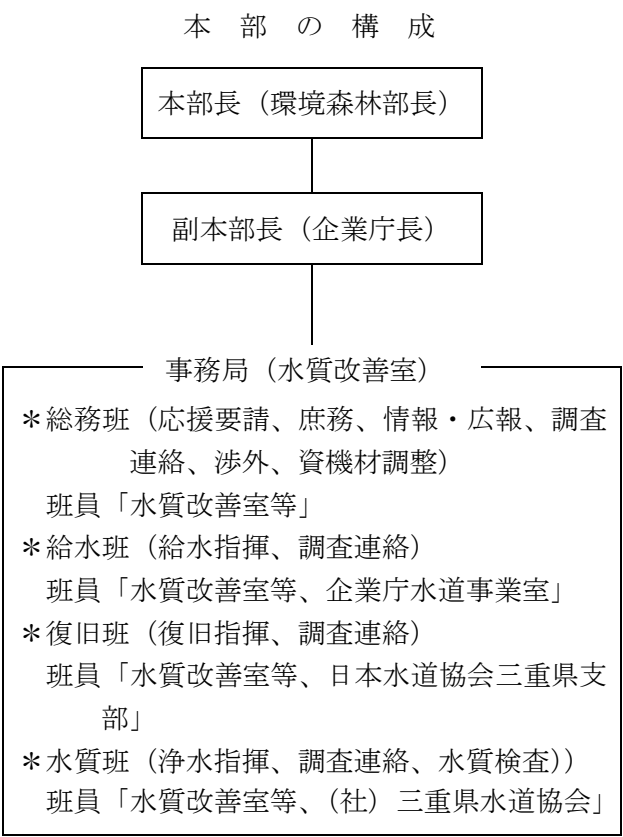
別図 1

三重県水道災害広域応援組織図

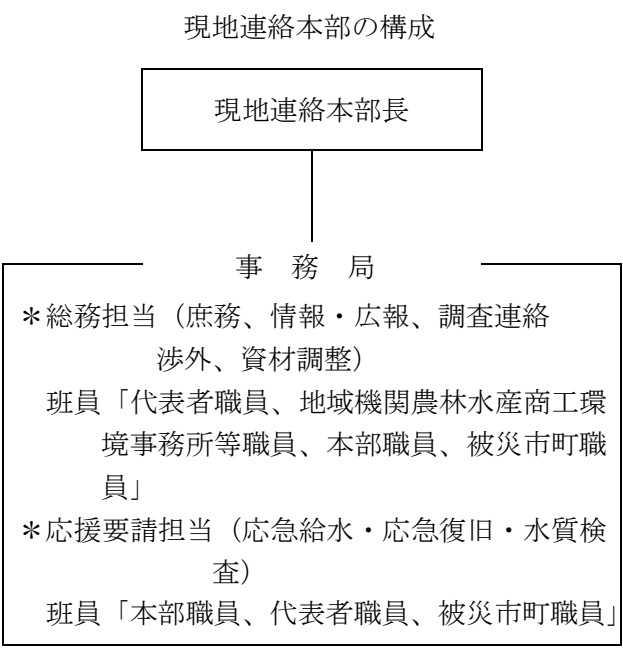


◎幹事都市（代表者） ○連絡都市

別図 2

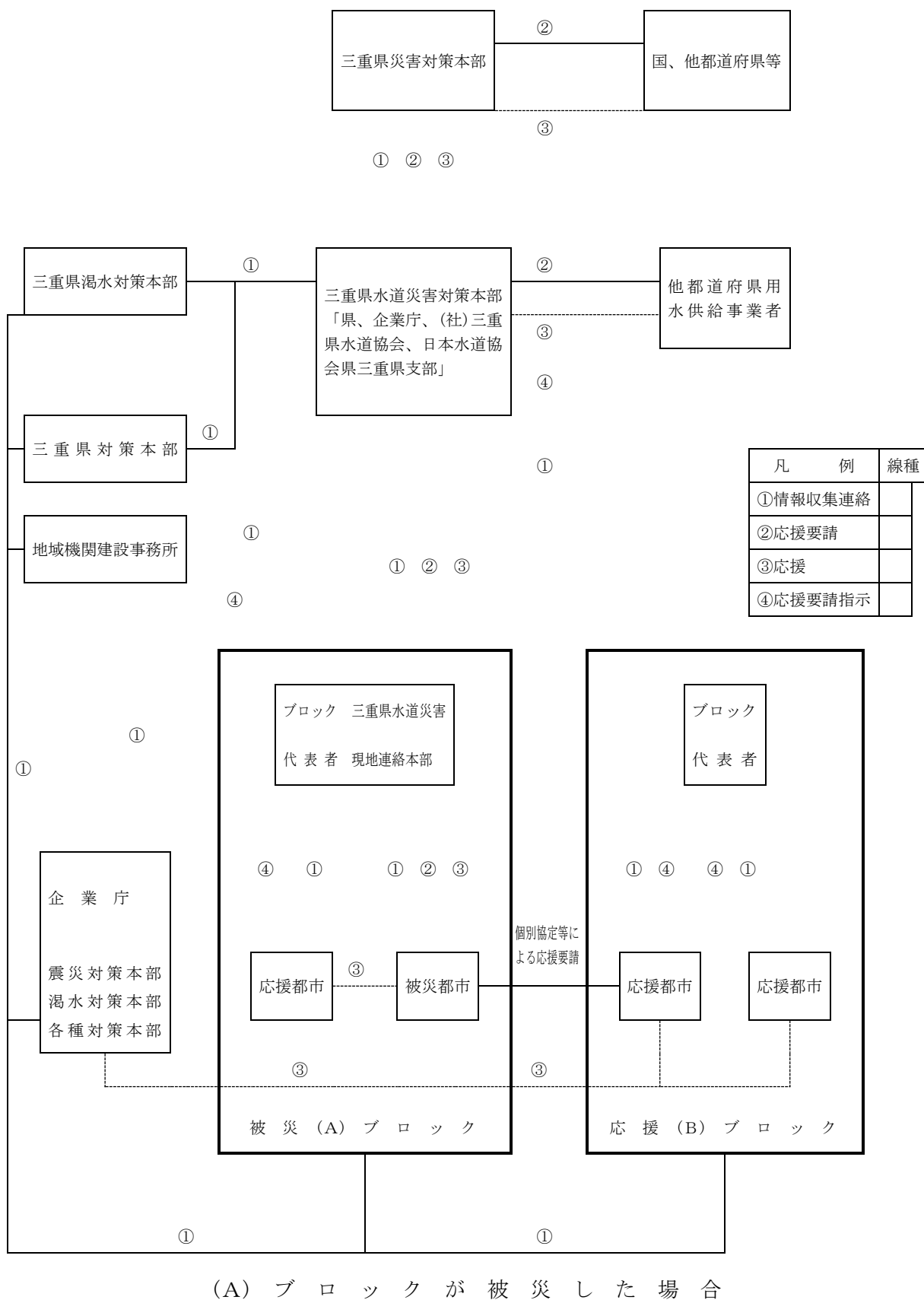


別図 3



別図 4

三重県水道災害対策情報連絡・応援体制



2-6 三重県災害等廃棄物処理応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

(広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要がないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境

森林部資源循環室長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。
(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
- 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。
(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市長村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

- 2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。
- 3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。
- 4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。
- 5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。
- 6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。
 - (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
 - (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
 - (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
 - (4) 応援要請の場所及び期間
 - (5) 連絡責任者
 - (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

- 2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。

3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

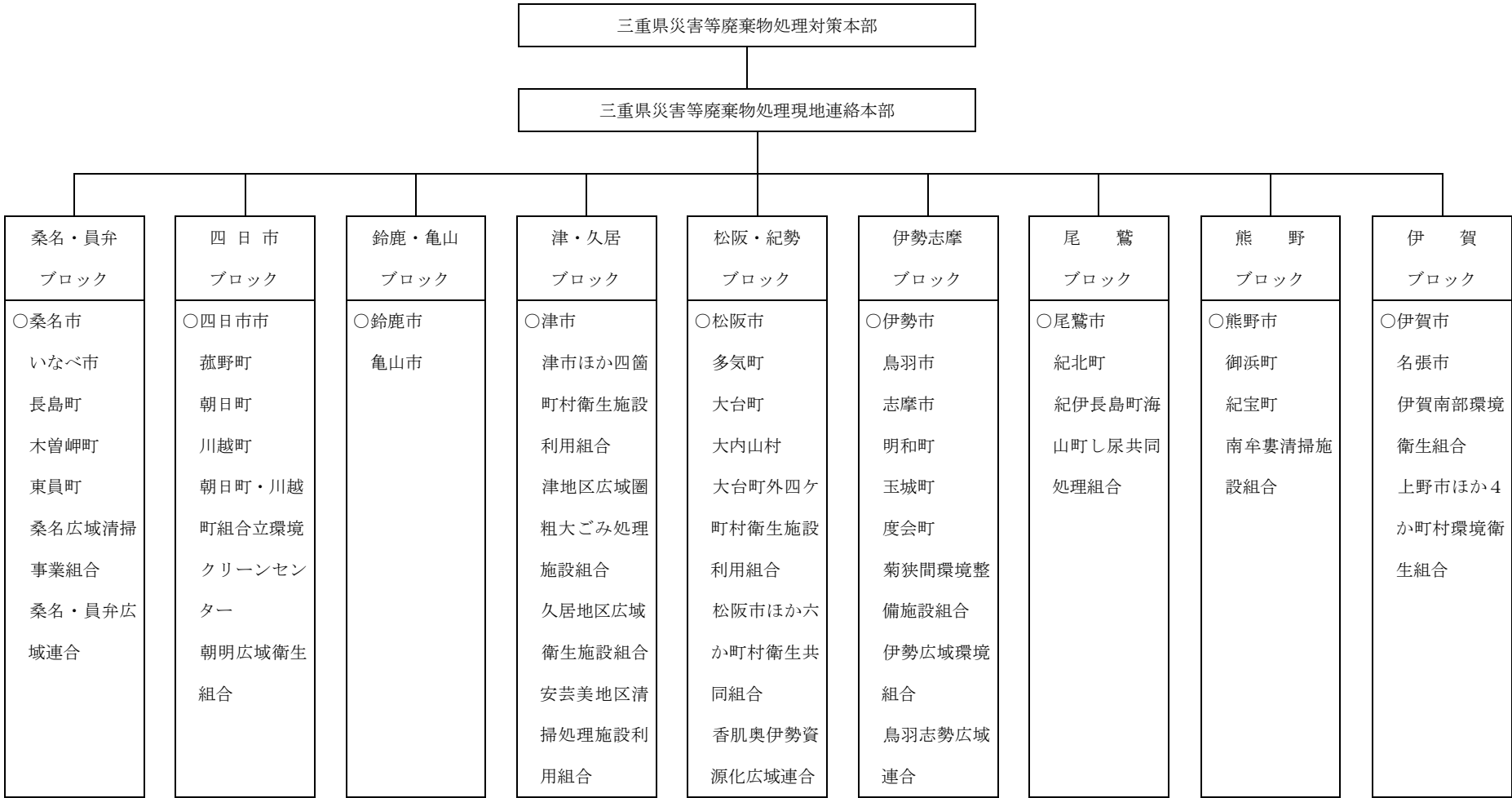
第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

記名押印 〔略〕

三重県災害等廃棄物処理応援体制組織図



(注) 1 ○印を付した市は、協定書第3条第1項の規定に基づく各ブロックの幹事市とする。
 2 三雲町と明和町のし尿処理については、松阪市ほか六か町村衛生共同組合に加入のため、し尿処理の場合松阪・紀勢ブロックに加入。

(様式第 1 号)

年 月 日

三重県知事 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援調整要請について

このことについて下記により応援調整を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画 <必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 （ t 車 台）（必要人員 名） （ t 車 台）（必要人員 名） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
一次保管	・ごみ種類及び保管量 （ t ） （ t ） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	・ごみ種類及び焼却等中間処理量 （ t ） （ t ） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	・ごみ種類及び最終処分量 （ t ） （ t ） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 （ t 車 台）（必要人員 名） （ t 車 台）（必要人員 名） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	・処理量 （ t ） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 連絡先

市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
F A X	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 その他必要事項

(様式第 2 号)

年 月 日

(市町村等名) 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請について

このことについて下記により応援を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

2 災害等廃棄物処理の計画 ＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 (t 車 台) (必要人員 名) (t 車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
一次保管	・ごみ種類及び保管量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	・ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	・ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 （ t 車 台）（必要人員 名） （ t 車 台）（必要人員 名） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	・処理量 （ t ） ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 連絡先

市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
F A X	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 その他必要事項

2-7 災害応急復旧工事の協力に関する協定

(紀宝町建設業組合・社団法人三重県建設業協会熊野支部)

災害応急復旧工事の協力に関する協定書

紀宝町を甲とし、紀宝町建設業組合を乙として、当事者間において紀宝町内の甲が管理する公共施設に発生した風水害、地震、その他による災害時の応急復旧工事（以下「災害応急復旧工事」という。）について次のとおり協定する。

(協力要請)

- 第1条 甲は、災害応急復旧工事を実施するため、乙の協力を求める必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と協議して乙の組合員の中から災害応急復旧工事担当事業者（以下「工事担当事業者」という。）を選定するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により選定された工事担当事業者に災害応急復旧工事の実施を要請するものとする。
- 4 第1項及び第3項の要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときは、電話、その他の方法により要請することができる。

(災害応急復旧工事の実施)

- 第2条 工事担当事業者は、前条の要請を受けたときは、甲の定めた町職員の指示に従い災害応急復旧工事を実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害現場に指示する町職員がいないときは、工事担当事業者は甲の指示事項に従い適切な災害応急復旧工事を実施するものとする。

(工事の報告)

- 第3条 工事担当事業者は前条の災害応急復旧工事の実施にあたっては、随時、その工事の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに工事実施状況を報告するものとする。

(経費の負担)

- 第4条 工事担当事業者が実施した工事費用については、甲が負担する。
- 2 前項の規定により、甲は負担する経費は、甲と乙が協議して定める「災害発生時の緊急工事における労務、建設機械単価」等を基準として算出した額とする。

(災害補償)

- 第5条 災害応急復旧工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(連絡責任者)

- 第6条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、事前に連絡責任者を定めておくものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までの期間とする。

2 前項の協定期間満了3か月前までに、甲、乙、いずれからも改定の意思表示がないときは、更に1年間、期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議事項)

第8条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年12月26日

甲 紀宝町鵜殿324番地
紀宝町長

乙 紀宝町
紀宝町建設業組合
組合長

災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定

紀宝町（以下「甲」という。）と紀宝町建設業組合（以下「乙」という。）とは「災害応急復旧工事の協力に関する協定」（以下「基本協定」という。）第 8 条の規定により、次のとおり運用協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、基本協定第 2 条に規定する災害応急復旧工事の実施に関する運用を定めることにより、災害（基本協定前文に規定する災害をいう。）発生時の即時的な対応を可能にし、迅速に甲が管理する公共施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。（協力要請等）

第 2 条 基本協定第 1 条第 1 項に定める協力を要請する災害は、次のとおりとする。

- （1）東海地震、東南海、南海地震等の大規模地震による災害
- （2）大雨により、町の全域又は一部において集落の全部又は一部が孤立する大規模な災害が発生し、緊急に孤立の解消を行う場合
- （3）前 2 号に定めるもののほか、緊急を要する応急処置が必要な場合

2 基本協定第 1 条第 1 項の要請は、紀宝町災害応急復旧工事協力要請書（様式第 1 号）によるものとし、同条第 4 項ただしがきの規定により電話、その他の方法により要請した場合においても、速やかに紀宝町災害応急復旧工事協力要請書を作成するものとする。

3 基本協定第 1 条第 3 項の要請は、紀宝町災害応急復旧工事実施要請書（様式第 2 号）によるものとし、同条第 4 項ただしがきの規定により電話、その他の方法により要請した場合においても、速やかに紀宝町災害応急復旧工事実施要請書を作成するものとする。

（災害応急復旧工事の実施）

第 3 条 基本協定第 2 条に定める工事担当事業者が実施する災害応急復旧工事の内容は次のとおりとする。

- （1）崩土、倒木等の交通障害物の除去工事
- （2）増破防止工事
- （3）仮復旧工事及び仮設工事
- （4）その他必要な工事

2 基本協定第 3 条の工事実施状況の報告は、紀宝町災害応急復旧工事報告書（様式第 3 号）によるものとする。

3 前項の紀宝町災害応急復旧工事報告書には、工事着手前の状況、施工数量等が分かる写真、計算書等を添付するものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第 4 条 甲及び乙は、基本協定第 6 条に定める連絡責任者を選任し、緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「緊急ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 緊急ネットワークの運用は、甲及び乙がそれぞれ緊急ネットワーク資料を作成し、強化を図るものとする。

3 甲及び乙は、前項で作成した緊急ネットワーク資料に変更が生じたときは、すみやかに新たな緊急ネットワーク資料を作成し、相互に情報を共有するものとする。

(訓練・研修等)

第5条 甲及び乙は、緊急時を想定した訓練を行い、緊急時の対応について改善を図るものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて研修を行い緊急時への対応能力の向上に努めるものとする。

3 甲は、緊急時に備え緊急輸送道路や公共施設の重要度等について乙に定期的に通知するものとする。

(協定の期間)

第6条 この運用協定の期間は、基本協定の期間と同一とする。

(協議事項)

第7条 この運用協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの運用協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議のうえ、解決するものとする。

この運用協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年12月26日

甲 紀宝町鶴殿324番地
紀宝町長

乙 紀宝町
紀宝町建設業組合
組合長

様式第 1 号

紀宝町災害応急復旧工事協力要請書

年 月 日

紀宝町建設業組合

組合長

様

紀宝町長

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 1 条第 1 項の規定により要請します。

場 所 紀宝町 地内

状 況

工事内容

その他

作業の際は、作業場所の状況に十分注意を払い作業員の安全を最優先させてください。

様式第 2 号

紀宝町災害応急復旧工事実施要請書

年 月 日

様

紀宝町長

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 1 条第 3 項の規定により要請します。

場 所 紀宝町 地内
状 況
工事内容

その他

作業の際は、作業場所の状況に十分注意を払い作業員の安全を最優先させてください。

受 諾 書

紀宝町長 様

上記の要請について同意し、災害応急復旧工事の協力に関する協定及び災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定に基づき工事を行います。

年 月 日

所 在 地

名称又は氏名

様式第 3 号

紀宝町災害応急復旧工事報告書

年 月 日

紀宝町長 様

年 月 日

所 在 地

名称又は氏名

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 3 条の規定により報告します。

場 所 紀宝町 地内

工事概要

工事内容 別紙工事内訳表のとおり
(添付書類：写真（着工前、施工中、完成後）竣工図）

その他

災害応急復旧工事の協力に関する協定書

紀宝町を甲とし、社団法人三重県建設業協会熊野支部を乙として、当事者間において紀宝町内の甲が管理する公共施設に発生した風水害、地震、その他による災害時の応急復旧工事（以下「災害応急復旧工事」という。）について次のとおり協定する。

（協力要請）

- 第1条 甲は、災害応急復旧工事を実施するため、乙の協力を求める必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、甲と協議して乙の組合員の中から災害応急復旧工事担当事業者（以下「工事担当事業者」という。）を選定するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により選定された工事担当事業者に災害応急復旧工事の実施を要請するものとする。
- 4 第1項及び第3項の要請は、文書により行うものとする。ただし、急を要するときは、電話、その他の方法により要請することができる。

（災害応急復旧工事の実施）

- 第2条 工事担当事業者は、前条の要請を受けたときは、甲の定めた町職員の指示に従い災害応急復旧工事を実施するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害現場に指示する町職員がいないときは、工事担当事業者は甲の指示事項に従い適切な災害応急復旧工事を実施するものとする。

（工事の報告）

- 第3条 工事担当事業者は前条の災害応急復旧工事の実施にあたっては、随時、その工事の経過について甲に報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに工事実施状況を報告するものとする。

（経費の負担）

- 第4条 工事担当事業者が実施した工事費用については、甲が負担する。
- 2 前項の規定により、甲は負担する経費は、三重県土木工事積算基準標準歩掛表、設計単価表を基準として算出した額とする。

（災害補償）

- 第5条 災害応急復旧工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

（連絡責任者）

- 第6条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、事前に連絡責任者を定めておくものとする。

（協定の期間）

- 第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までの期間とする。
- 2 前項の協定期間満了3か月前までに、甲、乙、いずれから改定意思表示がないときは、更に1年間、期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議事項）

第8条 この協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年12月1日

甲 紀宝町鵜殿324番地
紀宝町長

乙 熊野市井戸町井土
社団法人 三重県建設業協会熊野支部
支部長

災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定

紀宝町（以下「甲」という。）社団法人三重県建設業協会熊野支部（以下「乙」という。）とは「災害応急復旧工事の協力に関する協定」（以下「基本協定」という。）第 8 条の規定により、次のとおり運用協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、基本協定第 2 条に規定する災害応急復旧工事の実施に関する運用を定めることにより、災害（基本協定前文に規定する災害をいう。）発生時の即時的な対応を可能にし、迅速に甲が管理する公共施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（協力要請等）

第 2 条 基本協定第 1 条第 1 項に定める協力を要請する災害は、次のとおりとする。

- （1）東海地震、東南海、南海地震等の大規模地震による災害
- （2）大雨により、町の全域又は一部において集落の全部又は一部が孤立する大規模な災害が発生し、緊急に孤立の解消を行う場合
- （3）前 2 号に定めるもののほか、緊急を要する大きな規模の応急処置が必要な場合

2 基本協定第 1 条第 1 項の要請は、紀宝町災害応急復旧工事協力要請書（様式第 1 号）によるものとし、同条第 4 項ただしがきの規定により電話、その他の方法により要請した場合においても、速やかに紀宝町災害応急復旧工事協力要請書を作成するものとする。

3 基本協定第 1 条第 3 項の要請は、紀宝町災害応急復旧工事実施要請書（様式第 2 号）によるものとし、同条第 4 項ただしがきの規定により電話、その他の方法により要請した場合においても、速やかに紀宝町災害応急復旧工事実施要請書を作成するものとする。

（災害応急復旧工事の実施）

第 3 条 基本協定第 2 条に定める工事担当事業者が実施する災害応急復旧工事の内容は次のとおりとする。

- （1）崩土、倒木等の交通障害物の除去工事
- （2）増破防止工事
- （3）仮復旧工事及び仮設工事
- （4）その他必要な工事

2 基本協定第 3 条の工事実施状況の報告は、紀宝町災害応急復旧工事報告書（様式第 3 号）によるものとする。

3 前項の紀宝町災害応急復旧工事報告書には、工事着手前の状況、施工数量等が分かる写真、計算書等を添付するものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第 4 条 甲及び乙は、基本協定第 6 条に定める連絡責任者を選任し、緊急連絡応援体制ネットワーク（以下「緊急ネットワーク」という。）を確立するものとする。

2 緊急ネットワークの運用は、甲及び乙がそれぞれ緊急ネットワーク資料を作成し、強化を図るものとする。

3 甲及び乙は、前項で作成した緊急ネットワーク資料に変更が生じたときは、速やかに新たな緊急ネットワーク資料を作成し、相互に情報を共有するものとする。

(訓練・研修等)

第5条 甲及び乙は、緊急時を想定した訓練を行い、緊急時の対応について改善を図るものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて研修を行い緊急時への対応能力の向上に努めるものとする。

3 甲は、緊急時に備え緊急輸送道路や公共施設の重要度等について乙に定期的に通知するものとする。

(協定の期間)

第6条 この運用協定の期間は、基本協定の期間と同一とする。

(協議事項)

第7条 この運用協定の定める事項に疑義を生じたとき、又はこの運用協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議のうえ、解決するものとする。

この運用協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年12月1日

甲 紀宝町鶴殿 324 番地
紀宝町長

乙 熊野市井戸町井土 351-2
社団法人 三重県建設業協会熊野支部
支部長

様式第 1 号

紀宝町災害応急復旧工事協力要請書

年 月 日

三重県建設業協会
熊野支部長

様

紀宝町長

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 1 条第 1 項の規定により要請します。

場 所 紀宝町 地内
状 況
工事内容

その他

作業の際は、作業場所の状況に十分注意を払い作業員の安全を最優先させてください。

様式第 2 号

紀宝町災害応急復旧工事実施要請書

年 月 日

様

紀宝町長

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 1 条第 3 項の規定により要請します。

場 所 紀宝町 地内
状 況
工事内容

その他

作業の際は、作業場所の状況に十分注意を払い作業員の安全を最優先させてください。

受 諾 書

紀宝町長 様

上記の要請について同意し、災害応急復旧工事の協力に関する協定及び災害応急復旧工事の協力に関する協定の運用協定に基づき工事を行います。

年 月 日

所 在 地

名称又は氏名

様式第 3 号

紀宝町災害応急復旧工事報告書

年 月 日

紀宝町長 様

年 月 日

所 在 地

名称又は氏名

災害応急復旧工事の協力に関する協定第 3 条の規定により報告します。

場 所 紀宝町 地内

工事概要

工事内容 別紙工事内訳表のとおり
(添付書類：写真（着工前、施工中、完成後）竣工図）

その他

3. 避難に関する資料

3-1 避難場所

※災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所

番号	避難地区	名称	管理者	電話番号	耐震	収容人員	災害種別		
							地震	洪水	津波
1	井田	下り場集落センター	組長	-	有	80	○	○	○
2		紀宝町ウミガメ公園（物産館3階） ※ウミガメ公園利用者用避難場所	有限会社 ウミガメフーズ	0735-33-0300	有	40	○	○	○
3		井田公民館	教育委員会	0735-32-3710	有	200		○	
4		井田小学校（体育館）	校長	0735-32-2004	有	350	○	○	○
5		上野農事集会所（上野つどい館）	組長	-	有	80	○	○	○
6	鵜殿	紀宝町役場本庁舎	総務課	0735-33-0333	有	370	○	○	○
7		紀宝町防災拠点施設	総務課	0735-33-0335	有	800	○		○
8		鵜殿体育館	教育委員会	-	有	200		○	
9		生涯学習センター（まなびの郷）	教育委員会	0735-32-0241	有	600	○	○	○
10		鵜殿小学校（体育館）	校長	0735-32-0054	有	150	○	○	○
11		鵜殿保育所	所長	0735-32-0101	有	10		○	
12		福祉センター	局長	0735-32-0957	有	320		○	
13		鵜殿ふれあい会館	総務課	0735-32-2242	有	50		○	
14		ふるさと歴史館	教育委員会	-	有	30		○	
15	神内	神内福祉センター	局長	0735-32-2023	有	500		○	
16		保健センター	健康づくり推進課	0735-32-3700	有	300		○	
17		神内小学校（体育館）	校長	0735-32-2009	有	300	○	○	○
18		神内構造改造センター（神内会館）	区長	-	有	100		○	
19	成川	飯盛多目的集会施設（ふれあい館）	町内会長	-	有	80		○	
20		成川防災備蓄倉庫	総務課	-	有	80	○	○	○
21		成川高台	総務課	-	有	770	○		○
22		紀宝町役場分庁舎（就業改善センター）	総務課	-	有	100	○	○	○
23		上地多目的集会施設	町内会長	-	有	80	○	○	○
24	鮎田	鮎田構造改造センター（センター弁慶）	区長	-	有	80		○	
25	高岡	高岡防災センター	区長	-	有	100	○	○	○

番号	避難地区	名称	管理者	電話番号	耐震	収容人員	災害種別		
							地震	洪水	津波
26	北桧杖	北桧杖多目的集会施設	区長	－	有	50	○	○	○
27		北桧杖小学校跡避難場所	総務課	－	無	20		○	
28	瀬原	瀬原公民館	区長	－	無	30		○	
29	浅里	浅里生活改善センター	区長	－	有	80	○		○
30		飛雪の滝キャンプ場	税務住民課	－	有	5	○		○
31		旧矢渕中学校分校舎	総務課	－	無	150		○	
32		川丈班消防車庫	総務課	－	有	20		○	
33	大里	ふるさと資料館	教育委員会	0735-33-1010	有	50	○	○	○
34		田代体育館	教育委員会	0735-34-0977	有	450	○	○	○
35		中高齢者就業改善施設（小畑）	連絡員	－	有	50	○	○	○
36		大里多目的集会施設	区長	－	有	100	○	○	○
37		相野谷中学校（体育館）	校長	0735-33-1003	有	350	○	○	○
38		津本防災センター	区長	－	有	60	○	○	○
39	井内	相野谷小学校（体育館）	校長	0735-34-0009	有	100	○		○
40		井内青年クラブ	区長	－	無	50		○	
41		紀宝町リサイクルセンター	環境衛生課	－	有	20		○	
42	平尾井	高齢者生産活動センター	区長	－	有	150	○	○	○
43	桐原	桐原生活改善センター	区長	－	有	80	○	○	○

3－2 避難所

※災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設

番号	地区	名称	管理者	電話番号	収容人員
1	井田	井田小学校（体育館）	校長	0735-32-2004	210
2	鵜殿	生涯学習センター（まなびの郷）	教育委員会	0735-32-0241	130
3		鵜殿小学校（体育館）	校長	0735-32-0054	290
4	神内	神内小学校（体育館）	校長	0735-32-2009	170
5	成川	上地多目的集会施設	町内会長	－	30
6	鮎田	鮎田構造改造センター（センター弁慶）	区長	－	40
7	大里	大里多目的集会施設	区長	－	50
8		相野谷中学校（体育館）	校長	0735-33-1003	220
9	井内	相野谷小学校（体育館）	校長	0735-34-0009	150
10	平尾井	高齢者生産活動センター	区長	－	60

3－3 福祉避難所

※災害の危険に伴い避難をしてきた避難行動要支援者等が一定期間滞在する施設

番号	地区	名称	管理者	電話番号	収容人員
1	井田	亀楽苑	施設長	0735-32-1055	5
2	神内	神内福祉センター	局長	0735-32-2023	40
3	北松杖	宝寿園	施設長	0735-21-0903	5

4. 通信に関する資料

4-1 紀宝町防災無線(移動系) 配置一覧表

種 別	新呼出名称	設置場所	車 番	備 考
基 地 局	ぎょうせいきほう	無線室		総 務 課
陸上移動局	きほう 1	日産エクストレイル	三重 300 と 2996	産業建設課
	きほう 2	ホンダモビリオ	三重 500 ほ 7538	総 務 課
	きほう 3	三菱パジェロ	三重 46 に 5461	産業建設課
	きほう 4	日産消防車 (井田)	三重 88 ほ 1807	総 務 課
	きほう 5	トヨタ消防車 (神内)	三重 88 ほ 4514	総 務 課
	きほう 6	トヨタ消防車 (成川)	三重 800 さ 6247	総 務 課
	きほう 7	トヨタ消防車 (鮎田)	三重 88 ほ 6882	総 務 課
	きほう 8	日産消防車 (高岡)	三重 88 ま 4891	総 務 課
	きほう 9	トヨタ消防車 (川丈)	三重 88 ほ 9246	総 務 課
	きほう 10	日産消防車 (大里)	三重 800 さ 9320	総 務 課
	きほう 11	トヨタ消防車 (平尾井)	三重 88 ほ 7782	総 務 課
	きほう 12	トヨタ消防車 (桐原)	三重 88 ま 25	総 務 課
	きほう 13	スズキダンプ	三重 41 て 7260	水 道 課
	きほう 14	消防車庫 (井田)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 15	消防車庫 (神内)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 16	消防車庫 (成川)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 17	消防車庫 (鮎田)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 18	消防車庫 (高岡)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 19	消防車庫 (川丈)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 20	消防車庫 (大里)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 21	消防車庫 (平尾井)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 22	消防車庫 (桐原)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 23	役場分庁宿直室	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 24	熊野市消防紀宝分署	(ハンディ)	消防紀宝分署
	きほう 25	役場総務課防災対策室	(ハンディ)	総 務 課

種 別	新呼出名称	設置場所	車 番	備 考
陸上移動局	きほう 2 6	役場分庁産業建設課	(ハンディ)	産業建設課
	きほう 2 7	ホンダアクティ	三重 41 ふ 8147	福 祉 課
	きほう 2 8	ホンダアクティ	三重 41 よ 9730	総 務 課
	きほう 2 9	ダイハツ軽消防車 (鶉殿)	三重 80 あ 3074	総 務 課
	きほう 3 0	ダイハツ軽消防車 (鶉殿)	三重 80 あ 3075	総 務 課
	きほう 3 1	日野消防車 (鶉殿)	三重 88 ふ 8204	総 務 課
	きほう 3 2	トヨタカローラ	三重 500 そ 5060	環境衛生課
	きほう 3 3	スズキエスクード	三重 800 さ 8133	産業建設課
	きほう 3 4	トヨタカルディナ	三重 46 め 2607	産業建設課
	きほう 3 5	トヨタハイエース	三重 300 セ 312	総 務 課
	きほう 3 6	ダイハツアトレー	三重 41 の 4180	社会福祉協議会
	きほう 3 7	消防車庫 (鶉殿)	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 3 8	役場企画調整課	(ハンディ)	企画調整課
	きほう 3 9	紀宝町社会福祉協議会	(ハンディ)	社会福祉協議会
	きほう 4 0	役場分庁農林水産課	(ハンディ)	産業建設課
	きほう 4 1	役場総務課	(ハンディ)	総 務 課
	きほう 4 2	役場環境衛生課	(ハンディ)	環境衛生課
	きほう 4 3	健康づくり推進課	(ハンディ)	健康づくり 推進課
	きほう 4 4	役場福祉課	(ハンディ)	福 祉 課
	きほう 4 5	相野谷診療所	(ハンディ)	相野谷診療所
	きほう 4 6	生涯学習センター	(ハンディ)	教 育 課
	きほう 4 7	役場税務住民課	(ハンディ)	税務住民課
	きほう 4 8	役場出納室	(ハンディ)	出 納 室
	きほう 4 9	役場議会事務局	(ハンディ)	議会事務局
	きほう 5 0	役場教育課	(ハンディ)	教 育 課
	きほう 5 1	役場本庁宿直室	(ハンディ)	総 務 課

4-2 災害時優先電話

電話番号	契約者	住所 1	住所 2	住所 3	建物 1	電種コード	電種名称
0735-32-2014	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井田1420			井田保育所		D64・事務用
0735-32-0054	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿1232	1		鶴殿小学校		D64・事務用
0735-32-0101	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿1190			鶴殿保育所		D64・事務用
0735-32-1363	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿1232	1		うどの幼稚園		D64・事務用
0735-32-2001	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井田1415	2		井田支所		単独・事務
0735-32-0025	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿20			矢渕中学校		D64・事務用
0735-32-2009	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町神内493			神内小学校		D64・事務用
0735-32-0948	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井田568	7		紀宝町ウミガメ館		街頭用公衆電話
0735-32-3700	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町神内277	2		紀宝町保健センター		単独・事務
0735-34-0001	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町大里1574	3		相野谷支所		単独・事務
0735-34-0009	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井内98	1		相野谷小学校		D64・事務用
0735-34-0011	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井内88			相野谷診療所		D64・事務用
0735-34-0100	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町高岡233			明和小学校		D64・事務用
0735-34-0542	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井内123			相野谷保育所		D64・事務用
0735-32-2004	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町井田1787	2		井田小学校		D64・事務用
0735-33-0333	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324			紀宝町役場		D64・事務用
0735-33-0334	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324			〃		D64・事務用
0735-33-0335	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324			〃		D64・事務用
0735-23-0336	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿324			〃		D64・事務用
0735-23-3024	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町成川656			分庁舎		D64・事務用
0735-23-3025	紀宝町	三重県南牟婁郡紀宝町成川656			分庁舎		D64・事務用

5. 危険箇所に関する資料

5－1 山腹崩壊危険地区

番号	位置			予想される災害名	面積 (h a)	公共施設等					
	市町村	大字	字			50戸以上 人家	49 ～ 10戸	9 ～ 5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	紀 宝	浅 里	小 鹿	山 腹 崩 壊	4				2		県
2	紀 宝	〃	鍋 羅	〃	1		12				町
3	紀 宝	〃	竹 野 々	〃	2			5			町
4	紀 宝	〃	和 田 (2)	〃	1			6			町
5	紀 宝	〃	〃 (1)	〃	2				3		県
6	紀 宝	瀬 原	京 田 前	〃	1				2		県
7	紀 宝	北 桧 杖	三 浦	〃	1				1		県
8	紀 宝	鮒 田	右市ヶ鼻	〃	1		31				県
9	紀 宝	〃	寺 の 上	〃	2		29			1	県
10	紀 宝	〃	山 口	〃	3		16			1	県
11	紀 宝	〃	倉 元	〃	1				2		県
12	紀 宝	〃	苔	〃	4		11				町
13	紀 宝	〃	鮒 田 東	〃	7		21				県
14	紀 宝	成 川	深 谷	〃	1		11				町
15	紀 宝	高 岡	蛇 崩	〃	4		12				県
16	紀 宝	〃	和 田 地	〃	1		25				県
17	紀 宝	大 里	湯 之 戸	〃	2				2		林
18	紀 宝	〃	東 地	〃	1		37			3	町
19	紀 宝	〃	泉 谷	〃	1				3		町
20	紀 宝	井 内	寺 尾	〃	3		23			3	県
21	紀 宝	平 尾 井	倉 根	〃	5			9			町
22	紀 宝	〃	高 更	〃	2		12				町
23	紀 宝	〃	上 地	〃	1		10				町
24	紀 宝	阪 松 原	佐 田	〃	1			8			町
25	紀 宝	桐 原	上の山(2)	〃	1		10		3		町
26	紀 宝	〃	上の山(1)	〃	1				4		町
27	紀 宝	〃	不動之戸	〃	3		11				町
28	紀 宝	〃	宮 前	〃	2			7		2	町

番号	位置			予想される災害名	面積 (h a)	公共施設等					
	市町村	大字	字			50戸以上 人家	49 ～ 10戸	9 ～ 5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
29	紀 宝	桐 原	東	山 腹 崩 壊	1						町
30	紀 宝	〃	藤 根	〃	1			3			県
31	紀 宝	大 里	永 田	〃	1			9			県
32	紀 宝	〃	空 地	〃	2			7		1	町
33	紀 宝	井 田	茶 屋 地	〃	1		32				町
34	紀 宝	〃	下 地	〃	2		30				町
35	紀 宝	神 ノ 内	市 阪	〃	1						町
36	紀 宝	〃	近 石	〃	1			7			町
37	紀 宝	〃	向 山	〃	1				1		町
38	紀 宝	〃	里 地	〃	3		23			1	町
39	紀 宝	〃	寺 地	〃	2		18				町
40	紀 宝	成 川	早 山	〃	1			9			町
41	紀 宝	〃	飯 盛	〃	2		43				町
42	紀 宝	〃	下 地	〃	4	55					町
43	紀 宝	〃	神 明 後	〃	2		20				町
44	紀 宝	桐 原	大 地	〃	1				3		町
45	紀 宝	阪 松 原	原 之 元	〃	1			5			町
46	紀 宝	平 尾 井	不 動 地	〃	1				3		
47	紀 宝	大 里	湯 ノ 戸	〃	1				4		町
48	紀 宝	神 内	阪 本	〃	1		10				町
49	紀 宝	〃	早 山	〃	1				4		
50	紀 宝	成 川	飯 盛	〃	5		29			1	町
51	紀 宝	鮎 田	コ イ ジ	〃	1				2		
52	紀 宝	北 桧 杖	大和田峪	〃	3				2		
53	紀 宝	神 内	砥 嶋	〃	1		12				町
54	紀 宝	大 里	岡	〃	1			8		2	県
55	紀 宝	鮎 田	大 山	〃	1			8			町
56	紀 宝	神 内	阪 本(2)	〃	1				4		
57	紀 宝	鮎 田	クズヤ峪	〃	2				3		町
58	紀 宝	成 川	木 祢 谷	〃	1			5			国
59	紀 宝	神 内	子 安	〃	1				3		町

番号	位置			予想される災害名	面積 (h a)	公共施設等					
	市町村	大字	字			50戸以上 人家	49戸 10戸	9戸 5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
60	紀 宝	鵜 殿	矢 渕	山 腹 崩 壊	1			7		1	国
61	紀 宝	〃	西 山	〃	1		35				町
62	紀 宝	〃	井 ノ 尻	〃	1			8			
63	紀 宝	〃	岡 崎	〃	4		12			1	
64	紀 宝	〃	小 谷	〃	1		15				町
65	紀 宝	〃	濱 田	〃	2			8			国
66	紀 宝	〃	長 谷	〃	1		10			1	町

5－2 崩壊土砂流出危険地区

番号	位置			予想される災害名	面積 (h a)	公共施設等					
	市町村	大字	字			50戸以上 人家	49 ～ 10戸	9 ～ 5戸	4戸以下	公共施設 (道路除く)	道路
1	紀 宝	桐 原	ハ タ 千	土 砂 流 出	1.7			5			町
2	紀 宝	〃	大 地 山	〃	3.8			5			町
3	紀 宝	阪 松 原	熊 谷	〃	0.2		26			1	町
4	紀 宝	高 岡	中 尾 地	〃	2.0		15				県
5	紀 宝	〃	〃	〃	2.1		17				町
6	紀 宝	〃	和 田 地	〃	0.4		15			1	県
7	紀 宝	鮎 田 東	相 野 口	〃	0.8		32				町
8	紀 宝	桐 原	蔵 光	〃	2.7						林
9	紀 宝	浅 里	上 地	〃	10.5					1	県
10	紀 宝	〃	津 呂 地	〃	1.0		13			2	県
11	紀 宝	〃	和 田	〃	1.9		12				県
12	紀 宝	〃	北 桧 杖	〃	1.8						県
13	紀 宝	大 里	谷 山	〃	0.3			7			県
14	紀 宝	鮎 田	小 林	〃	0.5	80		5			県
15	紀 宝	神 内	高 山 原	〃	0.5	60	21				町
16	紀 宝	北 桧 杖	杉 谷	〃	0.5						県
17	紀 宝	浅 里	安 間	〃	0.3		15			1	国・林

5－3 砂防指定地内の溪流

番号	水系	溪流名	字名
1	新宮川	宇田ノ口谷川	高岡
2	新宮川	湯の谷雲気谷	鮎田鮎田西
3	新宮川	和田地谷	高岡和田地
4	新宮川	峰地谷	高岡和田地
5	新宮川	那智河谷	高岡中尾地
6	新宮川	峪地谷	桐原桐原上
7	新宮川	桐原北谷	桐原桐原上
8	新宮川	平谷	桐原桐原下
9	新宮川	大里西谷	井内
10	新宮川	左田谷	井内
11	新宮川	寺尾谷	井内
12	新宮川	原谷	阪松原
13	新宮川	西ノ谷	阪松原
14	新宮川	桑谷北谷	平尾井東
15	新宮川	桑谷川	井内
16	新宮川	野口谷	鮎田相野口
17	新宮川	門脇谷	成川中村
18	新宮川	成川	成川中村
19	神内川	西小坂谷	成川飯盛
20	神内川	小坂谷	成川飯盛
21	神内川	飯盛下谷	成川飯盛
22	神内川	飯盛南谷	成川飯盛
23	神内川	里地南谷	神内萩尾
24	神内川	里地西谷	神内萩尾
25	神内川	矢の熊谷	神内里地
26	神内川	谷の奥谷	神内里地
27	神内川	下地谷	神内里地
28	神内川	寺地谷	神内里地
29	神内川	船谷	神内里地
30	神内川	子安谷	神内子安
31	神内川	東部落谷	神内東
32	神内川	和田谷	神内東
33	新宮川	桐原上南谷	桐原桐原上
34	新宮川	寺尾北谷	平尾井平尾井西

番号	水系	溪流名	字名
35	新宮川	平尾井西谷	平尾井平尾井西
36	新宮川	大里東谷	大里大里東
37	新宮川	永田谷	大里永田
38	神内川	里地下谷	神内萩尾
39	神内川	里地中谷	神内萩尾
40	神内川	里地上谷	神内萩尾
41	神内川	里地東谷	神内萩尾
42	神内川	里地北谷	神内里地
43	神内川	里地谷	神内里地
44	神内川	里地下谷	神内里地

5－4 急傾斜地崩壊危険箇所

(自然がけ)

番号	箇所名	位置		地形			人家戸 数(戸)	公共 施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長	高さ		
1	桐原1	桐原	桐原下	50	320	15	9	有り
2	桐原2	桐原	桐原下	50	290	15	12	有り
3	桐原3	桐原	桐原上	40	130	13	5	有り
4	桐原4	桐原	桐原上	42	200	12	8	
5	阪松原	阪松原	阪松原	40	220	15	6	
6	平尾井東1	平尾井	平尾井東	38	370	12	6	有り
7	平尾井東2	平尾井	平尾井東	30	200	20	5	有り
8	平尾井西	平尾井	平尾井西	40	230	15	7	有り
9	井内	井内	井内	50	230	8	7	
10	大里東	大里	大里東	52	160	15	8	有り
11	大里西1	大里	大里西	48	350	13	16	有り
12	大里西2	大里	大里西	48	320	13	13	有り
13	津本	大里	津本	46	460	15	23	有り
14	永田1	大里	永田	40	250	15	14	有り
15	永田2	大里	永田	40	350	15	12	
16	中尾地	高岡	中尾地	38	930	7	36	有り
17	和田地	高岡	和田地	47	450	15	20	有り
18	高岡下地	高岡	下地	48	250	15	10	有り
19	郷原	高岡	郷原	46	260	12	5	有り
20	上地	浅里	上地	47	350	6	12	
21	津呂地	浅里	浅里津呂地	48	440	25	16	有り
22	和田1	浅里	浅里和田	50	100	15	6	
23	和田2	浅里	浅里和田	50	190	15	5	有り
24	北檜杖	北桧杖	北桧杖	50	440	15	11	有り
25	鮎田西1	鮎田	鮎田西	48	490	18	15	有り
26	鮎田西2	鮎田	鮎田西	48	140	18	5	有り
27	鮎田西3	鮎田	鮎田西	45	420	15	17	有り
28	鮎田東	鮎田	鮎田東	40	390	15	9	有り
29	相野口1	鮎田	相野口	47	330	12	14	有り
30	相野口2	鮎田	相野口	47	150	12	5	
31	上地3	成川	上地	45	800	25	20	有り
32	上地1	成川	上地	60	370	15	19	有り
33	上地2	成川	上地	60	260	15	22	有り
34	七瀧	成川	七瀧	43	190	8	5	有り

番号	箇所名	位置		地形			人家戸 数(戸)	公共 施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長	高さ		
35	中 村	成 川	中 村	42	760	15	51	有り
36	下 地	成 川	下 地	45	600	30	24	
37	飯 盛	成 川	飯 盛	50	1090	15	45	有り
38	成 川 下 地	成 川	下 地	45	240	20	10	有り
39	子 安	神 内	子 安	45	80	15	5	有り
40	里 地	神 内	里 地	45	620	15	26	有り
41	東 1	神 内	東	42	500	20	19	有り
42	東 2	神 内	東	35	170	8	5	
43	地 下	井 田	地 下	40	130	8	6	
44	小 畑 1	大 里	小 畑	46	300	12	8	
45	小 畑 2	大 里	小 畑	30	200	5	6	有り
46	馬 場 地 1	馬 場 地		40	190	16	5	有り
47	神 内 3	坂 本		40	140	20	6	有り
48	神 内 4	竹 鼻		45	110	15	5	有り
49	上 地 3	姥 ケ 懷		35	115	10	8	有り
50	高 岡 2	垣 ノ 内		50	80	20	5	有り
51	井 内 2	栗 須		40	120	20	10	有り
52	桐 原 下 1	桐 原	桐 原 下	40	222	88	6	
53	湯 乃 戸 1	大 里	湯 乃 戸	45	43	80	0	
54	津 本 1	大 里	津 本	45	144	40	9	
55	津 本 2	大 里	津 本	40	72	38	6	
56	津 本 3	大 里	津 本	50	203	34	5	
57	田 代 1	大 里	田 代	45	250	60	8	
58	和 田 地 1	高 岡	和 田 地	45	225	84	5	
59	枯 木 跡 1	高 岡	枯 木 跡	50	440	104	10	
60	久 保 利 1	鮎 田	久 保 利	40	460	190	13	
61	牛 山 田 1	鮎 田	牛 山 田	35	117	30	5	
62	砥 島 1	神 内	砥 島	45	200	64	8	
63	猿 口 1	神 内	猿 口	40	210	32	15	
64	狼 谷 1	井 田	狼 谷	45	163	40	17	
65	菅 原 1	神 内	菅 原	40	110	20	5	
66	下 り 場 1	神 内	下 り 場	45	110	36	13	
67	中 尾 地 1	高 岡	中 尾 地	50	190	42	1	
68	西 山 田 1	鮎 田	西 山 田	40	150	38	10	
69	馬 場 地 1	井 田	馬 場 地	40	60	10	8	

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長	高さ		
70	平尾井西 1	平尾井	平尾井西	40	130	20	0	
71	昼田 1	神内	昼田	45	118	32	5	
72	津本 4	大里	津本	45	82	33	5	
73	桐原上 1	桐原	桐原上	33	78	36	2	
74	藤根 1	桐原	藤根	37	56	38	1	
75	桐原 1	桐原		45	140	56	2	
76	南 1	桐原	南	40	180	126	3	
77	桐原下 1	桐原	桐原下	40	152	84	1	
78	阪松原 1	阪松原		40	30	73	2	
79	平尾井 1	平尾井		45	80	22	2	
80	平尾井東 1	平尾井	平尾井東	55	45	15	1	
81	平尾井東 2	平尾井	平尾井東	45	105	205	3	
82	平尾井東 3	平尾井	平尾井東	35	58	115	1	
83	平尾井東 4	平尾井	平尾井東	34	48	95	1	
84	井内 1	井内		40	152	44	1	
85	松岡地 1	大里	松岡地	50	175	92	4	
86	津本 1	大里	津本	60	70	35	1	
87	津本 2	大里	津本	60	105	27	2	
88	津本 3	大里	津本	40	90	20	1	
89	津本 4	大里	津本	40	108	36	2	
90	津本 5	大里	津本	45	201	43	3	
91	津本 6	大里	津本	40	115	16	4	
92	津本 7	大里	津本	45	46	34	1	
93	津本 8	大里	津本	45	110	34	3	
94	津本 9	大里	津本	40	100	43	3	
95	湯之戸 1	大里	湯之戸	35	115	28	1	
96	高岡 1	高岡		50	173	15	2	
97	和田地 1	高岡	和田地	50	142	76	3	
98	高岡 2	高岡		35	100	84	1	
99	郷原 1	高岡	郷原	45	85	36	1	
100	楠橋 1	高岡	楠橋	45	196	220	4	
101	高岡 3	高岡		50	224	280	3	
102	鮎田 1	鮎田		40	144	70	2	
103	良中 1	鮎田	良中	45	92	57	4	
104	井関 1	鮎田	井関	50	130	63	2	

番号	箇所名		位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
			大字	小字	傾斜度(度)	延長	高さ		
105	井	関 2	鮒 田	井 関	40	88	71	2	
106	井	関 3	鮒 田	井 関	45	80	45	2	
107	七	瀧 1	成 川	七 瀧	40	132	66	3	
108	七	瀧 2	成 川	七 瀧	45	74	47	4	
109	和	田 1	浅 里	和 田	50	46	68	1	
110	大	和 田 1	浅 里	大 和 田	33	34	110	1	
111	浅	里 1	浅 里		50	70	87	1	
112	飯	盛 1	成 川	飯 盛	40	140	48	1	
113	飯	盛 2	成 川	飯 盛	40	150	20	4	
114	昼	田 1	神 内	昼 田	40	112	50	4	
115	砥	嶋 1	神 内	砥 嶋	45	176	54	2	
116	下	り 場 1	神 内	下 り 場	40	155	24	3	
117	狼	谷 1	井 田	狼 谷	45	105	123	2	
118	北	桧 杖 1	北 桧 杖		40	117	50	1	
119	北	桧 杖 2	北 桧 杖		50	100	50	1	
120	北	桧 杖 3	北 桧 杖		32	56	145	1	
121	北	桧 杖 4	北 桧 杖		35	82	100	1	
122	小	鹿 1	浅 里	小 鹿	45	160	310	1	
123	ア	シ 谷 1	神 内	ア シ 谷	45	168	42	1	
124	湯	之 戸 2	大 里	湯 之 戸	38	96	12	1	
125	高	岡 4	高 岡		40	105	27	4	
126	津	本 1 0	大 里	津 本	47	115	39	1	
127	砥	嶋 2	神 内	砥 嶋	45	85	62	4	
128	和	田 2	浅 里	和 田	32	45	14	1	
129	和	田 3	浅 里	和 田	40	32	30	1	
130	木	和 田 1	平 尾 井	木 和 田	50	90	32	3	
131	津	本 1 1	大 里	津 本	40	250	62	4	
132	高	岡 5	高 岡		32	66	54	1	
133	湯	之 戸 3	大 里	湯 之 戸	40	50	28	2	
134	津	本 1 2	大 里	津 本	40	68	36	1	
135	湯	之 戸 4	大 里	湯 之 戸	40	76	42	1	
136	湯	之 戸 5	大 里	湯 之 戸	35	55	15	2	
137	平	尾 井 西 1	平 尾 井	平 尾 井 西	33	82	45	1	
138	平	尾 井 西 2	平 尾 井	平 尾 井 西	32	87	34	2	
139	井	内 2	井 内		45	40	31	1	

番号	箇所名	位置		地形			人家戸数(戸)	公共施設
		大字	小字	傾斜度(度)	延長	高さ		
140	井 内 3	井 内		40	72	52	1	
141	和 田 地 2	高 岡	和 田 地	40	92	36	1	
142	鮎 田 2	鮎 田		45	136	82	4	
143	矢 渕	矢 渕		40	930	32	23	有り
144	岡 崎	岡 崎		35	180	14	5	有り
145	小 谷	岡 崎		50	150	22	8	有り
146	堤 谷	堤 谷		50	500	26	30	有り
147	奥 明 見	奥 明 見		35	280	20	20	有り
148	向 山 1	向 山		50	165	23	25	有り
149	向 山 2	向 山		45	150	20	15	有り
150	法 寿 坊	法 寿 坊		40	128	20	18	有り
151	長 谷	長 谷		37	240	19	30	有り
152	上 野	上 野		50	298	13	29	有り
153	奥 平 嶋	奥 平 嶋		45	240	18	15	有り
154	平 嶋	平 嶋		45	180	16	10	有り
155	西 中 野 1	西 中 野		40	230	40	7	
156	西 中 野 2	西 中 野		30	600	68	21	
157	山 平 1	山 平		40	300	30	13	
158	山 平 2	山 平		45	200	20	4	
159	浜 田 1	浜 田		35	140	16	17	
160	浜 田 2	浜 田		30	60	10	7	
161	浜 田 3	浜 田		35	330	12	9	
162	西 中 野 1	西 中 野		50	120	16	1	有り
163	西 中 野 2	西 中 野		45	130	10	1	
164	山 平 1	山 平		40	70	18	1	
165	芝 鼻 1	芝 鼻		35	70	12	1	
166	堤 平 1	堤 平		40	70	18	2	
167	西 中 野 3	西 中 野		35	150	14	4	
168	西 中 野 4	西 中 野		60	250	12	1	
169	芝 鼻 2	芝 鼻		45	60	10	1	

5-5 地すべり危険箇所

番号	箇所名	位置			面積(ha)	地域機関	予想される被害	指定の有無	備考
		郡市	町村	大字					
1	阪松原	南牟婁	紀宝	坂松原	23.4	紀南建設部	人 家 23 道 路 550m 新宮川	有	砂防室

5－6 土石流危険渓流

番号	水系名	渓流名	字名	流域面積	人家戸数（戸）	渓流番号
3835	新 宮 川	桐 原 北 谷	桐 原 桐 原 上	0.07	5	67044 I A
3812	新 宮 川	中 野 谷	浅 里 上 地	0.21	4	67003 I A
3813	新 宮 川	か ぶ ち 谷	浅 里 上 地	0.44	9	67004 I A
3814	新 宮 川	竹 の 野 谷	浅 里 津 呂 地	0.03	5	67005 I A
3815	新 宮 川	瀬 原 谷	瀬 原	0.03	1	67008 I A
3816	新 宮 川	西 山 田 谷	鮒 田	0.01	0	67013 I A
3817	新 宮 川	右 市 鼻 谷	鮒 田 相 野 口	0.01	9	67014 I A
3818	新 宮 川	寺 上 谷	鮒 田 鮒 田 西	0.01	37	67016 I A
3819	新 宮 川	西 山 谷	鮒 田 鮒 田 西	0.08	12	67017 I A
3820	新 宮 川	ク ツ ヤ 谷	鮒 田 鮒 田 西	0.02	10	67018 I A
3821	新 宮 川	下 タ シ 谷	鮒 田 鮒 田 西	0.02	7	67019 I A
3822	新 宮 川	吉 中 谷	鮒 田 鮒 田 西	0.09	8	67021 I A
3823	新 宮 川	湯の谷雲気谷	鮒 田 鮒 田 西	2.45	5	67022 I A
3824	新 宮 川	廣 野 谷	高 岡 下 地	0.06	6	67024 I A
3825	新 宮 川	垣 内 谷	高 岡 下 地	0.06	3	67025 I A
3826	新 宮 川	ジャングの谷	高 岡 下 地	0.16	7	67026 I A
3827	新 宮 川	和 田 地 谷	高 岡 和 田 地	0.24	6	67029 I A
3828	新 宮 川	峰 地 谷	高 岡 和 田 地	0.04	15	67030 I A
3829	新 宮 川	大 峰 谷	高 岡 和 田 地	0.04	9	67031 I A
3830	新 宮 川	宇 田 ノ 口 谷	高 岡 中 尾 地	0.72	7	67034 I A
3831	新 宮 川	那 智 河 谷	高 岡 中 尾 地	3.69	0	67035 I A
3832	新 宮 川	津 本 谷	大 里 津 本	0.04	15	67037 I A
3833	新 宮 川	な ぎ 山 谷	桐 原 桐 原 下	0.01	4	67041 I A
3834	新 宮 川	峪 地 谷	桐 原 桐 原 上	0.03	6	67043 I A
3836	新 宮 川	平 谷	桐 原 桐 原 下	0.26	5	67045 I A
3837	新 宮 川	大 里 西 谷	井 内	0.05	15	67046 I A
3838	新 宮 川	左 田 谷	井 内	0.05	16	67047 I A
3839	新 宮 川	寺 尾 谷	井 内	0.06	12	67048 I A
3840	新 宮 川	原 谷	阪 松 原	0.13	8	67051 I A
3841	新 宮 川	西 ノ 谷	阪 松 原	0.25	17	67052 I A
3842	新 宮 川	平 尾 井 谷	平尾井平尾井東	0.15	5	67053 I A
3843	新 宮 川	桑 谷 北 谷	平 尾 井 東	0.04	10	67054 I A
3844	新 宮 川	桑 谷 川	井 内	0.06	7	67055 I A
3845	新 宮 川	枇 杷 谷	大 里 小 畑	0.1	6	67058 I A

番号	水系名	溪流名	字名	流域面積	人家戸数(戸)	溪流番号
3846	新 宮 川	寺 上 谷	大 里 永 田	0.03	5	67059ⅠA
3847	新 宮 川	谷 峪 谷	大 里 永 田	0.04	10	67060ⅠA
3848	新 宮 川	下 地 川	高 岡 下 地	0.11	24	67064ⅠA
3849	新 宮 川	下 地 谷 川	高 岡 下 地	0.11	2	67065ⅠA
3850	新 宮 川	谷 地 谷	鮎 田 相 野 口	0.05	22	67070ⅠA
3851	新 宮 川	野 口 谷	鮎 田 相 野 口	0.4	23	67071ⅠA
3852	新 宮 川	相 野 口 谷	鮎 田 相 野 口	0.02	22	67072ⅠA
3853	新 宮 川	大 山 谷	鮎 田 相 野 口	0.02	7	67073ⅠA
3854	新 宮 川	平 嶋 谷	成 川 上 地	0.04	15	67074ⅠA
3855	新 宮 川	沢 ノ 谷	成 川 上 地	0.01	20	67075ⅠA
3856	新 宮 川	二 沢 谷	成 川 上 地	0.1	17	67076ⅠA
3857	新 宮 川	深 谷	成 川 上 地	0.19	43	67077ⅠA
3858	新 宮 川	井 戸 山 谷	成 川 中 村	0.02	60	67078ⅠA
3859	新 宮 川	虎 ノ 毛 谷	成 川 中 村	0.02	57	67079ⅠA
3860	新 宮 川	門 脇 谷	成 川 中 村	0.06	19	67080ⅠA
3861	新 宮 川	成 川	成 川 中 村	0.87	16	67081ⅠA
3862	神 内 川	西 小 坂 谷	成 川 飯 盛	0.04	5	67082ⅠB
3863	神 内 川	小 坂 谷	成 川 飯 盛	0.06	12	67083ⅠB
3864	神 内 川	飯 盛 下 谷	成 川 飯 盛	0.03	8	67084ⅠB
3865	神 内 川	飯 盛 南 谷	成 川 飯 盛	0.02	7	67085ⅠB
3866	神 内 川	里 地 南 谷	神 内 萩 尾	0.08	13	67086ⅠB
3867	神 内 川	里 地 西 谷	神 内 萩 尾	0.09	15	67087ⅠB
3868	神 内 川	矢 の 熊 谷	神 内 里 地	0.36	15	67093ⅠB
3869	神 内 川	谷 の 奥 谷	神 内 里 地	0.01	9	67094ⅠB
3870	神 内 川	下 地 谷	神 内 里 地	0.02	10	67095ⅠB
3871	神 内 川	寺 地 谷	神 内 里 地	0.01	13	67096ⅠB
3872	神 内 川	船 谷	神 内 里 地	0.01	9	67097ⅠB
3873	神 内 川	子 安 谷	神 内 子 安	0.3	9	67100ⅠB
3874	神 内 川	東 谷	神 内 東	0.28	10	67101ⅠB
3875	神 内 川	和 田 谷	神 内 東	0.04	12	67102ⅠB
3876	新 宮 川	岡 ノ 地 谷	浅 里 上 地	0.01	4	67001ⅡA
3877	新 宮 川	竹 の 野 谷	浅 里 上 地	0.08	2	67002ⅡA
3878	新 宮 川	津 呂 地 谷	浅 里 津 呂 地	0.02	1	67006ⅡA
3879	新 宮 川	大 和 田 川	浅 里 和 田	2.52	3	67007ⅡA
3880	新 宮 川	京 田 谷	瀬 原	0.03	1	67009ⅡA
3881	新 宮 川	荘 司 前 谷	北 桧 杖 桧 杖	0.01	1	67011ⅡA

番号	水系名	溪流名	字名	流域面積	人家戸数(戸)	溪流番号
3882	新 宮 川	谷 口 谷	鮒田西相野口	0.02	4	67015ⅡA
3883	新 宮 川	林 尻 谷	鮒田 鮒田西	0.03	3	67020ⅡA
3884	新 宮 川	下 地 中 谷	高岡下地	0.04	3	67027ⅡA
3885	新 宮 川	下 地 北 谷	高岡下地	0.04	1	67028ⅡA
3886	新 宮 川	上 野 谷	高岡和田地	0.04	1	67032ⅡA
3887	新 宮 川	湯 之 戸 谷	大里湯之所	0.03	2	67036ⅡA
3888	新 宮 川	桐原下南谷	桐原桐原下	0.21	3	67038ⅡA
3889	新 宮 川	桐原下下谷	桐原桐原下	0.01	3	67039ⅡA
3890	新 宮 川	松 場 谷	桐原桐原下	0.04	3	67040ⅡA
3891	新 宮 川	桐原上南谷	桐原桐原上	0.07	2	67042ⅡA
3892	新 宮 川	寺 尾 北 谷	平尾井平尾井西	0.04	2	67049ⅡA
3893	新 宮 川	平尾井西谷	平尾井平尾井西	0.06	3	67050ⅡA
3894	新 宮 川	大 里 東 谷	大里大里東	0.18	3	67056ⅡA
3895	新 宮 川	露 谷	大里永田	0.34	3	67057ⅡA
3896	新 宮 川	永 田 谷	大里永田	0.06	1	67061ⅡA
3897	新 宮 川	東 下 谷	大里田代	0.02	4	67062ⅡA
3898	新 宮 川	郷 原 谷	高岡郷原	0.73	1	67063ⅡA
3899	新 宮 川	下 地 下 谷	高岡下地	0.04	2	67066ⅡA
3900	新 宮 川	鮒田東上谷	鮒田 鮒田東	0.04	2	67067ⅡA
3901	新 宮 川	鮒田東谷	鮒田 鮒田東	0.08	2	67068ⅡA
3902	新 宮 川	苔 ノ 前 谷	鮒田 鮒田東	0.01	3	67069ⅡA
3903	神 内 川	里 地 下 谷	神内萩尾	0.02	4	67088ⅡB
3904	神 内 川	里 地 中 谷	神内萩尾	0.01	2	67089ⅡB
3905	神 内 川	里 地 上 谷	神内萩尾	0.01	4	67090ⅡB
3906	神 内 川	里 地 東 谷	神内萩尾	0.01	2	67091ⅡB
3907	神 内 川	里 地 北 谷	神内里地	0.02	2	67092ⅡB
3908	神 内 川	里 地 谷	神内里地	0.61	3	67098ⅡB
3909	神 内 川	里 地 下 谷	神内里地	0.05	3	67099ⅡB
3910	新 宮 川	海 老 鼻 谷	北桧杖尾友	0.01	1	67012ⅡA
3970	新 宮 川	天 渚 1 谷	鵜殿矢渚	0.02	5	69001ⅠA
3971	新 宮 川	天 渚 2 谷	鵜殿矢渚	0.02	5	69002ⅠA
3972	神 内 川	東 正 寺 谷	鵜殿矢渚	0.01	17	69003ⅠB
3973	神 内 川	西 中 野 西 谷	鵜殿西中野	0.04	11	69004ⅠB
3974	神 内 川	西 中 野 谷	鵜殿西中野	0.02	5	69005ⅠB

5－7 道路注意箇所

(1) 主要地方道

番号	建設部	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
95	紀 南	主要地方道	035 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町	落石崩壊	8
97	紀 南	〃	035 紀宝川瀬線	南牟婁郡紀宝町	橋梁基礎	1

(2) 一般県道

番号	建設部	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
107	紀南	一般県道	141 鵜殿熊野線	南牟婁郡紀宝町	冠水	1
113	紀南	〃	740 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町	落石崩壊	14
115	紀南	〃	740 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町	岩石崩壊	3
117	紀南	〃	740 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町	冠水	1

5－8 老朽ため池

ため池名	字	管理者 (団体名)	受益面積	ため池規模					予想人的被害
				堤高	堤長	貯水量	経過年数	危険箇所	
八セデ池	井 田	紀 宝 町	13	6	40	9,600	350	堤塘	—
女郎峯池	桐 原	紀 宝 町	10	5	20	2,000	150	堤塘	
鴛 鴦 池	平尾井	紀 宝 町	15	9	63	104,000	150	堤塘	80
沢 ノ 池	成 川	成地武郎	1	4	40	1,000	200	堤塘	50

6. 医療救護に関する資料

6-1 近隣の主な医療機関

施設名	所在地	電話番号
県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132	0593-45-2321
新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	0735-31-3333
尾鷲総合病院	三重県尾鷲市上野町5-25	0597-22-3111
紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750	05979-2-1333

6-2 町内の医療機関

施設名	所在地	電話番号
紀宝町保健センター	南牟婁郡紀宝町神内277-2	0735-32-3700
紀宝町立相野谷診療所	南牟婁郡紀宝町井内88	0735-34-0011
寺本クリニック	南牟婁郡紀宝町鶴殿778-1	0735-32-0005

6-3 紀南医師会 救護所派遣体制

○は救護班長

	救護所	派遣医師	備考
熊野市	荒坂中学校 0597-87-0024	○平谷一人（荒坂診療所）	
	新鹿小学校 0597-86-0012	○多田博胤（多田医院） 井本泰樹（井本医院） 井本泰三郎（井本医院）	
	小阪小学校 0597-84-0018	○上西信男（あすか診療所）	
	五郷中学校 0597-83-0020	○高倉廣喜（五郷診療所）	
	育生小学校 0597-82-1203	○塩貝陽而（育生診療所）	

	救護所	派遣医師	備考
熊野市	木本小学校 0597-85-2717	○原田資（原田医院） 大石知実（大石医院） 生駒一徹（生駒内科）	
	井戸小学校 0597-86-2249	○山本訓生（協立医院） 和田安司（和田医院） 和田興一郎（和田医院） 尾辻啓（尾辻内科クリニック）	
	有馬中学校 0597-89-2001	○島崎和久（島崎整形外科医院） 大石基夫（大石産婦人科） 大石穰（大石産婦人科） 小山徹（小山医院）	生駒一徹（生駒内科） 上西信男（あすか診療所） 和田興一郎（和田医院）
	紀和コミュニティセンター 05979-7-0051	○刀根幸夫（紀和診療所）	
御浜町	御浜中学校 05979-2-0012	○須崎美雄（須崎医院）	
	御浜小学校 05979-2-1019	○大久保孟（大久保医院）	
	御浜町役場 05979-3-0505	○谷口智行（谷ロクリニック）	
	尾呂志体育館 05979-4-1780	○松波久雄（尾呂志診療所）	
紀宝町	紀宝町保健センター 0735-32-3700	○二村昭（相野谷診療所）	
	鵜殿小学校 0735-32-0054	○寺本泰（寺本クリニック）	小山徹（小山医院）

※備考欄は診療時間外の場合

6-4 災害時備蓄医薬品・医療材料

(医薬品) 保管場所 保健センター

種 別	品 名	規 格	包装単位	数量	備 考
注射剤	生理食塩水	500ml	30 本	1	
	ラクテック G	500ml	20 本	2	
	ソル・メドロール	125 mg/v	1 V	10	
	セルシン注	10 mg/2ml	10 A	1	
	ボスミン	1m l /A	10 A	1	
	ペンタジン	15 mg/A	10 A	1	
	ロセフィン注 1 g キット		10 パック	1	
内服薬	ロキソニン錠	60 mg	100 T	2	
	ナウゼリン錠	10 mg	100 T	1	
	クラビット錠	100 mg	100 T	1	
	フロモックス錠	100 mg	100 T	1	
	ブスコパン錠	10 mg	100 T	1	
	ニトロール錠	5 mg	100 T	1	
	ビオフェルミン錠		126 T	1	
	アダラート C R 錠	20 mg	100 T	1	
	ニボラジン	3 mg	100 T	1	
	デバス 0.5 mg錠	2 mg	100 T	1	
外 用	モーラステープ		7 枚×50	1	
	タリビット点眼	3 mg/5m l	10 本	1	
	アンヒバ坐薬 100	100 mg	50 個	1	
	ゲンタシン軟膏	10 g	10 本	1	
	リンデロン V G 軟膏	5 g	10 本	1	
	メプチンエアー	5m l	10 本	1	
その他	生理食塩水 (洗浄用)	500ml	30 本	2	
	イソジン液	250ml	1 本	10	
	ヒビテングルコネート液	20%100ml	1 本	10	
	消毒エタノール	500ml	1 本	10	
	0.5%キシロカイン	100ml	1 本	10	
計					

(医療材料) 保管場所 保健センター

品 名	規 格	包装単位	数量	備 考
シリンジ針なし	20m l	50 本	01	
シリンジ針なし	2. 5ml	100 本	1	
注射針	18G 1・1/2 R B	100 本	1	
注射針	21G 1/2R B	100 本	1	
注射針	23G 1・1/4R B	100 本	1	
アルコール含浸カット綿	4 cm×4 cm	100 枚	10	
サージカルテープ	12 mm×10m	24 個	1	
コアスタイ (伸縮包帯)	5cm×9m	10 巻	10	
コアスタイ (伸縮包帯)	9 cm×9m	10 巻	10	
三角巾 (紙袋入)		25 袋	1	
駆血帯 ブラック	400 mm	1 本	10	
オリタタミガーゼ滅菌済	7. 5×10	100 枚	10	
ラテックスグローブ	Mサイズ	100 枚	10	
クリーンマスク	ホワイト	50 枚	5	
綿球	20 mm	50 g	10	
ディスポピンセット未滅菌		100 本	1	
リープレス 2号 (ネット包帯)		2 cm×20m	5	
リープレス 4号 (ネット包帯)		3 cm×20m	5	
リープレス 5号 (ネット包帯)		6 cm×20m	5	
輸液セット		50 セット	1	
紙パン	9 mm×10m	24 個	1	
弾力包帯	10 cm	6 巻	5	
新カットパンA	19 mm×7 2 mm	100 入	10	
計				

6-5 紀南医師会地震防災マニュアル10か条

平成 18 年 6 月 28 日現在

担当 平谷

この防災マニュアルは各自治体と紀南医師会が締結した「災害時の医療救護に関する協定書」第2条に基づき作成されるものです。

また、このマニュアルは発災直後からおおよそ 72 時間以内(紀南医師会災害対策本部発足まで)の活動マニュアルです。

震度 5 以上の地震が当地域に発生した場合、状況を把握し本マニュアルに沿って行動する必要があるかどうか迅速に判断してください。判断に迷う場合、各災害対策本部に電話で問い合わせてください。

(1) (安全の確保)

地震発生時にはまず会員自身の安全、家族の安全を確保してください。診療時間内の場合、患者及び、職員の安全を確保してください。同時に職員の家族の安全を確認してください。

診療時間外の場合は職員からの状況報告を受け、可能なら職員も救護活動に参加するように指示してください。職員が居住地域の救護所で救護に当たるか、診療所の指定救護所で活動するかは状況に応じて判断してください。

発災直後、会員が当該地域に不在の場合も同様です。

(2) (状況報告)

会員自身の状況、家族、職員の状況、避難場所、指定救護所へ向かうかどうか、確保した連絡手段等を別紙各自治体災害対策本部に報告してください。

(3) (不在時の対応)

会員が当該地域に不在の場合、別紙災害対策本部に連絡し、現状を報告して、指定救護所に向かうことが可能かどうか検討してください。不可能な場合はできるだけ指定救護所に近い救護所に到達する努力をしてください。

(4) (救護所への参集)

指定救護所に向かう場合、住民が見やすいところに「指定の救護所で診療を行う」旨を掲示し、持ち出し可能な医薬品をできるだけ持参し、別記指定された救護所へ向かってください。

原則として診療所が診療可能な場合でも、あらかじめ指定された救護所に、まず向かってください。

(5) (救護所の立ち上げ)

救護所では、医師会会員が救護班の班長となります。情報網の確保(携帯電話、消防無線等)とともに、あらかじめ当該救護所に登録された救護員の他、救護能力のある者(看護師、その他救護訓練を受けた者等)を迅速に指名、組織して救護活動にあたってください。

(6) (災害用カルテ)

救護所で治療にあたる場合、所定のカルテを使用し、可能な限り、所見、治療内容、その他必要事項を記載してください。使用した医薬品等も必ず記載してください。

(7) (トリアージ)

傷病者が多数の場合トリアージが必要です。救護所に準備されたトリアージタグを使用してください。

傷病者の人数、重傷者の数を別紙各自治体対策本部に報告し、必要なら搬送の要請をしてください。

(8) (備蓄医薬品)

救急医薬品は救護所に備蓄されているもののほか、別紙所定の場所に備蓄されています。必要なら当該自治体対策本部に要請してください。

(9) (紀南医師会災害対策本部立ち上げ)

周囲の状況が安定すれば紀南医師会災害対策本部が立ち上げられます。それ以降は、紀南医師会災害対策本部の指示に従い活動してください。(当該医師の担当外の救護所の巡回診療等)

(10) (診療所の再開)

事態が安定し、自院での診療が可能となれば自院での診療を行う旨、紀南医師会災害対策本部に報告し、許可を得てください。

7. 水防に関する資料

7-1 水防管理団体

所轄県民 センター 又は建設 事務所名	水防管 理団体 名	電話番号	水防員数		水防区域			備考	
			水 消 防 団	水 防 本 部	河川 海岸名	左 右 の 別	延長（m）		
熊野	紀宝町	0735-33-0333	179名	20名	井田川	左 右	910 1,480	消防車	11
					神内川	左 右	2,570 2,570	ジープ	1
					熊野川	左	1,000	ライトバン	2
					相野谷川	左	420	小型トラック	1
					清水元川	左 右	140 140	軽ライトバン	2
					大谷川	左 右	350 350	水槽付消防車	1
					井田海岸		2,600	ポンプ自動車	1
					平島海岸		880	軽乗用車	1

7-2 河川の現況

河川種別	河 川 名	河 川 延 長（m）
1 級 河 川	幹川 熊野川	14,000（紀宝町区間）
	熊野川支川 相野谷川	17,404
	相野谷川支川 湯の谷川	2,200
	相野谷川支川 郷原川	1,300
	相野谷川支川 野添川	1,200
	野添川支川 宇田口川	700
	相野谷川支川 那智川	3,500
	相野谷川支川 小畑川	1,700

河川種別	河 川 名	河 川 延 長 (m)
	相野谷川支川 相野川	4,301
	相野川支川 跡田川	1,600
	相野川支川 不動地川	1,500
	不動地川支川 木和田川	1,000
	相野谷川支川 ナベラ川	1,100
	相野谷川支川 入谷川	2,200
	相野谷川支川 古田川	1,200
	熊野川支川 熊谷川	1,300
	熊野川支川 大和田川	1,800
	熊野川支川 清水元川	700
	熊野川支川 西ノ谷川	2,500
	熊野川支川 小鹿川	2,000
2 級 河 川	幹川 井田川	2,600
	幹川 神内川	4,411
準 用 河 川	小湊川	1,000
	芦谷川	800
	かやの谷川	1,000
	浪竹川	900
	御船谷川	1,100
	相野口川	1,000
	桑谷川	600
	東川	500
	船谷川	800
	飯盛川	1,500
	奥地川	1,200

7－3 重要水防区域

1 大臣管理区間河川の重要水防区域

河川名	種別	左右岸 の別	位置	地先名	延長 m	適用 (水防工法)
熊野川	堤防高	左	0.0k-200～ 0.8k+118	南牟婁郡紀宝町中松原 ～南牟婁郡紀宝町成川	1,218	
熊野川	水衝部	左	2.4k～ 2.4k+100	南牟婁郡紀宝町成川	100	
熊野川	工作物 (橋梁)	左 右	1.7k	南牟婁郡紀宝町成川	－	J R 熊野川 橋梁
熊野川	工作物 (橋梁)	左 右	2.3k	南牟婁郡紀宝町成川	－	熊野大橋
相野谷川	堤防高	左	1.6k+40～1.6k+160 2.0k+140～2.8k+130	南牟婁郡紀宝町高岡～ 大里	910	
相野谷川	堤防高	右	1.8k～ 4.4k+190	南牟婁郡紀宝町高岡～ 大里	2,790	
相野谷川	堤防高	左	3.0k～ 4.2k+50	南牟婁郡紀宝町高岡～ 大里	1,250	
相野谷川	堤防高	左	4.4k～ 4.8k+40	南牟婁郡紀宝町大里	440	
					6,708	(延べ延長)

2 知事管理区間河川の重要水防区域

(1) 河 川

水系名	河川名	担当水防 管理団体		重 要 水 防 区 域 指 定 区 間				重 要 水 防 箇 所					適 用
		指定 有無	名称	左右 の岸	位 置	地 先 名	延長 (m)	種別	位 置	延長 (m)	評定	対 策 水防工法	
新宮川	熊野川	有	紀宝町	左	11.8k+70m から	南牟婁郡紀宝町浅里 から	1,000	堤防高 (流下能力)	11.8k+70m から	1,000	B	積土俵工	高さ不足
					13.0k+80m まで	南牟婁郡紀宝町浅里 まで			13.0k+80m まで				
新宮川	相野谷川	有	紀宝町	左	5.6k+100m から	南牟婁郡紀宝町大里 から	420	堤防高 (流下能力)	5.6k+100m から	420	B	積土俵工	河積不足
					6.0k+150m まで	南牟婁郡紀宝町大里 まで			6.0k+150m まで				
新宮川	清水元川	有	紀宝町	左	0.4k+0m から	南牟婁郡紀宝町浅里 から	140	堤防高 (流下能力)	0.4k+0m から	140	B	積土俵工	河積不足
					0.4k+140m まで	南牟婁郡紀宝町浅里 まで			0.4k+140m まで				
新宮川	清水元川	有	紀宝町	右	0.4k+0m から	南牟婁郡紀宝町浅里 から	140	堤防高 (流下能力)	0.4k+0m から	140	B	積土俵工	河積不足
					0.4k+140m まで	南牟婁郡紀宝町浅里 まで			0.4k+140m まで				
井田川	井田川	有	紀宝町	左	0.2k+170m から	南牟婁郡紀宝町井田 から	910	水衡洗掘	0.2k+170m から	910	B	木竹流工	
					1.2k+80m まで	南牟婁郡紀宝町井田 まで			1.2k+80m まで				
井田川	井田川	有	紀宝町	右	0.2k+170m から	南牟婁郡紀宝町井田 から	1,480	水衡洗掘	0.2k+170m から	940	B	木竹流工	
					1.2k+80m まで	南牟婁郡紀宝町井田 まで			1.2k+100m まで				
井田川	井田川	有	紀宝町	右	0.2k+170m から	南牟婁郡紀宝町井田 から	1,480	堤防高 (流下能力)	1.2k+100m から	540	B	積土俵工	河積不足
					1.8k+30m まで	南牟婁郡紀宝町井田 まで			1.8k+30m まで				
神内川	神内川	無	紀宝町	左	0.2k+160m から	南牟婁郡紀宝町鶴殿 から	880	堤防高 (流下能力)	0.2k+160m から	880	B	積土俵工	河積不足
					1.2k+40m まで	南牟婁郡紀宝町鶴殿 まで			1.2k+40m まで				

水系名	河川名	担当水防 管理団体		重 要 水 防 区 域 指 定 区 間				重 要 水 防 箇 所					適 用
		指定 有無	名称	左右 の岸	位 置	地 先 名	延長 (m)	種別	位 置	延長 (m)	評定	対 策 水防工法	
神内川	神内川	無	紀宝町	右	0.2k+170m から	南牟婁郡紀宝町鶴殿 から	880	堤防高 (流下能力)	0.2k+170m から	880	B	積土俵工	河積不足
					1.2k+30m まで	南牟婁郡紀宝町鶴殿 まで			1.2k+30m まで				
神内川	神内川	有	紀宝町	左	1.8k+50m から	南牟婁郡紀宝町神内 から	1,690	堤防高 (流下能力)	1.8k+50m から	1,690	B	積土俵工	河積不足
					3.4k+140m まで	南牟婁郡紀宝町神内 まで			3.4k+140m まで				
神内川	神内川	有	紀宝町	右	1.8k+50m から	南牟婁郡紀宝町神内 から	1,690	堤防高 (流下能力)	1.8k+50m から	1,690	B	積土俵工	河積不足
					3.4k+140m まで	南牟婁郡紀宝町神内 まで			3.4k+140m まで				

(2) 海 岸

海岸名	建設 港湾 の別	担当水防 管理団体		重 要 水 防 区 域 指 定 区 間			重 要 水 防 箇 所					適 用
		指定 有無	名称	位 置	地 先 名	延長 (m)	種別	位 置	延長 (m)	評定	対 策 水防工法	
井田北 地先海岸	建	有	紀宝町	+0m から	南牟婁郡紀宝町井田 から	1,910	侵 食	+0m から	1,910	B	杭打積土 俵 工	
				+1,910m まで	南牟婁郡紀宝町井田 まで			+1,910m まで				
井田南 地先海岸	建	有	紀宝町	+0m から	南牟婁郡紀宝町井田 から	1,660	侵 食	+0m から	1,660	B	杭打積土 俵 工	
				+1,660m まで	南牟婁郡紀宝町井田 まで			+1,660m まで				
平島 地区海岸	港	無	紀宝町	+0m から	南牟婁郡紀宝町鶴殿 から	880	工 作 物	+0m から	480	B	積土俵工	護岸老朽化
				+880m まで	南牟婁郡紀宝町鶴殿 まで			+880m まで				
平島 地区海岸	港	無	紀宝町	+0m から	南牟婁郡紀宝町鶴殿 から	880	侵 食	+0m から	400	B	杭打積土 俵 工	
				+880m まで	南牟婁郡紀宝町鶴殿 まで			+880m まで				

7－4 ダムからの通知・通報連絡系統

1 二津野ダム通知・通報連絡系統



2 小森ダム通知・通報連絡系統



7－5 樋門・水門・閘門・樋管設置箇所

番号	管理者	河川名 海岸名	種 別	所在地	巾高連数 及び 吐出量	操作 責任者	操作 基準	電話番号	備考
1	国土交通省	熊野川	竜光寺樋門	成川	3.08×2.38×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
2	国土交通省	相野谷川	鮎田水門	鮎田	21.8×6.4×3 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
3	国土交通省	相野谷川	相野谷川 排水機場	鮎田	11 m ³ /S	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	
4	国土交通省	相野谷川	鮎田第1樋門	鮎田	2.0×1.775×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
5	国土交通省	相野谷川	弁慶橋陸閘	鮎田	6.2×2.0×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
6	国土交通省	相野谷川	鮎田第4樋門	鮎田	3.0×1.675×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
7	国土交通省	相野谷川	鮎田西陸閘	鮎田	4.0×2.6×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
8	国土交通省	相野谷川	高岡第1陸閘	高岡	7.5×3.6×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
9	国土交通省	相野谷川	高岡第2陸閘	高岡	7.5×2.0×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
10	紀宝町	相野谷川	高岡第1樋門	高岡	1.0×1.5×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	－
11	国土交通省	相野谷川	高岡第2樋門	高岡	1.0×1.0×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	－
12	紀宝町	相野谷川	高岡第1樋門 排水機場	高岡	0.33 m ³ /S	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
13	紀宝町	相野谷川	大里第2樋門	大里	1.6×1.5×1 門	紀宝町	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	－
14	国土交通省	相野谷川	大里第3樋門	大里	0.8×0.8×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	－
15	国土交通省	相野谷川	大里第4樋門	大里	1.0×1.0×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	－
16	国土交通省	相野谷川	大里陸閘	大里	4.0×2.82×1 門	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
17	紀宝町	相野谷川	大里第一 排水機場	大里	0.5 m ³ /S	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり

番号	管理者	河川名 海岸名	種 別	所在地	巾高連数 及び 吐出力	操作 責任者	操作 基準	電話番号	備考
18	三重県	井田地区 海岸	井田 1 号 陸閘	成川	5.66×3.05×1	紀宝町消防団	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	—
19	三重県	井田地区 海岸	井田 2 号 陸閘	井田	2.70×2.08×1	紀宝町消防団	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	—
20	三重県	井田地区 海岸	井田 3 号 陸閘	井田	1.95×2.35×1	紀宝町消防団	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	—
21	三重県	神内川	神内内 防潮水門	井田	19.4×2.7×2 (主) 2.7×3.5×1 (スイング) 2.3×3.27 (スルース)	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
22	三重県	鵜殿港	中松原1号 防潮扉	鵜殿	7.3×1.55	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
23	三重県	鵜殿港	中松原2号 防潮扉	鵜殿	7.3×1.55	紀宝町	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	
24	三重県	鵜殿港	中松原3号 防潮扉	鵜殿	9.3×1.55	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
25	三重県	鵜殿港	中松原4号 防潮扉	鵜殿	11.1×2.65	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
26	三重県	鵜殿港	中松原5号 防潮扉	鵜殿	11.1×2.65	紀宝町	電動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	発電機 あり
27	三重県	鵜殿港	川原1号防 潮扉	鵜殿	8.54×1.35	紀州製紙	電動	07355(32)1111 紀州製紙	発電機 あり
28	三重県	鵜殿港	川原2号防 潮扉	鵜殿	8.54×1.35	紀州製紙	電動	07355(32)1111 紀州製紙	発電機 あり
29	三重県	鵜殿港	川原3号防 潮扉	鵜殿	8.54×1.35	紀宝町	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	—
30	三重県	鵜殿港	川原1号樋 管	鵜殿	3.00×2.85	熊野建設事務所	手動	05978(9)6147 熊野建設事務所	—
31	三重県	鵜殿港	平島防潮扉 1号	鵜殿	7.00×2.2	紀宝町 熊野建設事務所	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	—
32	三重県	鵜殿港	平島防潮扉 2号	鵜殿	4.0×2.45	紀宝町 熊野建設事務所	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	—
33	三重県	鵜殿港	平島防潮扉 3号	鵜殿	1.65×1.4	紀宝町 熊野建設事務所	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	—
34	三重県	鵜殿港	平島防潮扉 4号	鵜殿	1.65×1.4	紀宝町 熊野建設事務所	手動	0735(23)3025 紀宝町 産業建設課	—

7－6 相野谷川輪中堤水防警報水位

輪中堤	鮎田	高岡	大里	
水防団待機水位		2. 00m		
はんらん注意水位		3. 10m		← 避難準備 (消防団出動)
第一避難判断水位	6. 18m	3. 84m	4. 73m	
計画高水位		4. 56m		← 避難勧告
陸閘操作水位	6. 84m	4. 81m	5. 71m	
第二避難判断水位	7. 80m	7. 80m	7. 80m	← 避難指示
危険水位相当水位	8. 80m	8. 80m	8. 80m	

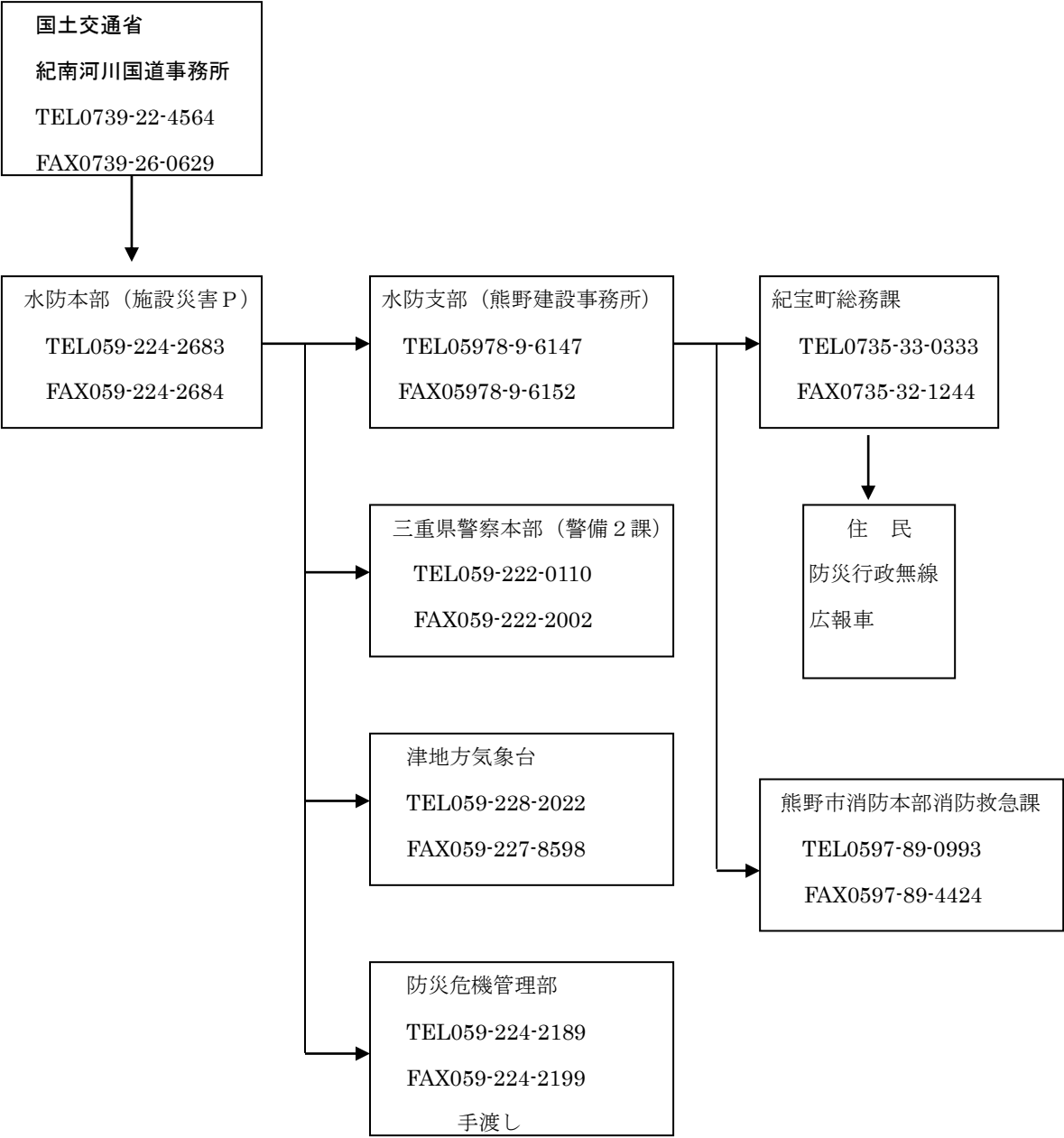
第一避難判断水位：通行止めを行う水位、陸閘、を閉鎖する 1 時間前

第二避難判断水位：輪中堤内の住民に危険が及ぶ 1 時間前

※高岡は相野谷川水防警報実施区域の対象水位観測所と位置づけされているため、鮎田、大里については指定・警戒・計画水位は設定なし。

平成 1 9 年 6 月現在

7－7 新宮川水系水防警報伝達系統図



8. 輸送に関する資料

8-1 三重県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、三重県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び三重県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とするこ
と。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがあ
る場合)

(3) 非代替性 防災ヘリ以外に適切な手段がないこと

(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を充たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、協定に基づき、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合の機関の長（以下「機関の長」という。）が消防防災分野防災チームマネージャー（以下「運航管理責任者」という。）に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入れ体制)

第7 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8 隊長は、緊急運航を終了した場合には、災害速報（様式第2号等）により、速やかに、活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式任意）により、その旨報告するものとする。

(附則)

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

別紙（第4関係）

防災ヘリコプター緊急運航要請基準

1 救急活動

(1) 山村、離島等からの救急患者の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として、医師が搭乗できる場合（交通遠隔地からの傷病者搬送）

(2) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

遠隔地へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

(4) その他救急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

2 救助活動

(1) 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは、対応できないと認められる場合

(2) 高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) 高速道路及び自動車専用道路での事故救助

高速道路及び自動車専用道路での事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められる場合

(5) その他救急救助上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(4) その他災害応急対策上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他、火災防御活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

様式第1号（第5関係）
防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分現在	
1 要請機関名	☎ 発信者	
2 災害の種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急（調査・広報） (4)火災防御 (5)その他	
3 活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助輸送（品名数量 ） その他（ ）	
4 発生場所及び発生時間	市町村 地内 （発生時間）平成 年 月 日 午前・午後 時 分 （目標） （離着陸場所）	
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 気象予警報（ 警報・注意報）	
6 現場指揮者	所属・職名・氏名	
7 現場との連絡手段	無線種別（全国波、県波、市町村波） 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）	
8 要請を必要とする理由	※災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること （救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述のこと）	
目標	別添地図のとおり ※目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページ数を明記	
三重県防災航空隊 ☎ 059-235-2555 緊急要請専用 235-2558 235-2557		受信者

9 傷病者搬送の場合	傷病者	住所名		年齢 生年月日	歳	性別 職業	男・女
	症状						
	着陸場所の 目標等	出動先 所在地及び 目標		搬送先 所在地 及び目標			
	同乗者	医師及び 看護師の氏名		関係者の氏名			
	病院への搬 送方法	救急車の手配		病院の手配			
	受入病院	所在地 名称		連絡先	☎		
	搬送先の消 防本部の 担当者職氏名	消防本部		課	☎		
10 必要資機材							
11 他航空機への要請		(有・無) 機関名		要請機数		機	
12 その他必要事項							
* 以下の項目は防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。							
1 使用無線等		無線種別（全国波、県波、市町村波） 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）					
2 到着予定時間		平成 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分					
3 活動予定時間		時間 分					
4 燃料の確保		要手配・手配不要 ℓ（ドラム缶 本）					

防災ヘリコプターの運航に必要な気象条件

			視程	雲高	風速	備考
管制圏外	離着陸	昼間	飛行視程 1,500m以上	150m以上	平均17m以下 最大19m以下	※ 特別有視界飛行（SVFR） (1) 雲から離れて飛行 (2) 飛行視程1,500m以上を維持 (3) 地面又は水面を引き続き視認 以上の条件で管制圏内が計器気象状態（IMC）時の離着陸をいう。
		夜間	飛行視程 5,000m以上	300m以上		
	飛行中	昼間	飛行視程 1,500m以上	・雲から離れて飛行 ・地面又は水面を引き続き視認		
		夜間	飛行視程 5,000m以上	300m以上		

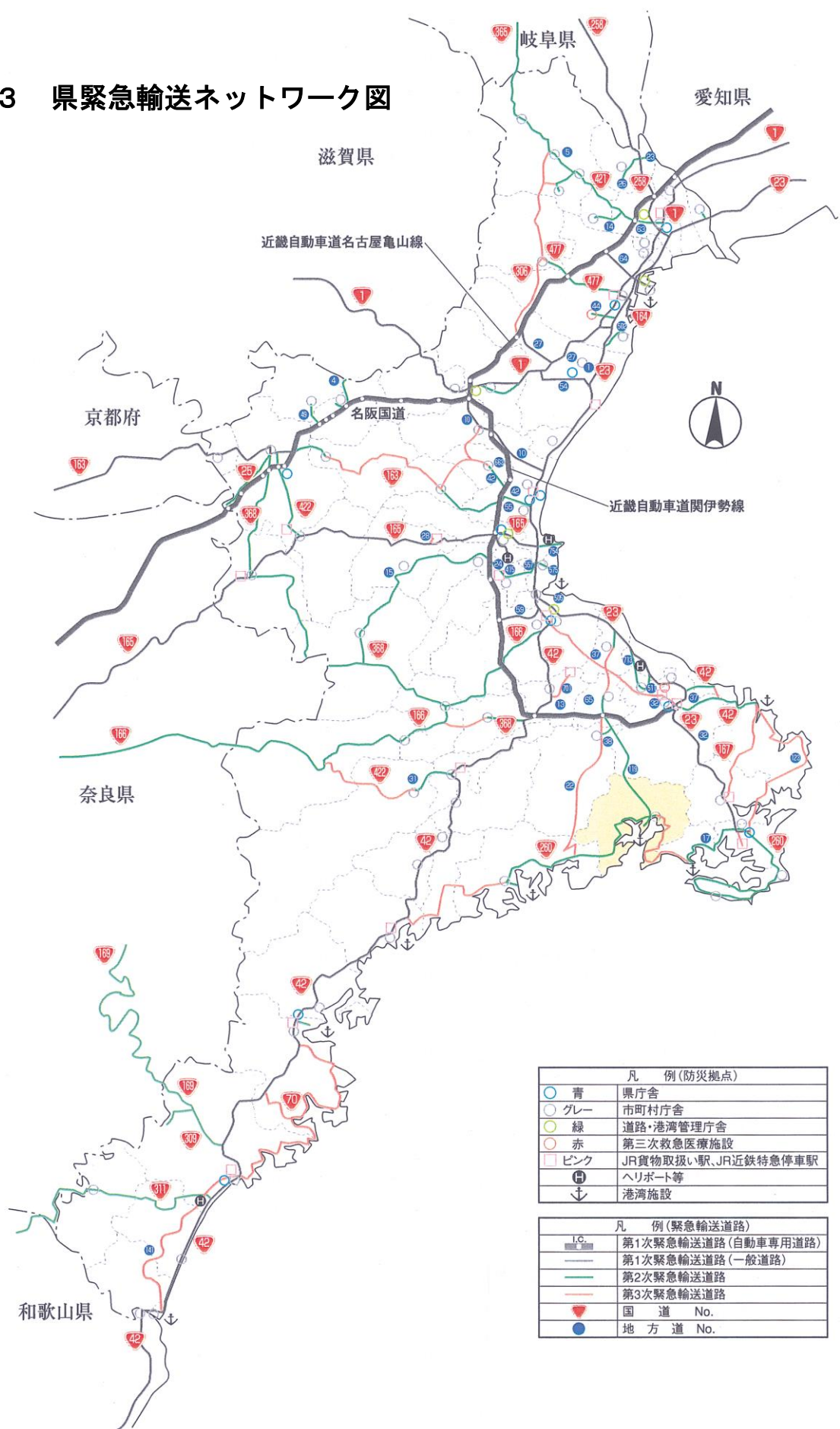
運航に必要な気象情報の観測通報要領

観測項目		通報単位	通 報 要 領																											
			通報の一例	説 明																										
視 程		「km」	「視程約10km」	観測地点から約10km離れている山、塔、建物等が見える。 （視程とは、地（水）平線上、目で見通せる最大距離）																										
雲	雲量	「10分位」	「雲量約 6／10」	快晴……………雲量 1／10未満 晴 …………… ” 1／10～ 5／10 曇 …………… ” 6／10～ 9／10 本曇…………… ” 10／10																										
	高さ	「m」	「雲の高さ約500m」	周囲の山の高さ等を参考にして判定する。標高500mの山の頂上付近に雲がかかって見える。																										
風	方 向	「 8 方向」	「風向南」	北 北西 北東 西 東 南西 南東 南																										
	強 度	「m」	「風速約 5 m」	<table><tr><td></td><td>風力階級</td><td>風速（m／ s）</td></tr><tr><td>静穏煙はまっすぐ昇る</td><td>1</td><td>0 ～0.6未満</td></tr><tr><td>煙りがなびく</td><td>2</td><td>0.6～1.6</td></tr><tr><td>顔に風を感じる、木の葉が動く</td><td>3</td><td>1.6～3.4</td></tr><tr><td>砂ぼこりが立ち、紙片が舞う</td><td>4</td><td>3.4～5.5</td></tr><tr><td>葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ</td><td>5</td><td>5.5～8.0</td></tr><tr><td>大枝が動く、電線がなる</td><td>6</td><td>8.0～10.8</td></tr><tr><td>樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難</td><td>7</td><td>10.8～13.9</td></tr><tr><td>小枝が折れる、風に向かって歩けない</td><td>8</td><td>13.9～17.2</td></tr></table>		風力階級	風速（m／ s）	静穏煙はまっすぐ昇る	1	0 ～0.6未満	煙りがなびく	2	0.6～1.6	顔に風を感じる、木の葉が動く	3	1.6～3.4	砂ぼこりが立ち、紙片が舞う	4	3.4～5.5	葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ	5	5.5～8.0	大枝が動く、電線がなる	6	8.0～10.8	樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難	7	10.8～13.9	小枝が折れる、風に向かって歩けない	8
	風力階級	風速（m／ s）																												
静穏煙はまっすぐ昇る	1	0 ～0.6未満																												
煙りがなびく	2	0.6～1.6																												
顔に風を感じる、木の葉が動く	3	1.6～3.4																												
砂ぼこりが立ち、紙片が舞う	4	3.4～5.5																												
葉のあるかん木が揺れ始め池または沼の水面に波頭が立つ	5	5.5～8.0																												
大枝が動く、電線がなる	6	8.0～10.8																												
樹木全体が揺れ、風に向かって歩行困難	7	10.8～13.9																												
小枝が折れる、風に向かって歩けない	8	13.9～17.2																												

8-2 ヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所 在 地	緯 度 経 度	管 理 者 電 話 番 号	面積 (㎡)		離着陸 場規模	避難場 所指定	土地 表面	散水の 必要性	対空 表示	備考
深田グラウンド	南牟婁郡紀宝町大里24-5	N 33° 46′ 06″ E 135° 59′ 01″	紀宝町 教育委員会 0735-32-0241	120 × 105	12600	B	無	渋土	有		※場外
相野谷小学校グラウンド	南牟婁郡紀宝町井内98-1	N 33° 47′ 02″ E 135° 59′ 25″	学校長 0735-34-0009	100 × 45	4500	C	有	渋土	有		
神内小学校グラウンド	南牟婁郡紀宝町神内461	N 33° 44′ 55″ E 136° 00′ 51″	学校長 0735-32-2009	82 × 70	5740	C	有	渋土	有		
鵜殿運動場	南牟婁郡紀宝町鵜殿1148-1	N 33° 44′ 14″ E 136° 00′ 45″	紀宝町 教育委員会 0735-32-0241	90 × 120	10800	B	有	渋土	有		
鵜殿小学校グラウンド	南牟婁郡紀宝町鵜殿1232-1	N 33° 44′ 20″ E 136° 00′ 53″	学校長 0735-32-0054	80 × 60	4800	C	無	渋土	有		
矢渕中学校グラウンド	南牟婁郡紀宝町鵜殿20	N 33° 43′ 50″ E 136° 00′ 18″	学校長 0735-32-0025	100 × 91	9100	C	無	渋土	有		
浅里飛雪の瀧公園	南牟婁郡紀宝町浅里1409-1	N 33° 45′ 29″ E 135° 55′ 35″	紀宝町 産業建設課 0735-23-3025	68 × 38	2584	C	有	渋土	有		

8-3 県緊急輸送ネットワーク図



9. 防災資機材・備蓄物資

9-1 町備蓄物資・防災資機材

備蓄品名		備 蓄 場 所				合 計
		鵜殿陶芸倉庫	成川中村倉庫	鵜殿防災倉庫	鵜殿消防車庫	
非常食	ソフトパン 24 個/箱	39 箱=936 食				39 箱=936 食
	アルファ米 (1 食用) 50 個/箱	21 箱=1,050 食	3 箱=150 食			24 箱=1,200 食
	アルファ米 (50 食用)	20 箱=1,000 食	10 箱=500 食			30 箱=1,500 食
	アルファ米 (30 食用)		10 箱=300 食			10 箱=300 食
	豚汁 他 (1 食用) 30 個/箱		19 箱=570 食			19 箱=570 食
	クラッカー	100 個	105 個			205 食
	飲料水 (500m l) 24 本/箱	10 箱=240 本	27 箱=648 本			37 箱=888 本
食器類	茶碗・皿・コップ類		700 個			700 個
	紙コップ	500 個	200 個			700 個
炊飯	ガス炊飯器		2 台			2 台
	鍋	6 個	5 個			11 個
	ジャグ	4 台				4 台
給水	給水タンク		1 個			1 個
	ポリタンク	10 個				10 個
	浄水器		1 台		1 台 (海水)	2 台
寝具	毛布 10 枚/箱	80 箱=800 枚	30 箱=300 枚			110 箱=1,100 枚
	日用品セット		5 箱=50 セット			5 箱=50 セット
トイレ	組み立てトイレ		1,000 個			1,000 個
	トイレ凝固・袋セット 100 回分/箱	11 箱=1,100 回分	21 箱=2,100 回分			33 箱 =3,300 回分
	トイレトーパー 100 回分/箱	15 箱=1,500 個				15 箱=1,500 個

備蓄品名		備 蓄 場 所				合 計
		鵜殿陶芸倉庫	成川中村倉庫	鵜殿防災倉庫	鵜殿消防車庫	
救出救護	担架	5 台				5 台
	救急箱	9 箱				9 箱
	ハンディーキャンパー	2 台				2 台
	災害救助用工具	5 セット				5 セット
	ヘルメット		2 0 個			20 個
	ハンドマイク	13 台	1 台			14 台
	ラビットワップ（土嚢袋） 50 枚/箱	2 箱＝100 枚	7 箱＝350 枚	700 枚		1,150 枚
	土嚢袋			1000 枚		1,000 枚
	救命胴着	25 着	10 着	60 着		95 着
	消火器	2 本	2 本			4 本
	ゴムボート			1 艇		1 艇
	船外機			1 艇		1 台
	スコップ、ジョレン			80 本		80 本
	油圧ジャッキ		1 台			1 台
照明器具	懐中電灯	20 台				20 台
	発電機	9 台		3 台		12 台
	投光器			3 台		3 台
	ガソリン缶	2 個	1 個	3 個		6 個

9-2 避難所備蓄物資

番号	地区名	施設名	収容人員		非常食		給水	寝具	救護
					アルファ米 (50食分)	クラッカー 180缶	浄水器	毛布	救急箱
1	井田	下り場集落センター	80	790	1			10	1
2	井田	茶屋地構造改善センター	80		1			20	1
3	井田	井田公民館 (馬場地)	200		1			20	1
4	井田	井田小学校 (地下)	350		14	2	1	10	1
5	井田	上野つどい館 (上野農事集会所)	80		1			10	1
6	神内	神内老人福祉センター	500	1200	1			20	1
7	神内	紀宝町保健センター	300		1	2		10	1
8	神内	神内小学校	300		4	2		10	1
9	神内	神内会館 (神内構造改善センター)	100		1			10	1
10	成川	ふれあい会館 (飯盛多目的集会施設)	80	1220	1			20	1
11	成川	JA 三重南紀紀宝支店 (グリーンプラザ)	500		1			10	1
12	成川	成川 (下地) 生活改善センター	80		1			10	1
13	成川	中村多目的集会施設	80		中村倉庫			中村倉庫	1
14	成川	成川小学校	300		中村倉庫		中村倉庫	中村倉庫	1
15	成川	紀宝町役場分庁舎	100		中村倉庫			10	1
16	成川	上地多目的集会施設	80		1			10	1
17	鮎田	弁慶 (鮎田構造改善センター)	80	80	3	2		20	1

番号	地区名	施設名	収容人員		非常食		給水	寝具	救護
					アルファ米 (50食分)	クラッカー 180缶	浄水器	毛 布	救急箱
18	高 岡	高岡避難所	50	250	3	2		50	1
19	高 岡	明和小学校	100		1			15	1
20	高 岡	高岡老人憩いの家	100		1			10	1
21	北檜杖	北檜杖多目的集会施設	50	150	3	2		10	1
22	北檜杖	北檜杖小学校	100		1			10	1
23	瀬 原	瀬原公民館	30	30	1			10	1
24	浅 里	浅里生活改善センター	80	85	1			10	1
25	浅 里	飛雪の滝キャンプ場	5		4	2		10	1
26	大 里	ふるさと資料館	50	1000	2			10	1
27	大 里	田代体育館	450		6	2		20	1
28	大 里	小畑中高齢者就業改善センター	50		1			10	1
29	大 里	大里多目的集会施設	100		1			20	1
30	大 里	相野谷中学校	350		4	2		10	1
31	井 内	相野谷小学校	100	150	4	2	1	10	1
32	井 内	井内青年クラブ	50		1			10	1
33	平尾井	平尾井高齢者生産活動センター	150	150	1			10	1
34	阪松原	阪松原生活改善センター	80	80	1			10	1
35	桐 原	桐原生活改善センター	80	80	5			10	1

番号	地区名	施設名	収容人員		非常食		給水	寝具	救護
					アルファ米 (50食分)	クラッカー 180缶	浄水器	毛 布	救急箱
36	鵜 殿	ふるさと歴史館	30	1820	1			10	1
37	鵜 殿	紀宝町役場本庁舎	80		鵜殿倉庫			10	1
38	鵜 殿	鵜殿体育館	200		鵜殿倉庫			鵜殿倉庫	1
39	鵜 殿	鵜殿小学校	150		1			20	1
40	鵜 殿	鵜殿保育所	10		1			10	1
41	鵜 殿	生涯学習センターまなびの郷	600		2			20	1
42	鵜 殿	ふれあい会館	50		1			10	1
43	鵜 殿	紀宝町老人福祉センター	200		2			30	1
44	鵜 殿	鵜殿運動場	500		—			—	—
		計	7085		8 1 箱 (3,000食)	20	2	555	44

9-3 紀宝町（自主）防災資機材倉庫

	地区名	設置場所	ジョレン	スコップ	一輪車	土嚢袋	救助道具	発電機	コードリール	投光機	エンジンカッター	ライト	救急箱	担架	拡声器	ヘルメット	消火器	ラビットワップ	救命胴衣	トイレ衛生袋	つるはし	ガソリン缶	船外機
1	井田	下り場集落センター					1式	1				6		1	2								
2	井田	井田小学校	5	5	5	300	1式																
3	井田	茶屋地構造改善センター	5	5	5	300	1式						1							100枚			
4	井田	井田班消防車庫裏	5	5	5	300	1式																
5	井田	上野つどい館（上野農事集会所）	5	5	5	300	1式	1		1													
6	神内	神内会館	5	5	5	300	1式																
7	神内	神内小学校	5	5	5	300	1式																
8	成川	ふれあい会館	5	5	5	300	1式	1		1							1					1	
9	成川	下地変電所横	5	5	5	300	1式																
10	成川	中村多目的集会施設	5	5	5	300	1式																
11	成川	上地深谷地区	5	5	5	200	1式											100枚			1		
12	鮎田	弁慶（鮎田構造改善センター）	5	5	5	300	1式							2									
13	高岡	高岡避難所				2,000	1式												8				1
14	北檜杖	北檜杖多目的集会施設	5	5	5	300	1式																
15	瀬原	瀬原公民館	5	5	5	300	1式						1										
16	浅里	浅里生活改善センター	5	5	5	300	1式																
17	大里	深田運動場テニスコート	5	5	5	300	1式																

	地区名	設置場所	ジョレン	スコップ	一輪車	土嚢袋	救助道具	発電機	コードリール	投光機	エンジンカッター	ライト	救急箱	担架	拡声器	ヘルメット	消火器	ラピットワップ	救命胴衣	トイレ衛生袋	つるはし	ガソリン缶	船外機
18	大里	大里多目的集会施設 (大里東用)	5	5	5	300	1 式																
19	大里	大里多目的集会施設 (大里西用)	5	5	5	300	1 式																
20	大里	ふるさと資料館	5	5	5	300	1 式																
21	大里	小畑中高齢者就業改 善センター	5	5	5	300	1 式																
22	井内	井内青年クラブ	5	5	5	300	1 式																
23	平尾井	倉根地	5	5	5	300	1 式																
24	平尾井	平尾井高齢者生産活 動センター	5	5	5	300	1 式																
25	阪松原	阪松原生活改善セン ター	5	5	5	300	1 式																
26	桐原	旧桐原小学校跡地	5	5	5	300	1 式																
27	桐原	上桐原バス停バス回 転場	5	5	5	300	1 式																
28	鵜殿	上地・旧警察跡地			1		1 式	2	4	4		10	1	1	2	10					3	1	
29	鵜殿	日高・福祉センター 付近									1	6			6				5				
30	鵜殿	波静・村阪組付近			2		1 式	2	2	2		10			4		4					1	
31	鵜殿	法寿坊・駅裏	2	8	1		1 式	2	2	2		4			3	16	3	170				1	
32	鵜殿	平嶋・ふれあい会館			1			1	2	2	1	10			9	14			12			1	
33	鵜殿	奥平島・紀州製紙社 宅裏		3	1		1 式	1		2	1	10	1	1	2	10					2		

救助道具セット（旧紀宝）＝平バール、ボルトカッター、折込のこぎり、大ハンマー、トラロープ

（鵜殿地区）＝バール、ハンマー、スコップ、つるはし、ジャッキ、ノコギリ、ロープ、ゴーグル、マスク、手袋、ライト、救急用品、軽微工具品

10. 要員の確保

10－ 1 災害対策技術要員

区分 市町	建設機械操作手	船舶運転士	船舶機関士	自動車運転士 専任	土木 技術職	建設技術職	
					一般 農業 林業 技師	建設技術	電気技師
紀宝町				4	6		

医 療 職									
医師	歯科医師	獣医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	レントゲン 技師	衛生検査技師
1				7		2			

11. 各種様式

11－1 災害報告様式

【消防庁指定 第4号様式（その2）】

(様式1)
〔災害概況速報〕

災害名 (第 報)

報告日時	
市町村名	
報告者	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況										

人 的 被 害 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発生場所	原 因	年齢 性別	状況	氏 名 職 業	住 所

住 家 等 被 害 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発生場所	原 因	種 別 その他	棟数	世帯数	人数	状 況

避難の状況

発生（覚知） 日時	発生地区	発令等	避難場所	世帯数	人数	ピーク時		解除日時
						世帯数	人数	

市町村道路通行止めの状況

発生（覚知） 日時	路線名称	通行止め区間	解除見込み日時	原因	摘要

水 道 被 害 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発生地域	原 因	戸数	状況	復旧見込日時	摘 要

地すべり・山（崖）崩れの状況

発生（覚知） 日 時	発生場所	状 況	人的（家屋） 被害の有無	摘 要

船 舶 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発生場所	原 因	船舶名	沈没	流出	破損	摘 要

田 畑 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発生場所	田（ha）		畑（ha）		原 因	摘 要
		流埋	冠水	流埋	冠水		

そ の 他 の 状 況

発生（覚知） 日 時	名 称	発生場所	原 因	状 況	摘 要

火 災 の 状 況

発生（覚知） 日 時	発 生 地 域	火 災 の 状 況		火災件数	摘 要

交 通 機 関 の 状 況

発生（覚知） 日 時	名 称	運 休 区 間	復旧見込日時	原 因	摘 要

ラ イ フ ラ イ ン の 状 況

発生（覚知） 日 時	名 称	発生地域	原 因	戸数	状況	復旧見込 時 間	摘 要

道 路 情 報

発生（覚知） 日 時	番号	道路管理者 路 線 名	箇 所 名 (規制区間)	規制原因 規制内容	規制（災 害）解除 見込日時	迂回路有無 迂回路線名	摘 要

(様式 2)

〔被害状況速報〕

都道府県			区分				被害				
災害名 ・ 報告番号			災害名 第 報 (月 日 時現在)				その他	田	流失・埋没	ha	
									冠 水	ha	
報告者名								畑	流失・埋没	ha	
									冠 水	ha	
区分			被害		文教施設	箇所					
人的被害	死者		人		病院	箇所					
	行方不明者		人		道路	箇所					
	負傷者	重傷	人		橋りょう	箇所					
		軽傷	人		河川	箇所					
住家被害	全壊		棟		港湾	箇所					
			世帯		砂防	箇所					
			人		清掃施設	箇所					
	半壊		棟		崖くずれ	箇所					
			世帯		鉄道不通	箇所					
			人		被害船舶隻						
	一部破損		棟		水道	戸					
			世帯		電話	回線					
			人		電気	戸					
	床上浸水		棟		ガス	戸					
			世帯		ブロック塀等	箇所					
			人								
害	床下浸水		棟		り	災害世帯数	世帯				
			世帯		り	災害者数	人				
			人		火災発生	建物	件				
非住家	公共建物		棟			危険物	件				
	その他		棟			その他	件				

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県							
公 立 文 教 施 設	千円										
農 林 水 産 業 施 設	千円										
公 共 土 木 施 設	千円										
そ の 他 の 公 共 施 設	千円										
小 計	千円										
公共施設被害市町村数		団体		市 町 村							
そ の 他	農 業 被 害	千円									
	林 業 被 害	千円									
	畜 産 被 害	千円						災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名			
	水 産 被 害	千円									
	商 工 被 害	千円									
そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人							
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人						
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況										

※被害額は省略することができるものとする。

(様式A)

被害状況調査書

(年 月 日 時 分現在)

市町村名

人的被害	死者		ア	人		
	行方不明		イ	人		
	負傷	重傷	ウ	人		
		軽傷	エ	人		
		小計	オ	人		
	計		カ	人		
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失		キ	棟	
		半壊及び半焼		ク	棟	
		一部破損		ケ	棟	
		床上浸水		コ	棟	
		床下浸水		サ	棟	
	世帯数及び人員	全壊、全焼及び流失	世帯	シ	世帯	
			人員	ス	人	
		半壊及び半焼	世帯	セ	世帯	
			人員	ソ	人	
		一部破損	世帯	タ	世帯	
			人員	チ	人	
		床上浸水	世帯	ツ	世帯	
			人員	テ	人	
		床下浸水	世帯	ト	世帯	
			人員	ナ	人	
		報告	発信	月 日 時 分	発信者	
			受信	月 日 時 分	受信者	

(注) 災害救助法によるもの

11－2 自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(1) 災害派遣要請書（知事あて）

		年	月	日
知	事	あて		
			(市町村長)	印
自衛隊の災害派遣要請要求について				
災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。				
記				
1	災害の状況及び派遣を要求する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する事由			
2	派遣を希望する期間			
3	派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 派遣を希望する活動内容 (3) 連絡場所及び連絡者			
4	その他参考となすべき事項			

(2) 撤収要請書（知事あて）

		年		月		日	
知		事		あて			
				(市町村長)		印	
自衛隊の撤収要請について							
このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。							
記							
1 撤収要請日時							
平成		年		月		日 時 分	
2 派遣要請日時							
平成		年		月		日 時 分	
3 撤収作業場所							
撤収作業内容							

紀宝町地域防災計画

発行年月 : 平成 20 年 3 月

発 行 : 紀宝町防災会議

〒519-5701

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324 番地

TEL 0735-33-0333 FAX 0735-32-1244

策定協力 : ㈱日本出版
